

H24 年度 海外制度調査

米国における
教育産業、人材派遣産業、理容・美容産業制度調査

2013 年 1 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所

目次

はじめに	1
1 教育産業	2
1.1 教育産業概要	2
1.1.1 業界構造	2
1.1.2 市場規模	3
1.1.3 市場トレンド	6
1.2 外資参入に関する規制・法的制約	8
1.2.1 外資規制	8
1.2.2 投資奨励策・外資優遇措置	10
1.2.3 その他、教育産業特有の参入手続きにおける注意点	12
1.2.4 フランチャイズでの事業展開	14
1.3 営業許可・届出手続きなど	15
1.3.1 事業の許認可・登録手続き	15
1.3.2 就業者・指導者に必要な資格	26
1.3.3 進出相談が多いケースでの具体的な手続き方法	30
1.3.4 専門機関による学校認定 (accreditation)	32
1.4 教育産業の主な事業者に関する情報	33
1.4.1 キャリア・センター社 (Career Center)	33
1.4.2 リンカーン教育サービス社 (Lincoln Educational Services Corporation)	35
1.4.3 プリンストン・レビュー社 (The Princeton Review, Inc.)	36
1.4.4 ホームワークヘルプ・ドットコム社 (Homeworkhelp.com)	37
1.5 重要な情報源の URL	39
1.6 関連省庁・業界団体などの問合せ先リスト	41
2 人材派遣産業	42
2.1 人材派遣産業概要	42
2.1.1 業界構造	42
2.1.2 市場規模	43
2.1.3 市場トレンド	47
2.2 外資参入に関する規制・法的制約	49
2.2.1 外資規制	49
2.2.2 投資奨励策・外資優遇措置	50
2.2.3 その他、人材派遣産業特有の参入手続きにおける注意点	50
2.3 営業許可・届出手続きなど	51
2.3.1 事業の許認可・登録手続き	51
2.3.2 就業者に必要な資格	59
2.4 人材派遣産業の主な事業者に関する情報	61
2.4.1 アデコ USA 社 (Adecco USA)	61
2.4.2 マンパワー・グループ社 (Manpower Group)	62
2.4.3 ケリー・サービス社 (Kelly Services)	63
2.4.4 インスペリティ社 (Insperity)	64
2.4.5 オートマティック・データ・プロセッシング社 (Automatic Data Processing, Inc)	64
2.5 重要な情報源の URL	65
2.6 関係省庁・業界団体などの問合せ先リスト	67

3	理容・美容産業	69
3.1	理容・美容産業概要	69
3.1.1	業界構造	69
3.1.2	市場規模	72
3.1.3	市場トレンド	74
3.2	外資参入に関する規制・法的制約	75
3.2.1	外資規制	75
3.2.2	投資奨励策・外資優遇措置	76
3.2.3	その他、理容・美容産業特有の参入手続きにおける注意点	77
3.2.4	フランチャイズでの事業展開	78
3.2.5	日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合	78
3.3	営業許可・届出手続きなど	79
3.3.1	事業の許認可・登録手続き	79
3.3.2	就業者に必要な資格	82
3.4	理容・美容産業の主な事業者に関する情報	84
3.4.1	レジス社 (Regis Corporation)	85
3.4.2	グレート・クリップス社 (Great Clips)	86
3.4.3	ファンタスティック・サムズ社 (Fantastic Sams)	86
3.4.4	スポーツ・クリップス社 (Sports Clips)	87
3.4.5	リーガル・ネイルズ社 (Regal Nails)	87
3.5	重要な情報源の URL	88
3.6	関連省庁・業界団体などの問い合わせ先リスト	89

図表目次

図 1	教育産業における 4 つの各セクターが全体に占める割合	3
図 2	教育産業における各セクターの市場シェア	4
図 3	人材派遣産業の各セクターが全体に占める割合	43
図 4	人材派遣産業全体の売り上げ内訳	44
図 5	州別人材派遣産業売上高上位 5 州の業界総売上高に対する割合	45
図 6	従業員数のセクター別内訳	47
図 7	理容・美容産業の各事業部門が全体に占める割合 (2007 年)	70
図 8	従業員を雇用している事業数と雇用していない事業数の対比 (2007 年)	71
図 9	理容・美容産業における各分野が全体に占める割合	73
図 10	理容・美容産業における従業員を雇用する事業と雇用しない事業の売上高が全体に占める割合 (2007 年)	73
図 11	理容・美容産業における職種別雇用数の成長予測 (2010 年～2020 年) (単位: 人)	75
表 1	「ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング」セクターにおける売り上げ内訳および機関・従業員数内訳	4
表 2	「技術職業専門学校」セクターにおける売り上げ内訳および機関数・従業員数内訳	5
表 3	「その他の学校」セクターにおける売り上げ内訳および機関数・従業員数内訳	5
表 4	「教育サポートサービス」セクターにおける売り上げ内訳および機関数・従業員数内訳	6
表 5	ニューヨーク州において教育産業分野のビジネスを管轄する省庁	13
表 6	教育産業連邦事業関連法規	15
表 7	教育産業ニューヨーク州事業関連法規	17
表 8	技術職業専門学校の開校許可・登録申請に必要な書類一覧	18
表 9	営利語学専門学校の開校許可・登録申請に必要な書類一覧	21
表 10	学校認可証の更新に必要な書類など	22
表 11	年間授業料収入総額と必要な財務諸表の種類	24
表 12	認可された学校が保存すべき記録とその期間	25
表 13	校長・教員・代理人職に就く者に必要な資格	26
表 14	就労目的で滞在することが可能なビザ	28
表 15	雇用に基づく永住権の申請カテゴリー	29
表 16	企業形態別の事業体登録申請方法	30
表 17	認定申請に必要な費用	33
表 18	オンサイト調査に係る費用	33
表 19	コンピューター・トレーニングコースで提供する履修コース	34
表 20	人材派遣産業の売上高・従業員数・機関数別上位州	44
表 21	セクター別売上高の高い州および売上額が全体に占める割合 (売上高の単位: 1,000 ドル)	45
表 22	PEO 免許取得に必要な書類とその概要	57
表 23	PEO 免許申請時期と免許料金	58
表 24	理容・美容産業事業数内訳 (2007 年)	70
表 25	理容・美容産業売り上げ内訳 (単位: 1,000 ドル)	72
表 26	理容・美容産業事業数および売上高上位 5 州	74
表 27	理容・美容産業ニューヨーク州事業関連法規	79

はじめに

本報告書においては、①教育産業、②人材派遣産業、③理容・美容産業の3産業について調査を行い、それぞれ、産業概要と関連する規制や手続きなどについて取りまとめている。本調査の目的は、米国の特定産業市場への事業参入・運営に係る規制や手続きに関する情報について取りまとめ、日本企業の米国進出に寄与することである。

各章の始めに、それぞれの産業の概要や市場規模、市場トレンドなどに関する情報を取りまとめ、その後、外資参入に関する規制、具体的な営業許可・届出手続きを調査し、さらに各産業における主な事業者を紹介し、最後に関連する法律や省庁、業界団体などのリストを取りまとめた。なお、米国において事業を行うためには、連邦政府よりも事業実施州の州政府の定める法規に則る必要があり、本報告書では、ニューヨーク州への進出を目指すことを前提として同州での事業手続きや事業運営に必要な手続きなどを調査した。

米国は基本的に外資参入を歓迎しており、安全保障や金融、エネルギー分野など国家基盤に大きくかかわる産業分野でない限り、参入規制は行っていない。つまり、今回調査を行った3産業に共通して言えるのは、いずれも規制対象にはなっておらず比較的自由に米国市場へ参入可能であるという点である。さらに、ニューヨーク州にも外資参入を制限するような規制はなく、むしろ同州での事業運営は、国内・国外企業を問わず歓迎する傾向にある。また、米国で起業することはさほど困難ではなく個人で行うことも可能であるが、日本人が米国で就労するためにはまず就労可能なビザが必要となることから、弁護士など専門家のアドバイスを受けながら事業計画を実行していくことが重要となっている。

1 教育産業

1.1 教育産業概要

1.1.1 業界構造

米国連邦政府の統計機関は、カナダ、メキシコ両国と相互に共通する産業分類として、1997年に制定された北米産業分類システム（North American Industry Classification System：NAICS）を正式に採用している¹が、これによると、小・中・高等学校や、短大、大学などの学位を取得することができる課程を提供する教育機関を含まない、米国の非公式教育産業には、①ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング（Business School and Computer and Management Training）、②技術職業専門学校（Technical and Trade School）、③その他の学校（Other Schools and Instruction）、④教育サポートサービス（Educational Support Services）の4つのセクターに分類されている。これら各セクターの定義は以下のとおりである。

① ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング

パソコン操作、接客、コミュニケーションなど、主にオフィス勤務において必要なスキルを習得するためのコースや、管理職・専門職者のニーズに応じた講習会などを提供する専門学校を含む。提供されているコースには、事務職・秘書養成コース、コンピューター・スキル・トレーニング、管理職・専門職者のための短期セミナーなどがある。

② 技術職業専門学校

特定の職業に就くために必要な様々な技術や専門知識習得のための職業トレーニングを提供する学校を含む。具体的には、理容・美容学校、飛行訓練校、大工・機械工訓練学校、調理師学校など、各種技師・職業の見習い・訓練・実習を提供する学校などが該当する。

③ その他の学校

職業に直結する上記の①と②以外の専門プログラムを提供する学校で、具体的には、アート・音楽・演劇・ダンスなどの芸術系レッスン、スポーツ教室、レクリエーション指導、語学学校、大学・大学院進学のための標準試験受験に向けた準備コース、個別学習指導などの学習塾、自動車運転免許教習所などが含まれる。

④ 教育サポートサービス

直接生徒の学業指導には携わらないサービスを提供するもので、失業者や身体障害者へのカウンセリングを含む、教育カウンセリング、留学プログラム、教育テスト開発・評価サービスなどを扱う²。

なお、米国国勢調査局（United States Census Bureau）が行った2007年国勢調査の結果によると、教育産業機関の総数は6万1,385機関で、その内訳は①の「ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング」セクターに属する機関数が8,350機関で全体の14%を占め、②の「技術職業専門学校」セクターが8,124機関で13%、③の「その他の学校」セクターが3

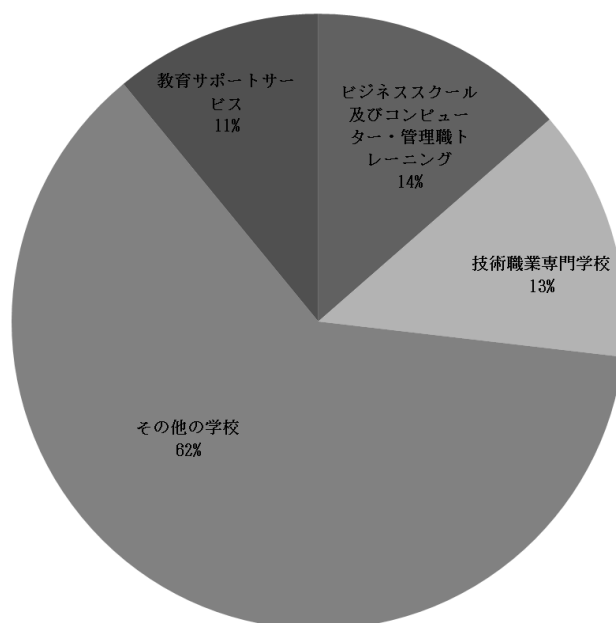
¹ <http://www.senshu-u.ac.jp/~off1009/PDF/smr531.pdf>

² <http://www.naics.com/censusfiles/NDEF61.HTM>

万 8,186 機関で 62%、④の「教育サポートサービス」セクターが 6,725 機関で 11%となっている³。

図 1 は、これら 4 つのセクターが米国教育産業界に占める割合を示したものである。

図 1 教育産業における 4 つの各セクターが全体に占める割合



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 611 Educational Services,
<http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i611.htm>

1.1.2 市場規模

2007 年国勢調査の結果によると、教育産業全体の売上総額は 449 億 8,065 万 6,000 ドルであった。この内訳は、①「ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング」が 100 億 3,712 万 8,000 ドル、②「技術職業専門学校」が 106 億 2,985 万 4,000 ドル、③「その他の学校」が 155 億 2,088 万 7,000 ドル、④「教育サポートサービス」が 87 億 9,278 万 7,000 ドルとなっている⁴。

図 2 は、各セクターの売り上げが全体に占める割合を示したグラフである。

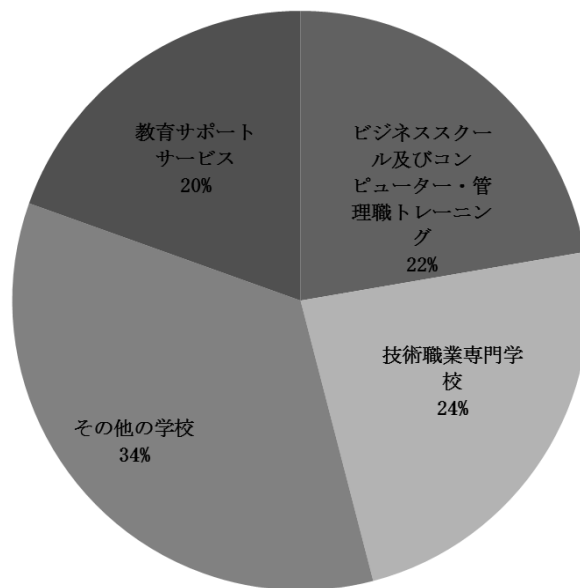
なお、同調査結果によると、教育産業には従業員を雇用しない個人事業体が 52 万 8,217 機関となっており、これらの売上総額は 72 億 1,450 万 9,000 ドルで、産業全体の 13.8%を占めていた。しかし、これらのセクター別内訳に関するデータは公表されていないため、本セクションで示す教育産業界におけるセクター別の売り上げや市場シェアでは従業員を雇用していない個人事業のデータは含まれていない⁵。

³ <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i611.htm>

⁴ 同上

⁵ 同上

図2 教育産業における各セクターの市場シェア



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 611 Educational Services <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i611.htm>

以下は、教育産業の各セクターに含まれる具体的な学校の種類別に売り上げ内訳などを示したものである。

① ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング

本セクターにおいて最も売り上げが多いのは、専門職・管理職開発トレーニング関連の学校で全体の72%を占めている。なお、専門職や管理職開発トレーニングといったサービスは、連邦省庁からの需要が高く、これらのサービスを提供する企業の中には、連邦省庁との契約を締結しているところもある⁶。

表1 「ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング」セクターにおける売り上げ内訳および機関・従業員数内訳

	売上額 (1,000ドル) (全体に占める%)	機関数 (社)	従業員数 (人)
ビジネススクールおよび秘書学校 (Business and Secretarial Schools)	406,790 (4%)	377	5,594
コンピューター・トレーニング (Computer Training)	2,457,973 (24%)	2,211	17,407
専門職・管理職開発トレーニング (Professional and Management Development Training)	7,172,365 (72%)	5,762	41,986
合計	10,037,128	8,350	64,987

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 6114 Business Schools and Computer and Management Training, <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i6114.htm>

⁶ <http://www.epipeline.com/mktng/nl-articles/naics-code-611430-2011.html>

② 技術職業専門学校

本セクターにおいて最も売上額が高いのは「その他の技術職業専門学校」分野となっており、これには、コンピューター修理技術やトラック運転手養成校などが含まれる。

表2 「技術職業専門学校」セクターにおける売り上げ内訳および機関数・従業員数内訳

	売上額 (1,000ドル) (全体に占める%)	機関数 (社)	従業員数 (人)
美容・理容学校 (Cosmetology and Barber Schools)	1,200,564 (11%)	1,727	15,999
飛行訓練校 (Flight Training)	2,168,991 (20%)	983	14,493
見習い・実習トレーニング (Apprenticeship Training)	1,247,296 (12%)	1,496	14,745
その他の技術職業専門学校 (Other Technical and Trade School)	6,013,003 (57%)	3,918	60,283
合計	10,629,854	8,124	105,520

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 61151 Technical and Trade Schools, <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i61151.htm>

③ その他の学校

本セクターは非公式教育産業の中で、売上額が最も大きいセクターとなっており、その中でも最も売上が大きいのは「スポーツ・レクリエーション指導」が学べる学校となっている。

表3 「その他の学校」セクターにおける売り上げ内訳および機関数・従業員数内訳

	売上額 (1,000ドル) (全体に占める%)	機関数 (社)	従業員数 (人)
芸術学校 (Fine Arts School)	3,247,593 (21%)	11,478	74,135
スポーツ・レクリエーション指導 (Sports and Recreation Instructions)	3,689,682 (23%)	12,292	80,085
語学学校 (Language Schools)	857,957 (6%)	1,334	18,052
試験準備および個別指導 (Exam Preparation and Tutoring)	3,514,570 (23%)	7,192	89,174
自動車運転免許教習所 (Automobile Driving Schools)	638,052 (4%)	2,261	13,619
その他 (All Other Miscellaneous Schools and Instructions)	3,573,033 (23%)	3,629	29,086
合計	15,520,887	38,186	304,150

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 6116 Other Schools and Instruction, <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i6116.htm>

U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 61169 All Other Schools and Instruction, <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i61169.htm>

④ 教育サポートサービス

本セクターでは「教育サポートサービス」が売り上げの約3分の2を占めている。なお、「教育サポートサービス」には、失業者や身体障害者に対する職業訓練や、低学歴の労働者に対する職業訓練などが含まれる。

表4 「教育サポートサービス」セクターにおける売り上げ内訳および機関数・従業員数内訳

	売上額 (1,000ドル) (全体に占める%)	機関数 (社)	従業員数 (人)
教育サポートサービス (Educational Support Services)	5,885,412 (67%)	5,328	43,241
教育テスト開発・評価サービス (Educational Test Development and Evaluation Services)	2,907,375 (33%)	1,397	22,052
合計	8,792,787	6,725	65,293

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 611710 Educational Support Services, <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i611710.htm>

1.1.3 市場トレンド

「ビジネススクールおよびコンピューター・管理職トレーニング」セクターの職業トレーニングにおいては、個人に対応した学習環境を提供する傾向が強くなっており、トレーニング様式も、コンピューター、携帯デバイス、ビデオの使用など、学習者の意向に合わせたツールを採用することが要求されるようになってきている。またそれ以外にも、オンライン・チャットルームを指導ツールの1つとして用いたり、学習内容をゲーム化したりするなど、インターネット世代の生徒に合わせた学習手段も提供されるようになってきている⁷。

「技術職業専門学校」セクターにおいては、海外に生産ラインを所有していた製造企業が、製造拠点を米国内に戻す傾向が高まるにつれ、高い技術を持つ労働者の需要が高まっていることが影響し、若者や失業者、現役製造業就労者など、立場を問わず技術分野への就職を目指し製造業関連プログラムを受講する学生数が急増する傾向にある。また、4年制大学に比べると技術専門学校は学費が格安である上、手に職をつけることができるため就職しやすいという理由から、「技術職業専門学校」セクターに属する学校を大学の代わりに選択する学生も増加している⁸。こういった学生を受け入れる学校では、実践的学習を補う形で、映像を見ながら仮想的に技術を習得することができる「バーチャル・トレーニング」機器に投資するところも少なくない⁹。

「その他の学校」セクターに属する「語学学校」でも、学習環境が今後大きく変化すると分析する専門家もいる。モハベ・コミュニティカレッジ (Mohave Community College、アリゾナ州) のスティーブ・ソーデン博士 (Steve Sorden) は、語学学習市場は、①学習者主体、②個別化された内容、③ソーシャルメディアなどを介した双方向対話型、④携帯端末などでいつでもどこでも学習可能、⑤自分の学びたいことが学べる、の4点を中心に今後需要がますます高まる傾向があると述べている。また同博士は、「ロゼッタ・ストーン (Rosetta Stone)¹⁰」、「イングリッシュ・ポッド (EnglishPod)¹¹」といった自主学習型教材および、「ハロー・ハロー (hello-

⁷ <http://www.trainingindustry.com/articles/10-trends-for-2012.aspx>

⁸ http://www.cnbc.com/id/34256312/Vocational_School_Enrollment_Booms_Amid_White_Collar_Bust

⁹ <http://money.cnn.com/2012/07/31/news/economy/manufacturing-trade-schools/index.htm>

¹⁰ 語学学習ソフトウェア会社の最大手。2012年現在、150カ国以上で30言語の語学学習ソリューションを提供。
<http://www.rosettastone.com/>

¹¹ MP3プレーヤー、iPhone、ウェブサイトなどを媒体にした英語学習ソリューション。<http://englishpod.com/>

hello) ¹²」、「ブスー・ドットコム (Busuu.com) ¹³」といったオンラインを利用した語学学習ツールに対する需要が今後高まると予測している。

さらに、ソーデン博士は語学学習に関する今後の技術動向を、「現在」と「3～5年後」に分けて予測している。具体的には、「現在」は生徒が実際に集まる教室、インターネット、自主学習といった学習手段を組み合わせた非公式・個別型学習、融合型学習、コンピューターを用いた音声対話型学習、無料または低価格のオープンコンテンツ、電子書籍、アプリケーションなどが主流であるが、「3～5年後」には、知的個別指導システム (Intelligent Tutoring System)、学習分析、個別学習環境、ゲーム型学習法およびオルタナティブ・リアリティ (Alternative Reality)、拡張現実語学学習 (Augmented Reality Language Learning) などが発展するとしている¹⁴。

これに加え、1990年代に登場したコンピューターを利用した語学学習手法 (computer-assisted language learning : CALL) の現代版といえる携帯電話を利用する語学学習手法 (mobile assisted language learning : MALL) が開発され、スマートフォンやMP3プレーヤー、タブレットなど、携帯型端末用のアプリも多く開発されていることから、語学学習の個別化・携帯化は今後さらに普及すると考えられている¹⁵。

「試験準備および個別指導サービス」においては、教育現場に導入される様々なテクノロジーへの対応が必要になっていることや、2001年に成立した「落ちこぼれ防止法 (No Child Left Behind : NCLB)」に定められている教育水準を満たすことができなかつた場合、学校は生徒に対して家庭教師による個別指導など補助的教育サービスを提供することが義務付けられていることも追い風となり、同サービスの需要の増加傾向が見られている¹⁶。また、「試験準備および個別指導サービス」の中でも特に、オンラインによる個別指導サービスの利用者が増加している。この背景には、核家族・共働きの家庭が増加し、保護者が子供の勉強を見る時間が十分に取れなくなっていることがあるほか、自宅にコンピューターを所有する家族が増えつつあることが挙げられる¹⁷。さらに好きな時に勉強が自分のペースでできるという時間的な柔軟性が生まれるという点や、塾に通う際の送迎にかかる時間や費用を削減できるという点もオンライン教育の大きな魅力の一つである¹⁸。例えば、オンライン個別指導を提供する「チューター・ドットコム (tutor.com)」は、2007年から2010年にかけて、同社が提供するオンライン個別指導時間数は36%増加したと報告している¹⁹。

¹² ソーシャル・ネットワークに語学学習を組み入れた新しい形のオンラインおよびモバイル語学学習コース。

<http://hello-hello.com/index.php>

¹³ 無料オンライン語学学習コミュニティ。月会費を支払って、より多くの機能や教材へのアクセスのあるプレミアム会員になることも可能。 <http://www.busuu.com/enc>

¹⁴ <http://www.slideshare.net/ssorden/emerging-trends-in-foreign-language-teaching-with-ict>、P.40

¹⁵ <http://drsaraheaton.wordpress.com/2010/05/31/mall-mobile-assisted-language-learning/>

¹⁶ <http://www.businesswire.com/news/home/20110722005211/en/Private-Tutoring-Market-Witness-Huge-Growth-Reach>

¹⁷ http://www.prweb.com/releases/private_tutoring_market/home_tutoring/prweb8343522.htm

¹⁸ <http://www.sbwire.com/press-releases/sbwire-56541.htm>

¹⁹ <http://www.wiredacademic.com/2012/03/opinion-online-tutoring-disrupting-traditional-tutor-model-but-expanding-the-tutor-industry/>

1.2 外資参入に関する規制・法的制約

1.2.1 外資規制

(1) 外資参入の可否と資本比率の制限

●連邦

米国政府は、基本的には外資参入を歓迎し、外国による直接投資（Foreign Direct Investment：FDI）額も世界最大である²⁰。外資に関連する法律は、

- 「1976年国際投資・サービス貿易調査法（International Investment and Trade in Services Survey Act of 1976）」
- 「1990年外国直接投資及び国際金融データ改善法（Foreign Direct Investment and International Financial Data Improvements Act of 1990）」
- 「1978年農業外国投資開示法（Agricultural Foreign Investment Disclosure Act of 1978）」
- 「1977年国内及び外国投資改善開示法（Domestic and Foreign Investment Improved Disclosure Act of 1977）」

の4法であるが、いずれも情報収集・情報公開に関する条例であり、規正法ではない²¹。ただし、以下の3点の場合において、外資参入に制限がかけられる場合がある²²。

- 1) 海運、航空、地下資源、エネルギー、不動産、通信、銀行、政府契約²³を扱う業種は外資参入規制対象とされており、これらの分野への外資参入が国家安全保障に脅威を与えると判断される場合は、外国企業参入および外国企業による米国企業との合併や買収が認められないことがある。
- 2) 米国政府の省庁横断組織である外国投資委員会²⁴（Committee on Foreign Investment in the United States：CFIUS）が、国内安全保障に脅威をもたらすと懸念した場合、外国企業による米国企業買収は審査を受け、大統領が最終的に国内安全保障上不適切と判断した場合には、買収取引が停止または禁止される。なお、本件は、オムニバス貿易および競争力法第 5021 条（Section 5021 of the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988）のエクソン・フロリオ条項²⁵（Exon- Florio provision）に定められている²⁶。

²⁰ http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/microsites/cea_fdi_report.pdf, 2011年6月現在

²¹ <http://www.au.af.mil/au/awc/awcgate/crs/rl33103.pdf>, P.9-11

²² <http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL34561.pdf>, P.16

²³ <http://www.au.af.mil/au/awc/awcgate/crs/rl33103.pdf>, P.9-16

²⁴ <http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL33388.pdf>,

http://asiasociety.org/files/pdf/AnAmericanOpenDoor_FINAL.pdf,

<http://www.treasury.gov/resource-center/international/foreign-investment/Pages/cfius-members.aspx>

CFIUS は、フォード大統領が発令した大統領命令により、「米国内への外国投資の傾向の分析と、外国の政府系投資に関する助言を行うこと、そして国家利益に影響を与え得る投資の審査を行うこと、外国投資に関する新規の法律や規制について、必要に応じて提案を行うこと」などを目的として 1975 年に設立された。2007 年、外国投資及び国家安全保障法（Foreign Investment and National Security Act）の成立により、CFIUS の使命はより明確になり、連邦議会による監督力も強化された。なお CFIUS の構成委員となる省庁は、財務省（議長）、国土安全保障省、商務省、国防総省、国務省、司法省、エネルギー省、通商代表部となっている。さらに無議決権の委員として、労働省と国家情報局も参加しているほか、オブザーバーとして、行政管理予算局、大統領経済諮問委員会、国家経済会議、国家安全保障会議および、国土安全保障会議も参加する。

²⁵ <http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RS22197.pdf> および

http://www.jetro.go.jp/ifa/country/us/invest_02/pdfs/010031400302_009_BUP_0.pdf

1980 年代、外国企業、特に日本企業による米国企業の買収増加に対する懸念が広がり、1950 年国防生産法第 721 条を修正した 1988 年オムニバス貿易および競争力法第 5021 条（Section 5021 of the Omnibus Trade and

なお、1993 年度国防授權法(National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1993,Section 837a)の改正により、CFIUS には、以下の基準を満たした合併や買収の案件を調査することが義務としてエクソン・フロリオ条項に追加されている。同条項に示されている基準とは、①買収者が、外国政府に管理されるか、外国政府を代行している場合と、②買収の結果、米国内の州をまたいで商業を行う者がその管理権が獲得し、それが米国の国家安全保障に影響を与える場合、の 2 点である²⁷。

- 3) 外国企業の所有する米国内資産に関する規制を統括する財務省 (Department of Treasury) 外国資産管理局 (Office of Foreign Asset Control : OFAC) によって、規制をされている、銀行、証券、金融サービス、保険業、輸出入業、信用調査報告業、非政府団体、会社登記業²⁸といった業種が米国に市場参入する場合。

資本比率の制限は、上記の規制を受ける業種において規定されている場合がある²⁹が、それ以外では特に制限はない。教育産業は、上記の規制を受ける業種に含まれておらず、参入に関しても資本比率に関しても特に制限はない。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州で外国企業が事業を行うには、「ニューヨーク州会社法」(Business Corporation Law) の 1304 条に基づき、営業許可申請書 (Application for Authority) を州務省の法人・州登録・統一商事法典部 (Department of State's Division of Corporations, State Records and Uniform Commercial Code) に提出する。なお、本申請書を提出する際、州政府が事業活動の内容について意見を述べることはなく³⁰、また、教育産業に対する外資規制も特にない。なお、ニューヨーク州で事業を行う場合、ニューヨーク州以外で事業を行う国内企業・外国企業問わず、州務省に営業許可申請書を提出し認可されなければ事業を行うことはできないが、認可されれば、外国企業であっても、ニューヨーク州内の裁判所において公平な裁判が受けられるようになる³¹。

Competitiveness Act of 1988) が成立。外国人 (政府・法人を含む) による米企業買収・合併・取得が「支配」となり、米国の国家安全保障に脅威を与えると判断される場合に同条項が適用される。

²⁶ 審査は、基本的に買収の当事者による届け出が推奨されており、企業は大半がこれに従い審査対象として申し出る。あるいは、CFIUS の委員が属する官庁の次官以上 1 人の判断があれば、自発的に調査対象となる。審査のプロセスは、次の 3 段階となっている。①まず、審査 (Review) が行われ、案件の承認にあたり、審査委員となっている当該省庁の次官補以上が、30 日以内に安全保障の懸念の有無に関する判断を下す。ここで、「安全保障懸念が有る」との判断が下された場合、②第二段階の「精査 (Investigation)」に入り、精査開始から 45 日以内に、当該省庁の副長官あるいは長官が決断を下し、大統領への助言とする。③そしてこの助言を受け、大統領が 15 日以内に最終判断を下す、となっている。しかし、実際には、第一段階に入る前に、当事者企業と CFIUS の委員である省庁とが非公式な審査を行い、どのような安全保障リスクが潜在するのかが協議、分析し、最悪の結果に至らないように調整作業が行われるのが通例となっている。

²⁷ 当初、CFIUS は政府内でも権限のない事務的審査機関であったが、エクソン・フロリオ条項の制定により、大統領に直接助言を行う権限を持つに至った。CFIUS の助言に基づき大統領が下す決定は、他のいかなる政府機関や裁判所等の判断でも覆ることはないが、実際に大統領がこの権限を行使する例は極めて少ない。その理由は、審査が始まる前の非公式な協議と審査分析の段階で、CFIUS の精査の結果が取引の禁止措置という否定的な決定が公に出るリスクを避けるために、多くの当該企業が自ら取引を取りやめ撤退することが多いからである。1990 年以降では、1990 年に当時のジョージ・H・W・ブッシュ大統領が、航空機および航空機部品製造を行うマムコ製造株式会社 (MAMCO Manufacturing, Inc.、ワシントン州シアトル市) の中国企業による買収を禁止した例と、2012 年にオバマ大統領が、米国海軍兵器システム訓練施設 (オレゴン州ボードマン) 至近の土地への中国企業による風力発電施設建設を禁止した例の 2 例のみである。

<http://www.fas.org/nuke/guide/china/contractor/90020112.html>、

<http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RS22197.pdf>、<http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RL33312.pdf>

²⁸ <http://www.treasury.gov/resource-center/international/standards-codes/Pages/regulations-index.aspx>

²⁹ <http://www.gao.gov/assets/290/289957.pdf>, P.51-63

³⁰ <http://www.dos.ny.gov/corps/buscorp.html#appauth>、http://www.dos.ny.gov/cnsl/do_bus.html

³¹ http://www.dos.ny.gov/cnsl/do_bus.html

(2) その他の特殊な規制

●連邦

教育産業に外資が参入するにあたり、その他の特殊な連邦規制は特にない。

●ニューヨーク州

教育産業に外資が参入するにあたり、その他の特殊なニューヨーク州規制は特にない。

1.2.2 投資奨励策・外資優遇措置

(1) 投資奨励業種の該非

●連邦

米国は基本的に投資奨励業種を特定しておらず、この方針は外国企業に対しても同じである。ただし、米国からの輸出に貢献するような業種には、輸出入銀行の融資などの特典があり、外国企業に対しても、米国企業と同等に与えられる。

なお、事業投資に関連した優遇措置や奨励策は存在するが、いずれも特に外資に向けた優遇措置ではなく、むしろ米国企業を対象としたものとなっている。このため、これらの優遇措置や奨励策の対象となるには、外国事業者（法人および個人）として米国で事業を行うのではなく、米国内に子会社などを設立して事業を行うことが必要条件となる。

また、財政優遇措置には、米国内で製造される製品の輸出に関し、米国輸出入銀行（Export - Import Bank of the United States）を通じた資金援助³²と、主要金融機関から借入れを行うことができない中小企業を対象にした、中小企業庁（Small Business Administration : SBA）による財政・経営面での援助³³がある。

つまり、連邦政府は教育産業に対する投資奨励策や外資優遇措置は特に設けていない。

●ニューヨーク州

外資招致のための支援策として、ニューヨーク州経済開発局（Empire State Development³⁴）では、以下のような業種に対して財政支援を行っている³⁵。

- 製造業
- サービス業
- 倉庫業および流通業
- 研究開発企業
- 観光業および観光開発業
- マイノリティまたは女性が経営する企業

³² <http://www.exim.gov/>

³³ <http://www.sba.gov/category/navigation-structure/loans-grants>

³⁴ <http://esd.ny.gov/>

³⁵

<http://www.opal.ny.gov/gorr/pas/paslib.nsf/27e1b0d723a026ac85256ea6007a094c/8faa1519a839475385256d3a0069e0a8?OpenDocument>

教育産業は、上記の「サービス業」に含まれるが、これらの産業に対する支援対象となるのは、土地、建物、設備等の取得や、移転・拡張に伴うインフラの建設、改善、運転資金、輸出機会の拡大といった案件で、支援方法は、直接融資・助成のほか、金利の補助。特定の条件を満たした場合には、運転資金の融資および助成などとなっており³⁶、特に学校経営に関する特別措置は設けられていない。

(2) 税制優遇措置など

●連邦

連邦税法においては、内国歳入法（Internal Revenue Code）により、主に減価償却方法³⁷と、受取配当控除³⁸の 2 種類の優遇措置がある。前者は、米国内の事業用資産について、短期間での減価償却が認められるというもので、後者は米国における子会社が、本国の親会社から受けた配当を総所得から控除することにより、法人所得に対する潜在的な二重課税を軽減するものである。これらの措置は、教育産業においても適応される。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州においては、投資税額控除(Investment Tax Credit)や研究開発の税額控除 (Research and Development Tax Credit) などの税制優遇措置があるが、いずれも外資や教育産業に特化したものではない³⁹。また、州内各地に定められた経済開発地区(Economic Development Zone/Empire Zone)に進出した企業に対しては、給与税の控除、法人所得税控除、売上税の還付、固定資産税の免除や減税措置などのほか、電気やガス等の公共料金の割引制度なども設けられ、非常に寛容な優遇措置がとられてきた⁴⁰が、近年、施行当初の目的であった困窮地区の再開発といった意味合いが薄まったことから、州政府は 2010 年 6 月以来、経済開発地区への新規の登録を受け付けていない。

既に登録済みで、同地区で経営を行っている企業に対しては、上記の優遇策は継続的に適用されるが、新たに参入する企業に対しては、これまでの優遇政策に代わり「エクセルシオール・ジョブズ・プログラム (Excelsior Jobs Program) ⁴¹」を定め、州内全域で、ハイテク産業、バイオテクノロジー、クリーンエネルギー産業などのほか、顕著な雇用創出につながる製造業や金融サービス業などに対して税制優遇策を講じているが⁴²、教育産業は本優遇策の対象とされていない。

³⁶ <http://esd.ny.gov/BusinessPrograms.html>、http://www.ietro.go.jp/world/n_america/us/invest_03/?print=1

³⁷ http://www.section179.org/section_179_deduction.html
<http://www.americanprogress.org/issues/open-government/news/2011/03/23/9370/tax-expenditure-of-the-week-accelerated-depreciation/>

³⁸ <http://www.urban.org/uploadedpdf/1000531.pdf>

³⁹ http://www.nyfirst.ny.gov/resourcecenter/AgencyPrograms/Tax_Finance/TaxCredits.html

⁴⁰ <http://www.tax.ny.gov/bus/multi/qeze.htm>

⁴¹ http://www.esd.ny.gov/BusinessPrograms/Data/Excelsior/101411_ExcelsiorJobsProgramOverview.pdf

<http://www.esd.ny.gov/BusinessPrograms/Excelsior.html>

⁴² http://www.esd.ny.gov/BusinessPrograms/Data/Excelsior/101411_ExcelsiorJobsProgramOverview.pdf

1.2.3 その他、教育産業特有の参入手続きにおける注意点

(1) 申請先

●連邦

教育産業に限らず、米国で事業を行う場合、事業体を行う州の規則に従うこととなるが、連邦内国歳入庁（Internal Revenue Service：IRS）に連邦雇用主証明番号（Employer Identification Number：EIN⁴³）を取得するために申請する必要がある。このEINは、法人税の支払いの際などに利用される。これに係る手続きなどの詳細については後述する。

なお、教育産業の中で、技術職業専門学校セクターに属する飛行訓練校の開校申請をする場合は、運輸省（U.S. Department of Transportation）連邦航空局（Federal Aviation Administration：FAA）に対して、パイロット養成校認定（Pilot School Certificate）の申請を行う必要がある⁴⁴。

●ニューヨーク州

外国の事業体が米国で法人格を取得するためには、当該事業体が本部を設置する州の州政府に登記する必要がある。米国では、いずれかの州に会社を設立登記した後、別の州で事業するためには、その州で州外法人としての営業許可（Authority to Transact Business）を取得する。従って、ニューヨーク州で事業を行う場合にも、必ずしもニューヨーク州で登記する必要はなく、州によって、登記申請の基準や、維持費などの条件が異なるため、まずは自社にとってより有利な州で登記を行うことも、一般的に行われている。

ニューヨーク州外（外国も含む）で設立された会社がニューヨーク州において事業を行うためには、ニューヨーク州事業会社法1304項（Section 1304 of the Business Corporation Law）に則り、営業許可申請（Application for Authority）を州務省の法人・州登録・統一商事法典部に当該事業者が提出し、州当局の認可を受けなければならない⁴⁵。また、登記申請書と併せて、申請日から遡って1年以内に企業の記録を登録・保管する当局者（通常は州務長官）より発行された実在証明書（Certificate of Existence）を州務省に提出し、記録としてファイリングする⁴⁶。

各学校および、トレーニング機関の認定および登録申請先については後述する。

(2) 管轄省庁

●連邦

教育産業の中で、技術職業専門学校セクターに属する飛行訓練は、運輸省連邦航空局の管轄となる⁴⁷。それ以外の学校および教育サービスは、連邦政府の管轄ではなく、学校および教育サービス事業体が所在する州の州政府の管轄となる。

⁴³ 内国歳入庁（IRS）より発行される法人税の管理などに使われる納税者番号。州教育省への申請に先立って取得が必要。

⁴⁴ <http://www.faa.gov/pilots/training/>

⁴⁵ http://www.dos.ny.gov/cnsl/do_bus.html

⁴⁶ <http://www.dos.ny.gov/corps/buscorp.html#certinc>

⁴⁷

http://www.acces.nysed.gov/vr/current_provider_information/vocational_rehabilitation/policies_procedures/0410_non_degree_training_at_trade_business_and_other_schools/procedure.htm

●ニューヨーク州

ニューヨーク州で事業展開される教育産業分野のビジネスを管轄する省庁は以下のとおりである。

表5 ニューヨーク州において教育産業分野のビジネスを管轄する省庁

教育セクター	サブカテゴリ	管轄省庁
ビジネススクールおよび、コンピューター・管理職トレーニング	ビジネススクールおよび秘書学校	ニューヨーク州教育省 (New York State Education Department) 営利職業専門学校監督支局 (Bureau of Proprietary School Supervision : BPSS) ⁴⁸
	コンピューター・トレーニング	同上
	専門職・管理職開発トレーニング	同上
技術職業専門学校	美容・理容学校	同上
	飛行訓練	連邦運輸省航空局 (Department of Transportation, Federal Aviation Administration : FAA)
	見習い・実習トレーニング	ニューヨーク州労働局省 (New York State Department of Labor) ⁴⁹
	その他の技術専門学校	ニューヨーク州刑事司法サービス局 (New York State Division of Criminal Justice Services : DCJS) ⁵⁰
その他の学校	芸術学校	ニューヨーク州州務省 (New York State Department of State)
	スポーツ・レクリエーション指導	同上
	語学学校	ニューヨーク州教育省営利職業専門学校監督支局 (営利英語学校の場合) ⁵¹
	試験準備および個別指導	ニューヨーク州州務省
	自動車運転免許教習所	ニューヨーク州自動車局 (New York State Department of Motor Vehicles) 運転者訓練プログラム支局 (Bureau of Driver Training Programs) ⁵²
	その他	ニューヨーク州州務省
教育サポートサービス	教育サポートサービス	同上
	教育テスト開発・評価サービス	同上

出所：ニューヨーク州政府ウェブサイトをもとにワシントンコア作成

⁴⁸ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/>

⁴⁹ <http://labor.ny.gov/apprenticeship/appindex.shtm>

⁵⁰ 警備員養成学校については、DCJS が管轄であるが、その他についてはニューヨーク州教育省営利職業専門学校監督支局の管轄下に置かれる。

<http://www.criminaljustice.ny.gov/ops/sgtraining/sgpquestion.htm>

⁵¹ 営利英語学校の場合。営利英語学校以外の場合は、ニューヨーク州州務省が管轄。

⁵² <http://www.dmv.ny.gov/forms/mv2992.pdf>

(3) 米国特有の規制や運営上の制約

●連邦

教育産業に関し、学費の価格設定規定など、連邦政府が定める米国特有の規制や運営上の制約は特にはない。

●ニューヨーク州

学費の価格設定などに関する規制などは、ニューヨーク州には存在しない。

1.2.4 フランチャイズでの事業展開

●連邦

フランチャイズでの事業展開を規制する省庁は、連邦レベルでは、連邦の独占禁止法と消費者保護法を管轄する連邦取引委員会（U.S. Federal Trade Commission : FTC）である⁵³。関連法規には以下の2点があり、これらの法規は米国全土で適用される。

- 「連邦取引委員会フランチャイズ規定（Federal Trade Commission Franchise Rule⁵⁴）」：フランチャイズ加盟候補者が十分な情報が得られないまま意思決定をするという事態を回避するため、フランチャイズ権売買成立前に、フランチャイズ本部からフランチャイズ加盟候補者に対する開示要件および禁止事項を規定している。
- 「連邦取引委員会法（Federal Trade Commission Act）」⁵⁵：不公正な競争方法を禁止すると共に、連邦取引委員会の権限や手続き等を規定している。

●ニューヨーク州

米国ではニューヨーク州を含む15州において、フランチャイズ事業を規制する法律が制定されているが⁵⁶、ニューヨーク州のフランチャイズ関連法規は、①州内でフランチャイズ権が売買されている場合、②フランチャイズ事業の所在地が州内にある場合、③フランチャイズ加盟者が州内の住民である場合、に適用されるものとなっている⁵⁷。

なお、ニューヨーク州で教育サービス事業をフランチャイズ展開する場合の管轄省庁はニューヨーク州法務局（State of New York Department of Law）司法長官室（Office of the Attorney General）であり、関連法規には、次の2点がある⁵⁸。

- 「ニューヨーク州一般事業法第33条第680項～695項フランチャイズ法令（New York General Business – Article 33 Section 680-695 : New York State Franchise Act）」⁵⁹：フランチャイズ本部のフランチャイズ加盟候補者に対する開示要件および禁止事項を規定
- 「ニューヨーク州フランチャイズ規則（New York Franchise Regulations）」⁶⁰：フランチャイズ本部とフランチャイズ加盟者それぞれに課される義務などを規定

⁵³ <http://franchiselaw.net/startups/usfranchiselawbasics.html>

⁵⁴ <http://www.ftc.gov/os/2002/06/020625bealesfranruletest.htm>

⁵⁵ <http://franchiselaw.net/startups/usfranchiselawbasics.html>

⁵⁶ <http://apps.americanbar.org/buslaw/blt/2010-03-04/grueneberg-solish.shtml>

⁵⁷ <http://franchiselaw.net/startups/usfranchiselawbasics.html>

⁵⁸ <http://www.ag.ny.gov/investor-protection/franchisors-franchisees>

⁵⁹ <http://law.onecle.com/new-york/general-business/article33.html>

⁶⁰ http://www.oag.state.ny.us/sites/default/files/pdfs/bureaus/investor_protection/franchise/part200.pdf

連邦政府の FTC の規則に則ったうえで、ニューヨーク州で事業をフランチャイズ展開する際、フランチャイズ権所有者であるフランチャイザー(franchiser)は、フランチャイズ公開文書 (Franchise disclosure document : FDD)を同州司法長官に提出する必要がある。この FDD はフランチャイズ権を購入するフランチャイジー (franchisee) に対して明確な情報を提示することを目的としており、23 項目⁶¹の情報が記載されている⁶²。

なお、ニューヨーク州検察局および北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA) は、フランチャイズ権購入を検討中の投資家を保護するために、それぞれ「フランチャイズ権購入前に考慮すべきこと (What to Consider Before Buying a Franchise) 」⁶³および「情報に基づく投資家のためのフランチャイズ事業展開に関する注意書 (Informed Investor Advisory on Franchising) 」⁶⁴といった手引書を発行して、詐欺の兆候、合法的フランチャイズの実態、必要経費、フランチャイズ加盟者としての権利と義務、紛争解決など、フランチャイズ加盟を決定する前に検討・確認すべき点を列挙すると共に、現在および過去のフランチャイズ加盟者に対して質問すべき内容なども挙げて助言を与えている。

1.3 営業許可・届出手続きなど

1.3.1 事業の許認可・登録手続き

(1) 事業関連法規

●連邦

米国において事業を登録する場合、教育産業に限らず、基本的に事業を行う州の法規制に従い担当部署に必要な書類などを提出することになるが、関連する連邦法規制は以下のとおりである。

表 6 教育産業連邦事業関連法規

関連法規	内容
連邦規則集タイトル 14、141 条 (14 Code of Federal Regulations Part 141)	連邦航空局 (Federal Aviation Administration : FAA) 管轄の飛行訓練校関連に関する規定 ⁶⁵ 。
連邦規則集タイトル 26 ⁶⁶ およびタイトル 27、31 条 (Title 26, Title 27 Part 31 Section 31.115 ⁶⁷)	内国歳入庁 (IRS) 関連の規則 (タイトル 26) は、法人税管理用として会社登記前に取得が必要な連邦雇用主証明番号 (EIN) について明記。なお、EIN の申請についてはタイトル 27 セクション 31.115 を参照。

⁶¹ 23 項目とは、次のとおり。1 親会社などを含むフランチャイザーの背景情報、2 過去 5 年間経営陣の情報、3 知的財産権を含む訴訟の有無、4 親会社を含むフランチャイザーの破産歴、5 フランチャイジーが事業を開始する前にフランチャイザーに支払う必要がある費用、6 フランチャイズ事業を行うにあたり、継続的にフランチャイザーに支払う費用、7 フランチャイザーが事業を開始するために必要な準備金額、8 消費品やサービスに関する制限、9 フランチャイジーの義務、10 ファイナンスに関する条件、11 フランチャイザーの義務、12 フランチャイジーの領域、13 トレードマーク、14 知的財産権、著作権など、15 フランチャイジーの日常の業務、16 フランチャイジーが販売可能な商品、17 フランチャイズ契約の条件、18 公人、19 補償要求、20 過去 3 年間のフランチャイズ店舗数、21 財務報告、22 契約、23 本 FDD をフランチャイザーが受領したことを示すレシート

⁶² <http://www.ed-lawfirm.com/Services-For-Franchisors/FDD-Franchise-Disclosure-Documents.shtml>

⁶³

<http://www.ag.ny.gov/sites/default/files/pdfs/publications/What%2520to%2520Consider%2520Before%2520Buying%2520a%2520Franchise.pdf>

⁶⁴ http://www.nasaa.org/wp-content/uploads/2011/08/NASAA_Advisory_Franchises.pdf

⁶⁵ <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=f6319806c394a7ce7d649776f9add238&rgn=div5&view=text&node=14:3.0.1.2.16&idno=14>

関連法規	内容
連邦規則集タイトル 29、29 条 68(Title 29, Part 29)	見習い・実習トレーニングに関する労働基準法。
連邦規則集タイトル 34、400 条 (Title 34 CFR Part 400) 69	教育省職業成人教育室 (Department of Education Office of Vocational and Adult Education) が管轄する「職業及び応用技術教育プログラム (Vocational and Applied Technology Education Programs)」の総則。
公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act : FLSA ⁷⁰)	FLSA は、最低賃金、時間外労働手当、記録管理、青少年雇用基準などを規定。2009 年 7 月 24 日以降、連邦最低賃金は 7.25 ドルであること、1 週間につき 40 時間を超える労働時間に関しては、基本給の最低 1.5 倍分の給与を支払わなくてはならないことなどが規定されている。

出所：各法律のウェブサイトを中心にワシントンコア作成

米国で事業を開始するにあたり、事業者が連邦レベルで取得する必要がある許可類は、連邦内国歳入庁 (IRS) が発行する連邦雇用主証明番号 (EIN) である。これは別名、納税者証明番号 (Tax ID) とも呼ばれており⁷¹、EIN 申請に必要な書類は「SS-4⁷²」と呼ばれる申請書である。同申請書を郵送あるいはファックスで送付する場合、番号申請の対象となる企業が米国内に所在する場合とそうでない場合で宛先が異なる⁷³。また、オンラインで EIN を申請することが可能であり、その場合「SS-4」書類を作成する必要はない。ただし、オンライン申請する者が米国の社会保障番号 (Social Security Number) などを所有していなければオンライン申請はできない⁷⁴。

なお、EIN の申請手段によって当該番号が発行される期間に差があり、郵送の場合は最低 4 週間かかるが、ファックスの場合は 4 日以内にそしてオンラインの場合は即時発行されることになっている⁷⁵。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州において事業を登録・営業する場合は、ニューヨーク州政府が定める法令に従うことになる。主な関連法規は以下のとおりである。

⁶⁶ http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=f6319806c394a7ce7d649776f9add238&tpl=/ecfrbrowse/Title26/26tab_02.tpl

⁶⁷ <http://www.law.cornell.edu/cfr/text/27/31.115>

⁶⁸ <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=1c2db54e62b8eaa8cc77fedac1e22e5a&rgn=div5&view=text&node=29:1.1.1.1.23&idno=29>

⁶⁹ <http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=91dc74a8a2cfb5ae2be0c5be2adc3e4a&rgn=div5&view=text&node=34:3.1.1.1.1&idno=34>

⁷⁰ <http://www.dol.gov/whd/flsa/#.UMKkMKzCSSo>、多くの州では州政府の定める最低賃金が規定されているが、連邦法と州法の両方が適用される場合は、高額である方が最低賃金として適用される。

⁷¹ <http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/How-to-Apply-for-an-EIN>

⁷² <http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>

⁷³ 米国内に企業所在地がある場合はオハイオ州に、それ以外の場合は、ペンシルバニア州の IRS に送付する。

<http://www.irs.gov/uac/Where-to-File-Your-Taxes--%28for-Form-SS-4%29>

⁷⁴ <http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/Apply-for-an-Employer-Identification-Number-%28EIN%29-Online>

⁷⁵ <http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/How-to-Apply-for-an-EIN>

表 7 教育産業ニューヨーク州事業関連法規

関連法規	内容
ニューヨーク州労働法 (New York Labor Law ⁷⁶)	ニューヨーク州で働く労働者の労働時間、賃金、失業保険に関する規定を始めとした、労働者を保護するための法律で、同州労働省 (Department of Labor) の管轄下にある。第 23 条 (Article 23) ⁷⁷ に、見習い・実習トレーニングに関する規定 ⁷⁸ がある。
ニューヨーク州事業会社法 (New York Business Corporation Law ⁷⁹)	ニューヨーク州で事業を行う事業体を対象とした法律で、事業体設立時の登録などに関する詳細を規定している。関連省庁は同州州務省 (Department of State)。
ニューヨーク州教育法 (New York Education Law ⁸⁰)	ニューヨーク州における教育全般に関する法律で、技術職業専門学校および営利英語学校の登録・更新などに関する詳細は、第 101 条 (Article 101) に規定されている ⁸¹ 。関連省庁は同州教育省 (Department of Education)。
ニューヨーク州教育長官令 (Commissioner's Regulation)	州教育長官 (State Education Commissioner) が発令する法令で、第 126 条 (Part 126) ⁸² には各種学校の認可 (license) および登録 (registration) 手続きや、本法令対象外となる学校の種類について定められている ⁸³ 。
1992 年警備員法 (Security Guard Act of 1992 ⁸⁴)	ニューヨーク州で就労する警備員の登録および要請に関する法律で、第 89-N 項 (Section 89-N) に警備員養成校に関する規定がある ⁸⁵ 。同法の管轄省庁は、州刑事司法サービス省 (Division of Criminal Justice Services : DCJS)。
自動車及び交通法 (Vehicle and Traffic Law : VTL ⁸⁶)	第 394 項に自動車運転免許教習所認可に関する内容を含む。
ニューヨーク州自動車局長官令 76 条 (Commissioner's Regulation Part 76 ⁸⁷)	自動車局長官 (State Motor Vehicles Commissioner) が発令する法令で、76 条には自動車運転免許教習所の登録、教習内容、教員資格などに関する詳細が規定されている。

出所：ニューヨーク州政府ウェブサイトを元にワシントンコア作成

(2) 具体的な営業許可・登録申請手順

ニューヨーク州で教育関連事業を行う場合、その営業許可・登録申請手順は、学校の種類や管轄省庁によって多少異なる。ここでは、ニューヨーク州教育省営利職業専門学校監督支局 (BPSS) の管轄する、技術職業専門学校 (Licensed Private Career School) と営利英語学校 (Certified ESL School) の登録申請手順を取り上げる。

⁷⁶ <http://law.onecle.com/new-york/labor/>

⁷⁷ <http://labor.ny.gov/formsdocs/app/NYSCLArticle23.pdf>

⁷⁸ <http://labor.ny.gov/apprenticeship/pdfs/Part%20600%20%28eff%202-9-11%29.pdf>

<http://labor.ny.gov/apprenticeship/pdfs/Part%20601%20%28eff%202-9-11%29.pdf>

⁷⁹ <http://law.onecle.com/new-york/business-corporation/>

⁸⁰ <http://law.onecle.com/new-york/education/>

⁸¹ <http://law.onecle.com/new-york/education/title6.a101.html>

⁸² <http://www.acces.nysed.gov/bpss/schools/part126.htm#ten>

⁸³ 2013 年 1 月 30 日付で改正予定。<http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/ProposedRegulations2012.pdf>

⁸⁴ <http://codes.lp.findlaw.com/nycode/GBS/7-A>

⁸⁵ <http://codes.lp.findlaw.com/nycode/GBS/7-A/89-n>

⁸⁶ <http://codes.lp.findlaw.com/nycode/VAT/III/12/394>

⁸⁷ <http://www.dmv.ny.gov/forms/cr76.pdf>

○技術職業専門学校

ニューヨーク州で技術職業専門学校の開校許可・登録申請手続きを行う場合、ニューヨーク州教育法第 101 条⁸⁸および教育局長官令 126 条⁸⁹、施策ガイドライン 3-0800 (Policy Guideline : PG 3-0800) の「初回認可手続き (Initial Licensure Process)」⁹⁰に基づき、以下の必要書類に申請費 5,000 ドル⁹¹を添えて、ニューヨーク州教育省財政運営支局 (The New York State Education Department, Bureau of Fiscal Management) 宛⁹²に郵送する⁹³。

なお、以下の申請書類を州教育省に提出後、BPSS からの指示により、学校が作成する様々な書類を提出することになるが、これらの書類の提出に関しては担当となった BPSS 職員と連絡を取って、詳しい説明を受けた後で作成することになる。これら書類には、学校案内カタログ (printed catalog)、学生入学申込書 (enrollment agreement)⁹⁴、返金計算書 (refund calculation form)、進捗記録書案 (draft printed progress record form)、教員評価 (teacher evaluation)、出席記録 (printed attendance record) などがある。

通常、これら全ての申請書が受理されてから 120 日以内に 2 年間有効の認可証および登録証が、申請が却下された場合は、却下理由を説明した文書が送付される。なお、120 日の換算は、BPSS が財政運営支局から申請書類を受領した日から起算される⁹⁵。

表 8 技術職業専門学校の開校許可・登録申請に必要な書類一覧

書類名	概要
学校認可登録申請書 (Application for School License/Registration) 「BPSS-1」	学校の名称、所在地、連絡先、連邦雇用主証明番号 (EIN)、校長名、連絡担当者名、経営者名、企業形態など、基本的情報を記したものの。
企業形態補助書類 (Supporting Documents for Type of Ownership)	事業体の種類によって提出する書類が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業体の場合：事業体所在地郡政府発行の事業承諾書 (consent to do business)⁹⁶ 共同経営会社の場合：共同経営契約書 (partnership agreement) の写し 株式会社の場合：法人設立認可証 (certificate of incorporation)⁹⁷
州教育長官発行の事業承諾書 (Commissioner's Consent) ⁹⁸	教育機関として認可登録申請することに対する州教育省法律顧問室 (Office of Counsel) 発行の承諾書。

⁸⁸ http://law.onecle.com/new-york/education/EDN0T6A101_A101.html

⁸⁹ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/schools/part126.htm#ten>

⁹⁰ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/schools/pg30800.htm>

⁹¹ 小切手またはマネーオーダーで、宛名は“New York State Education Department”。

この申請費は、本校の開校許可・登録申請に関するものであり、もし分校がある場合は 1 カ所につき 2,500 ドルが追加される。なお、開校許可・登録申請が却下された場合でも、この申請費は返却されない。

⁹² 申請書類を BPSS 宛に直接送付しないこと。BPSS 宛に送付した場合は、BPSS から財政運営支局宛に書類が転送され、その書類が BPSS に返送されてから手続きが開始される。登録申請者には、通常、申請後 120 日以内に認可証、登録証、もしくは申請が却下された場合は却下理由を説明した文書が送付されるが、この 120 日は、BPSS が財政運営支局から申請書類を受領した日から起算されるため、書類不備や誤った送付先への郵送は遅延の原因となる。

⁹³ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/insNewSchool.htm>

⁹⁴ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/EnrollmentAgreementSample.pdf>

⁹⁵ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/insNewSchool.htm>

⁹⁶ 学校として運営される事業体が、郡政府に事業登録がされていることを証明する文書。州教育省への申請に先立って登録が必要。

⁹⁷ 州務省から事業体設立が認可されている証明書。教育省への申請に先立って登録が必要。

書類名	概要
商用名認可申請受領証 (Assumed Name Filing Receipt) ⁹⁹	法人名以外の名称で事業を行う場合、商用名認可証 (Certificate of Assumed Name) を申請した際の申請受領書。
建物使用許可証 (Certificate of Occupancy) ¹⁰⁰	教育事業に使用される施設に関して、建物の所在する地方自治体から教育施設としての使用許可を受けていることが公式に証明されていなければならない。証明書には該当自治体の建築局 (building department) の紋章が入っている必要がある。また、使用許可証に記載されている住所と、学校認可登録申請書に記載されている学校所在地が一致している必要がある。
州保健省使用許可証 (Department of Health Approval) ¹⁰¹	教育事業に使用される施設に関して、事業が行われる地方自治体の保健管轄機関から使用許可を受けていることの証明書。使用許可証に記載されている住所と、学校認可登録申請書に記載されている学校所在地が一致している必要がある。
消防局使用許可証 (Fire Approval) ¹⁰²	教育事業に使用される施設に関して、事業が行われる地方自治体または郡の消防局から使用許可を受けていることの証明書。使用許可証に記載されている住所と、学校認可登録申請書に記載されている学校所在地が一致していること。
建物見取り図 (Floor Plan) の写し 2 通 ¹⁰³	縮尺が最低 1/4 で、窓やドア、恒久的に取り付けられている備品が明記されているもの。部屋番号、寸法、部屋または空間の使用目的も明記すること。
カウンセリング・プラン ¹⁰⁴	高校卒業資格または一般教育修了資格 (General Education Development : GED) のない学生を入学させる場合は、学生の学力向上および学資援助に関する権利と責任などについて、個人ベースでのカウンセリング・プランを提出。
財務報告書 ¹⁰⁵	以下の 3 種類を提出する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 経営者の貸借対照表 ● 経営者が所有する全ての銀行口座の銀行取引明細書 ● 12 カ月分の学校の運営支出見積もり (損益を含む)
カリキュラム申請書 (Curriculum Application) 「BPSS-30」 2 通	コースまたはカリキュラムごとに作成し、州教育省に提出する。学校の認可・登録と同時に、または認可・登録後に、それぞれのコースまたはカリキュラムの認可も発行される。

⁹⁸ 教育事業目的の事業体が州務省を通して法人を設立する場合、または教育事業を行う外国企業がニューヨーク州内で登記申請を行う場合、本承諾書の取得が義務付けられている。

⁹⁹ 株式会社の場合は州務省に、それ以外の企業形態をとる事業体の場合は、その商用名を使用して事業を行う郡の郡政府に、それぞれ州教育省への申請に先立って認可申請が必要。

¹⁰⁰ 借用する施設が未定の場合は、本許可証は後日提出可。但し、その場合は認可登録申請書の学校所在地記入欄に説明を加えることが必要。借用施設が決定次第、速やかに提出すること。

¹⁰¹ 借用する施設が未定の場合は、本許可証は後日提出可。但し、その場合は認可登録申請書の学校所在地記入欄に説明を加えることが必要。借用施設が決定次第、速やかに提出すること。また、自治体によっては、建物使用許可証、保健局使用許可証、消防局使用許可証が 1 つの許可証に統合されている場合がある。

¹⁰² 借用する施設が未定の場合は、本許可証は後日提出可。但し、その場合は認可登録申請書の学校所在地記入欄に説明を加えることが必要。借用施設が決定次第、速やかに提出すること。また、自治体によっては、建物使用許可証と消防局使用許可証が 1 つの許可証に統合されている場合がある。

¹⁰³ 借用する施設が未定の場合は、本許可証は後日提出可。但し、その場合は認可登録申請書の学校所在地記入欄に説明を加えることが必要。借用施設が決定次第、速やかに提出すること。

¹⁰⁴ 高校卒業資格に相当する GED (General Education Development) 取得プログラムや、地域における就職準備トレーニングを提供する場合は、そのことも明記すること。

¹⁰⁵ 教育長官令 126 条第 8 項に準拠。

書類名	概要
敷地用途許可申請書 (Application for the Approval of Quarters) 2 通	建物見取り図と一緒に提出する。許可の可否に関する最終的な決定は BPSS 職員による現地視察後になる。
校長免許申請書 (Director's License Application)	学校認可登録申請書とは別に、校長免許申請書と必要な補助書類 ¹⁰⁶ に申請料 50 ドル ¹⁰⁷ を添えて提出する。補助書類は、校長免許申請書に記載された名前と同じ人物のものであること。
教員免許申請書 (Teacher Permit/License Application)	カリキュラム申請書で申請したコースを担当する教員の免許申請書と申請料 50 ドル ¹⁰⁸ を添えて提出する。また、必要な補助書類 ¹⁰⁹ は、申請書および申請料とは別に BPSS 宛に直接送付する。既に教員免許を取得している教員がコースを担当する場合は、担当教員の免許証の写真複写を提出する。
代理人認可証申請書 (Agent Certificate Application)	勧誘、学生獲得および登録に関与する人は全て、代理人認可証申請書にパスポートサイズの写真 2 枚と申請料 100 ドル ¹¹⁰ を添えて、BPSS 宛に郵送または持参する。
書記官による証明書 (Secretary's Certificate) BPSS-7	申請書類の一部として州務省法人設立認可証 (Department of State certificate of corporation) が提出されている場合は、企業の書記官 (Secretary) が記入した公式社印入りの本証明書を提出する。

出所：NYSED.gov, Bureau of Proprietary School Supervision, “New School Application Instructions”, <http://www.acces.nysed.gov/bpss/insNewSchool.htm>

○営利英語専門学校

ニューヨーク州で営利英語学校の開校許可・登録申請手続きを行う場合、ニューヨーク州教育法第 101 条および教育長官令 126 条に基づき、以下の必要書類に申請料 5,000 ドル¹¹¹を添えて、ニューヨーク州教育省財政運営支局 (The New York State Education Department, Bureau of Fiscal Management) 宛¹¹²に郵送する¹¹³。申請書の審査期間は、上記の技術職業専門学校と同じ 120 日以内となっており、認可・登録が許可された場合の有効期間は 2 年間である。

¹⁰⁶ 高校卒業証書の写真複写、地域内にある公認教育機関発行の成績証明書、技術専門学校教員免許の写真複写、過去の雇用主からの 5 年以上の関連分野における職務経験があることを証明した文書（企業の公式便箋使用または公証付のもの）など

¹⁰⁷ 小切手またはマネーオーダーで、宛名は”New York State Education Department”。

¹⁰⁸ 同上

¹⁰⁹ 免許申請書第 8 項に記載されている教育機関全てが発行した教務課署名と校章入りの公式成績証明書の原本、現在もしくは過去の雇用主からの 2 年以上の関連分野における職務経験があることを証明した文書（雇用機関と職務内容を記載したもの）、担当する職務に連邦政府もしくは州政府発行の免許が必要な場合は有効な免許証の写真複写

¹¹⁰ 小切手またはマネーオーダーで、宛名は”New York State Education Department”。

¹¹¹ この申請費は、本校の開校許可・登録申請に関するものであり、もし分校がある場合は 1 カ所につき 2,500 ドルが追加される。なお、開校許可・登録申請が却下された場合でも、この申請費は返却されない。

¹¹² 申請書類を BPSS 宛に直接送付しないこと。BPSS 宛に送付した場合は、BPSS から財政運営支局宛に書類が転送され、その書類が BPSS に返送されてから手続きが開始される。登録申請者には、通常、申請後 120 日以内に認可証、登録証、もしくは申請が却下された場合は却下理由を説明した文書が送付されるが、この 120 日は、BPSS が財政運営支局から申請書類を受領した日から起算されるため、書類不備や誤った送付先への郵送は遅延の原因となる。

¹¹³ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/esl/documents/ESLNewSchoolApplicationInstructions.pdf>

表9 営利語学専門学校の開校許可・登録申請に必要な書類一覧

書類名	概要
ニューヨーク州における公認英語学校運営許可申請書 (Application for Approval to Operate a Certified ESL School in New York State) 「BPSS-121」	学校の名称、所在地、連絡先、連邦雇用主証明番号 (EIN) ¹¹⁴ 、校長名、連絡担当者名、企業形態など、基本的情報を記したものの。
経営確認書類 (Disclosure of Ownership)	事業体の種類によって提出する書類が異なる。 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業体の場合：学校が所在する郡の郡政府が発行した事業許可証 (Business Certificate)¹¹⁵ 共同経営会社の場合：共同経営契約書 (Partnership Agreement) および学校が所在する郡の郡政府が発行した事業許可証 (Business Certificate)¹¹⁶ 株式会社の場合：教育局法律顧問室発行の事業承諾書 (Consent from Office of Counsel)¹¹⁷、法人設立認可証 (certificate of incorporation) および申請受領証 (Filing Report)¹¹⁸、商用名認可申請受領証 (Assumed Name Filing Receipt)¹¹⁹、株券 (Stock Certificates)¹²⁰、書記官による証明書 (Secretary's Certificate)¹²¹ 有限責任会社・有限責任共同事業の場合：基本定款 (Articles of Organization)、州務省への登録申請受領書 (Filing Receipt)¹²²、商用名認可申請受領証 (Assumed Name Filing Receipt)¹²³、有限責任社員証明書 (membership certificate) の写真複写¹²⁴
財務報告書	未監査の収入報告書
校長申請書 (Director Application)	学校認可登録申請書とは別に、校長申請書と補助書類 ¹²⁵ に申請料 50 ドル ¹²⁶ を添えて提出する。
代理人申請書 (Agent	勧誘、学生獲得および登録に関与する人材は全て、代理人

¹¹⁴ 内国歳入庁 (IRS) より発行される法人税の管理などに使われる納税者番号。教育局への申請に先立って取得が必要。

¹¹⁵ 学校が当該郡で事業体として登録されていることを証明するもの。教育局に申請する前に、郡政府への登録が必要。

¹¹⁶ 教育局に申請する前に、郡政府への登録が必要。

¹¹⁷ 教育事業目的の事業体が州務省を通して法人を設立する場合、または教育事業目的の外国企業がニューヨーク州内で登記申請を行う場合、本承諾書の取得が義務付けられている。

¹¹⁸ 州務局から事業体設立が認可されている証明書。教育局への申請に先立って登録が必要。

¹¹⁹ 法人名以外の名称で事業を行う場合、商用名認可証 (Certificate of Assumed Name) を申請した際の申請受領書。州務局に教育局への申請に先立って認可申請が必要。

¹²⁰ 株式元帳 (stock ledger) または発行された全ての株券と次回発行の未記入の株券の写し

¹²¹ BPSS-7 フォーム。

¹²² 州務局に事業体登録を申請した際の受領書。教育局への申請に先立って登録申請が必要。

¹²³ 法人名以外の名称で事業を行う場合、商用名認可証 (Certificate of Assumed Name) を申請した際の申請受領書。州務局に教育局への申請に先立って認可申請が必要。

¹²⁴ 有限責任社員証明書を発行している場合。

¹²⁵ 高校卒業証書の写真複写、大学成績証明書の写真複写、教員免許の写真複写 (必要な場合のみ)、関連する業務経験があることを証明した過去の雇用主からの文書。

¹²⁶ 小切手またはマネーオーダーで、宛名は "New York State Education Department"。

書類名	概要
Application)	申請書にパスポートサイズの写真 2 枚と申請料 100 ドル ¹²⁷ を添えて、BPSS 宛に郵送または持参する。
右の書類を各 2 通 ¹²⁸	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員応募書類 (Teacher Application : BPSS-124¹²⁹) ● 入学希望書 (Program Application : BPSS-126) ● 学生入学申込書 (Enrollment Agreement) ● 学生向け返金方針説明書 (Description of Refund Policies) ● 教育・運営方針および手続き (Educational & Administrative Policies & Procedures) ● 学生に対して開示する情報リスト (Student Disclosure Information) ● 敷地用途許可申請書 (Application for Approval of Quarters : BPSS-6) ● 建物使用許可証 (Certificate of Occupancy) ● 消防局許可証 (Local Fire Department Approval) ● 保健局許可証 (Local Health Department Approval)

出所 : NYSED.gov, BPSS, “New York State English as a Second Language School Registry New School application Instructions February 2012”,
<http://www.acces.nysed.gov/bpss/esl/documents/ESLNewSchoolApplicationInstructions.pdf>

(3) 営業開始後の検査・報告等

ニューヨーク州教育法第 101 条およびニューヨーク州教育長官令第 126 条に従って、ニューヨーク州内で教育事業を行う技術職業専門学校および営利英語学校は、営業開始後、以下を行うことが義務付けられている。

○学校認可証の更新

取得した学校認可証の有効期限¹³⁰が失効する 120 日前までに、事業者は下記の必要書類を添えて、更新申請手続きを済ませる必要がある¹³¹。手続き書類および申請料は州教育省財政運営支局宛に郵送する。なお、書類および申請料が BPSS に受理された後、既存の学校認可証の有効期限の 30 日前までに、4 年間有効の認可証が再発行されることになっている。

表 10 学校認可証の更新に必要な書類など

書類名	概要
学校認可更新申請書 (Renewal Application for a License/Registration) 「BPSS-2」 ¹³² または「BPSS-121」 ¹³³	学校の名称、所在地、連絡先、連邦雇用主証明番号 (EIN)、校長名、連絡担当者名、経営者名、現在の認可証番号、認可証失効日、授業料総額 ¹³⁴ など、基本的情報を記したもの。

¹²⁷ 同上

¹²⁸ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/esl/documents/ChecklistforNewESLSchoolCertification.pdf>

¹²⁹ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/esl/documents/TeacherApplicationInstructionsESL.pdf>

¹³⁰ 初回申請時に交付される認可証は 2 年間有効。以降、更新時に交付される認可証は 4 年間有効。

¹³¹ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/insRenewal.htm>

¹³² <http://www.acces.nysed.gov/bpss/documents/appRenewSch.pdf>、技術職業専門学校用。

¹³³ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/esl/documents/ESLSchoolApplication.pdf>、営利英語学校用。

書類名	概要
申請料 (Application Fee)	直近の会計年度の授業料収入総額に応じた金額を支払う ¹³⁵ 。
財務諸表 (Financial Statement) ¹³⁶	州教育長官令第 126 条第 8 項に準拠して、直近の会計年度の財務状態に応じて①～③のいずれかを提出する ¹³⁷ 。 ① 「監査済財務諸表 (Audited Financial Statement)」 ¹³⁸ ② 「未監査点検済財務諸表 (Unaudited Reviewed Financial Statement)」 ¹³⁹ ③ 「未監査調整済財務諸表 (Unaudited Compiled Financial Statement)」 ¹⁴⁰
カウンセリング・プラン	高校卒業資格または GED を取得していない学生を入学させるが、まだカウンセリング・プランの承認を受けていない場合。
敷地用途許可 (Approval of Quarters)	2 度目の学校認可証更新申請をする際に提出。それ以降は更新申請をする各回ごとに提出する。具体的には、建物使用許可証の写し、最新の消防検査 (fire inspection) の結果および保健衛生検査 (health inspection) ¹⁴¹ の結果を提出する。
(営利英語学校のみ) 校長申請書 (Director Application)	営利英語学校の校長免許は、学校認可証の失効と共に失効するため、学校認可証更新申請書とあわせて、校長申請書を提出しなければならない ¹⁴² 。

出所：NYSED.gov, BPSS, “School Renewal Instructions”,
<http://www.acces.nysed.gov/bpss/insRenewal.htm>

¹³⁴ 授業料総額に含まれるもの：授業料、学校施設貸出収入、連邦政府機関からの助成、州政府機関からの助成、その他の事業体・組織からの助成、学費割引のために他団体から寄付金などの収入がある場合の割引かれた学費。授業料総額に含まれないもの：診療費、登録費、教科書・備品・ユニフォームなどの販売収入、教育長官令第 126 条第 2 項 (d) で認められている奨学金および助成金。

¹³⁵ 金額は 2012 年 12 月現在のもの。

年間授業料総額	更新申請料
0～19 万 9,999 ドル	500 ドル
20 万～49 万 9,999 ドル	1,000 ドル
50 万～99 万 9,999 ドル	1,500 ドル
100 万～499 万 9,999 ドル	3,000 ドル
500 万～999 万 9,999 ドル	6,000 ドル
1,000 万ドル以上	1 万 2,000 ドル

¹³⁶ 過去および現在の在籍学生に対する未払いの学費返金額に関する項目別明細票を含むこと。

¹³⁷ http://www.acces.nysed.gov/bpss/financial_statements.htm

¹³⁸ 次の①～③に該当する場合に提出が義務付けられている。①年間授業料収入総額が 25 万ドル以上の場合、または、②連邦および州政府から支給される学資援助額の合計が年間 10 万ドル以上の場合、または、③過去において会計年度の授業料収入総額が 5 万ドルを超えたことがあり、且つ、過去に一度も監査済財務諸表を提出していない場合。

¹³⁹ 年間授業料収入総額が 10 万～25 万ドルの場合に提出が義務付けられている。ただし、年間授業料収入総額がこの範囲内であっても、「監査済財務諸表」提出義務の②および③に該当する場合は、「未監査点検済財務諸表」ではなく「監査済財務諸表」を提出する。

¹⁴⁰ 年間授業料収入総額が 10 万ドル未満である場合に提出が義務付けられている。ただし、年間授業料収入総額が 10 万ドル未満であっても、「監査済財務諸表」提出義務の③に該当する場合は、「監査済財務諸表」を提出する。

¹⁴¹ 保健衛生検査結果は、提出が義務付けられている場合のみ。

¹⁴² <http://www.acces.nysed.gov/bpss/esl/documents/ESLRenewalInstructions.pdf>, P.4

なお、上記書類以外にも、校長の責任の下に、下記の事項が有効且つ認証済であることを確認しなければならない。

- 職員免許
- カリキュラム認可
- 授業料評価納付金¹⁴³
- 届出内容の変更（所在地、名称、経営者など）¹⁴⁴

○財務報告書の提出

ニューヨーク州教育法第 101 条第 5001 項 4(e)(i)に準拠して、技術職業専門学校は年間授業料収入総額に応じて、以下のように財務諸表を提出する必要がある。なお、提出の際には、過去および現在の在籍学生に対する未払いの学費返金額に関する項目別明細票もあわせて提出する。

表 11 年間授業料収入総額と必要な財務諸表の種類

年間授業料収入総額	財務諸表の種類
<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料収入総額が 25 万ドルを超える場合 ● 授業料収入総額は 25 万ドル以下であるが、州政府と連邦政府からの学資援助総額が 10 万ドルを超える場合 	州教育長官に対して、対象となる会計年度の監査済財務諸表を提出。
<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料収入総額が 25 万ドル以下で、州政府と連邦政府からの学資援助総額が 10 万ドル以下の場合 	州教育長官に対して、対象となる会計年度の未監査財務諸表を提出。社長（President）または最高経営責任者（Chief Executive Officer）と、学校の最高財務責任者（Chief Fiscal Officer）による署名入りで、提出された財務諸表が真実かつ正確であることを認定したもの ¹⁴⁵ 。

出所：NYSGED.gov, BPSS, "School Renewal Instructions",
<http://www.acces.nysed.gov/bpss/insRenewal.htm>

○職業教育データ調査（Occupational Education Data Survey：OEDS）報告書の提出

ニューヨーク州教育法第 101 条第 5001 項 4(e)(i)に準拠し、技術職業専門学校は入学者数、修了者数、就職状況などのデータ報告書¹⁴⁶を、毎年 BPSS に提出する必要がある。データの提出は、BPSS 宛に郵送するか、または電子メールの添付書類として送付する。

○年次監督基金（Annual Supervision Fund）への納付

州教育長官は、各学校の年間授業料収入総額のうち、特定の割合に相当する金額を年次監督基金への納付金として学校経営者から徴収する。金額査定は、前年度の授業料総額に基づいて行われるが、2012 年 12 月現在では、授業料総額の 0.8%に相当する金額を 4 等分し、6 月 1 日、9 月

¹⁴³ 後述の「年次監督基金への納付」欄を参照。

¹⁴⁴ 変更事項がある場合。

¹⁴⁵ ただし、授業収入総額が 5 万ドルを超えている場合、学校創設初年度後に、最低 1 回は監査済財務諸表を提出する必要がある。また、州教育省長官により、学校が虚偽または不正確な財務諸表を提出していると判断された場合、もしくは根拠のない顕著な授業料収入減少が認められた場合、州教育省長官は当該校に監査済財務諸表の提出を要求することがある。

¹⁴⁶ フォーム・サンプルは（2012 年 4 月 15 日が提出期限であった、2010 年 7 月～2011 年 6 月分のデータ提出用）、http://www.acces.nysed.gov/bpss/OEDS/OEDS10_11.pdf からダウンロード可能。

1日、12月1日、3月1日の4回に分けて納付する。なお、年次監督基金への納付金の0.3%は、授業料返還基金（Tuition Reimbursement Fund）に貸記する。

年次監督基金への納付が遅れた場合、納付期日後30日以内の場合は、現行の最優遇貸出金利に1%を加えた利率で、利息が加算される。それ以降の場合、州教育省長官が免許交付停止措置を取ることがある。

○記録の保管¹⁴⁷

認可証を交付された学校は、適切且つ正確な記録を、ニューヨーク州内にある事業の中心的拠点において、7年間もしくは20年間保管しなければならない。これらの記録は、州教育省および高等教育サービス事業団（Higher Education Services Corporation）の要請があれば、開示できるようにしておかなければならない。

記録として保管すべき情報と期間は、以下の通りである。

表 12 認可された学校が保存すべき記録とその期間

保管すべき記録	最低保管期間
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育省発行の承認状および認可された全ての教科課程記録 ● 教育省およびその他の管轄省庁との通信記録 ● 全ての広告、掲示物、宣伝用資料の写し ● 各授業の出席記録、養成コース受講による進展状況、学生の納入記録 ● 管理職者および指導者の資質、州教育省による認証、指導スケジュールおよび担当学生数、出勤状況、契約した給与、支給された給与などが記載された記録 ● 機材および消耗品のリスト ● 学校の教育内容の質および学生に対する責務遂行能力を実証するような様式での財務記録 ● 各コースの入学要件の記録 ● 授業開始前に学生と代理人との間で署名が交わされた学生登録合意書の写し ● 学生による支払済または未納の授業料、公的機関からの学資ローンもしくは助成金、公的基金による支払い記録 ● 過去の学業または実務経験によって授与された既得単位の記録、州教育省によって承認された代替科目 ● 卒業生の就職状況記録。雇用主の名前、所在地、電話番号、仕事の肩書、就労開始日、もしくは指導を始めた教育機関名、所在地、指導開始日を含むこと 	7年間
学生の恒久的記録：学生ごとに1つのファイルにまとめて保管 <ul style="list-style-type: none"> ● 氏名、住所、生年月日、性別 ● 入学日 ● 受講した授業名、コース名 ● 受講した各授業の期末テスト結果および成績 ● 卒業日または退学日 ● 認定証や免許状発行の有無、発行された場合は発行年月日 	20年間

出所：NYSED.gov, “Section 126.11 Records”,
<http://www.acces.nysed.gov/bpss/schools/part126.htm#eleven>

¹⁴⁷ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/schools/part126.htm#eleven>, Section 126.11

○州教育長官による視察

州教育長官は、定められた規則や規定の順守を監督するために、認可証を交付されている学校の視察を不定期に実施する。州教育省は、各学校の視察を少なくとも3年に1度は行うが、以下の場合には毎年視察を実施する。

- 高校卒業資格またはGEDを取得していない学生が入学する割合が高い場合
- 連邦基準と照合して、州教育省長官が、学資ローン返金滞納率が高いと判断した場合
- 学生やその他の団体からの苦情が多い場合

1.3.2 就業者・指導者に必要な資格

(1) 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続き

米国の非公式教育産業で教員を務める場合、連邦政府や州政府によって特に資格の取得は求められていないため、企業ごとに必要に応じて資格に関する条件を定めることとなる。例えば、日本でいう学習塾・予備校に相当する教育サービスを提供するカプラン社（Kaplan）は、同社が経営する学校で教鞭をとる教員の採用基準として、①教鞭をとる科目が含まれる全国試験¹⁴⁸において、上位90%以上に入っていること、②プレゼンテーションスキルおよびコミュニケーションスキルに長けていること、③他者にモチベーションを与えるスキルを有すること、の3点を要求しており、特に教員免許等の資格の有無について規定はない¹⁴⁹。

なお、教育産業に特化したことではないが、米国で日本人を含む外国人が就業するためには就労を許可されたビザを取得している必要がある。米国の永住権（グリーンカード）保持者であれば問題はないが、それ以外の場合、就労可能なビザ、例えば雇用主がスポンサーとなってJ-1ビザやH-1Bビザを保有していなければならない。ビザの種類については後述する。

ニューヨーク州で教育関連事業を行う場合、その就業者に必要な資格は、学校の種類によって多少異なるため、ここでは、ニューヨーク州教育省営利職業専門学校監督支局（New York State Education Department Bureau of Proprietary School Supervision : BPSS）の管轄する技術職業専門学校（Licensed Private Career School）の就業者に必要な資格を取り上げる。

ニューヨーク州のBPSSによって認可された技術職業専門学校の校長および教員および、学生の勧誘、獲得、登録に関与する代理人職に就くものは、BPSSが発行する免許を取得する必要¹⁵⁰があり、それぞれの役職に就く就労者の免許の申請資格は以下の通りである。なお、下記の資格を満たす者は、前述の「具体的な営業許可・登録申請手順」にある校長免許申請、教員免許申請、代理人認可証申請の各項目に従って行う。

表 13 校長・教員・代理人職に就く者に必要な資格

役職	必要資格
校長 ¹⁵¹	1.高校卒業資格またはそれと同等の資格を有する 2.a) 赴任校で開講するコースの1つ以上の分野において、5年間の実務経験を有する。または、 b) 赴任校で開講するコースの1つ以上の分野において、5年間の指導経験を有する。または、

¹⁴⁸ 試験の種類としては、大学院入学関連のGMAT、LSAT、GRE、MCAT、DAT、PCAT、OAT、大学入学試験関連のSAT、ACTなどが指定されている。

¹⁴⁹ <http://www.kaptest.com/Teach-for-Kaplan/Home/index.html>

¹⁵⁰ つまり、BPSSによって発行された免許は、BPSS認可の学校においてのみ有効である。

<http://www.acces.nysed.gov/bpss/PrivateCareerSchoolTeacherInstructions.htm>

¹⁵¹ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/insDirector.htm>

役職	必要資格
	<p>c) 5年間の管理職・監督職経験を有する。 あるいは、上記 a)、b)、c) を組み合わせた経験を有し、州教育長官が承認した場合。</p> <p>3.経営、教育行政、行政学の分野において、大学学士号以上の学位を有する。 4.2校の校長の免許を同時に申請する際には、申請書を個別に2通提出するのと併せて、BPSSの指導に基づいて作成したそれぞれの学校の管理プランを提出する。</p>
教員 ¹⁵²	<p>技術職業専門学校教員免許取得資格は、免許の分類によって多少異なるが、大きく分けると以下のようなになる¹⁵³。</p> <p>1.高校卒業資格またはそれと同等の資格を有し、医療事務 (Medical Billing & Coding)¹⁵⁴、冷暖房空調 (Heating/Ventilation/Air Conditioning)¹⁵⁵、料理 (Culinary Arts)¹⁵⁶など教鞭をとる分野で2年間の実務経験を有する。 2.高校卒業資格またはそれと同等の資格を有し、理容師 (Barber)¹⁵⁷、不動産ブローカー (Real Estate Broker)¹⁵⁸、心肺蘇生法 (Cardiopulmonary Resuscitation : CPR)¹⁵⁹などの分野で有効な免許を取得しており、2年間の実務経験を有する。 3.例えば、会計学 (Accounting)¹⁶⁰、コンピューター・プログラミング (Computer Programming, Option 1)¹⁶¹、英語を母国語としない人を対象とした英語教育 (Teachers of English to Speakers of Other Languages : TESOL)¹⁶²といった分野の科目教鞭をとる場合、当該分野のカリキュラムを履修済みで、学士号を有する。</p>
代理人	特に無し

出所：NYS.gov, BPSS, “Director Application Instructions”,

<http://www.acces.nysed.gov/bpss/insDirector.htm>,

NYS.gov, BPSS, “Private Career Teacher Application Instructions”,

<http://www.acces.nysed.gov/bpss/PrivateCareerSchoolTeacherInstructions.htm>

(2) 日本人の持つ資格の有効性

●連邦

日本人が日本で取得した教育関連の資格に関し、連邦教育省を含む連邦省庁には当該資格の審査や承認を行う機関は存在していない。資格所有者が特定の州において就業する場合、当該州の規則に従うこととしている¹⁶³。

●ニューヨーク州

日本で取得した教員免許などがニューヨーク州で相互認証されることはない¹⁶⁴。

¹⁵² <http://www.acces.nysed.gov/bpss/PrivateCareerSchoolTeacherInstructions.htm>

¹⁵³ 具体的な免許取得資格は、BPSS 技術職業専門学校教員免許申請要綱ページ

(<http://www.acces.nysed.gov/bpss/PrivateCareerSchoolTeacherInstructions.htm>) から、免許の分類別に記載された免許取得資格をダウンロードして確認することが出来る。

¹⁵⁴ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/01AlliedHealthAdmin.pdf>

¹⁵⁵ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/12ConstructBldgTrades.pdf>

¹⁵⁶ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/13CulinaryBartending.pdf>

¹⁵⁷ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/03AppearEnhance.pdf>

¹⁵⁸ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/26InsuranceRealEstate.pdf>

¹⁵⁹ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/02AlliedHealthClinical.pdf>

¹⁶⁰ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/05BusEd.pdf>

¹⁶¹ <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/10ComputerProg.pdf>

¹⁶² <http://www.acces.nysed.gov/bpss/pdf/16ESL.pdf>

¹⁶³ <http://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-visitus-forrecog.html>

¹⁶⁴ 米国内の他州で取得した教員免許は、ニューヨーク州が定める基準を満たす場合に限り承認される。
<http://www.highered.nysed.gov/tcert/certificate/teachrecother.html>

(3) 日本人就業者に対する規制

●連邦

日本人が米国において就労するにあたっては、国土安全保障省（U.S. Department of Homeland Security）の市民権移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services : USCIS）から①就労可能な非移民ビザもしくは②永住権のいずれかを取得する必要がある。なお、②の永住権の取得については、雇用ベースで取得する方法と家族・婚姻によって取得する方法や抽選による方法があるが、ここでは雇用ベースの永住権取得についてのみ紹介する。

① 就労可能な非移民ビザの取得¹⁶⁵

日本人を含む外国人が米国に就労目的で滞在することが可能なビザは下記のとおりである。なお、これらのビザは、有効期限が切れると自国に帰国することを前提として発行されるビザである。なお、いずれの場合においても、移民法に精通した弁護士など、専門家の指導を受けて個々の状況に応じた手段で就労許可申請をすることが必要となる。なお、教育産業において、学校経営を行う企業の社員は E-1/E-2、L-1 のビザを取得することが可能であり、教員については、通常 H-1B や J-1 ビザを取得すると考えられる。

表 14 就労目的で滞在することが可能なビザ

ビザの種類	概要
B-1	短期商用のための訪問者
E-1/E-2	E-1：通商条約によって許された国（日本も含む）の貿易を業とする者 E-2：通商条約によって許された国（日本も含む）の投資家
H-1B	最低でも学士以上の学位を持ち、専門的な職業に就く者
J-1	公的に認められたプログラムにより、交換留学生、研究員、職業訓練生として入国する者
L-1	国際的な企業に雇用されている者が、社内の転勤によって米国に滞在して業務を遂行する必要がある場合に該当する。企業の管理職に就く者、または専門的な知識を有する者が対象

出所：Jinken.com, “非移民ビザの種類”, <http://www.jinken.com/visainfo/guide2.asp> を元にワシントンコア作成

② 雇用に基づく移民ビザ（永住権）の取得¹⁶⁶

米国では、高い能力・教育・職業経験を持ち合わせている外国人に対して、毎年約 14 万件の雇用に基づく移民ビザ（永住権）が発行されている。雇用に基づく永住権の取得には、申請者の学歴や職歴などによって 5 つのカテゴリーに分かれており、カテゴリーによっては、米国の雇用主が労働省（Department of Labor）から移民ビザを取得しようとする者の労働証明書（Labor Certification）¹⁶⁷を取得しなくてはならないものもある。なお、非公式教育産業における教員や従業員の場合、当人の学歴や職歴にもよるが、通常第 2 カテゴリーか第 3 カテゴリーが適応されると考えられる。

¹⁶⁵ <http://www.jinken.com/visainfo/guide2.asp>

¹⁶⁶

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnnextoid=cdfd2f8b69583210VgnVCM100000082ca60aRCRD&vgnnextchannel=cdfd2f8b69583210VgnVCM100000082ca60aRCRD>

¹⁶⁷ ①一般的な給与価格で、採用可能な資格要件を満たし、当該役職に就くことを望む米国労働者が不足していること、②外国人を採用することによって同様の条件下にある米国労働者の給与および労働条件に悪影響を及ぼすことがない、の 2 点を証明するもの。

表 15 雇用に基づく永住権の申請カテゴリー

優先順位	該当者	労働証明書
第 1 カテゴリー (EB-1)	科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において非常に優れた能力を有する者や卓越した大学教授や研究者、多国籍企業の管理職者など ¹⁶⁸	不必要
第 2 カテゴリー (EB-2)	芸術、科学、ビジネスの分野において、専門的職業の上級学位の保有者、または優れた能力を有する者	必要。ただし、国家的関心事免除 (national interest waiver) ¹⁶⁹ を受けている場合は不必要
第 3 カテゴリー (EB-3)	専門家、熟練労働者、その他の労働者 ¹⁷⁰	必要
第 4 カテゴリー (EB-4)	特定の宗教従事者、国務省外交局 (U.S. Foreign service) 職員、国際団体退職者など ¹⁷¹	不必要
第 5 カテゴリー (EB-5)	米国人常勤職員を最低 10 人雇用する新規営利企業に対して、100 万ドルもしくは 50 万ドル ¹⁷² を投資する事業投資家 ¹⁷³	不必要

出所：US Citizenship and Immigration Services, “Permanent Workers”,
<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=cdfd2f8b69583210VgnVCM10000082ca60aRCRD&vgnnextchannel=cdfd2f8b69583210VgnVCM10000082ca60aRCRD>

● ニューヨーク州

移民規制は連邦法の管轄であるため、米国内での就労資格については上記を参照のこと。なお、永住権もしくは就労可能な非移民ビザを保有する日本人就業者に対する就労に関する州規制は特にない。

¹⁶⁸

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=17b983453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD&vgnnextchannel=17b983453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD>

¹⁶⁹

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=816a83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD&vgnnextchannel=816a83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD>、移民ビザ申請者が有する能力が、米国で雇用されることによって国家に利益をもたらすことを USCIS に自己申告し、労働証明書提出の免除を受けることが出来る。

¹⁷⁰

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=74da83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD&vgnnextchannel=74da83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD>

¹⁷¹

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=724b83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD&vgnnextchannel=724b83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD>

¹⁷² 高失業率地域、地方小都市などの標的雇用地域において起業する場合。

¹⁷³

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=facb83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD&vgnnextchannel=facb83453d4a3210VgnVCM100000b92ca60aRCRD>

(4) 事務職・教員の募集・採用

BPSS 認可学校が教員を募集する場合は、前述のとおり、資格所有者を募集・採用する必要があるが、事務職については特に制限はない。

1.3.3 進出相談が多いケースでの具体的な手続き方法

(1) インターネット上での英会話などの語学教室

インターネット上での英会話などの語学教室を開講するにあたって、単位・学位を発行せず、また「学校認定」を受けない場合は「学校」としての特別な登録を行う必要はなく、当該語学教室を開講する事業体を設立し、ニューヨーク州内で事業を行うための手続きを取る必要がある。手続きは以下のとおりである。

① 事業体設立の登録

ニューヨーク州で事業体を設立する場合、企業形態に応じて以下のとおり登録申請を行う。

表 16 企業形態別の事業体登録申請方法

企業形態	登録申請
個人事業体 (Sole Proprietorship)	事業体所有者の個人名以外で事業を行う場合、事業体所在地の郡政府 (County Clerk) に「事業認可証 (Certificate of Conducting Business as a Sole Proprietor)」を申請する ¹⁷⁴ 。申請料は 25 ドル。認証謄本 (certified copy) は 1 通につき 4~5 ドル ¹⁷⁵ 。
合名会社 (General Partnership)	事業体所在地の郡政府に「事業認可証 (Certificate of Conducting Business as Partners)」を申請する ¹⁷⁶ 。申請料は 25 ドル。認証謄本 (certified copy) は 1 通につき 4~5 ドル ¹⁷⁷ 。
合資会社 (Limited Partnership)	ニューヨーク州州務省法人・州登録・統一商事法典部に「合資会社認可証 (Certificate of Limited Partnership)」を申請する。申請料は 200 ドル ¹⁷⁸ 。事業名決定にあたって行う事業名検索は 1 件につき 5 ドル ¹⁷⁹ 。
有限責任会社 (Limited Liability Company)	ニューヨーク州州務省法人・州登録・統一商事法典部に「設立認可証 (Articles of Organization)」を申請する。また、設立認可を受けて 120 日以内に、会社所在地の郡政府が指定する新聞 2 社に、設立認可証の写しまたは会社設立を報告する通知文を掲載しなくてはならない ¹⁸⁰ 。申請料は 200 ドル。事業名決定に当たって

¹⁷⁴ <http://www.opal.ny.gov/gorr/pas/pas2.nsf/StartingaBusinessBrochure2012.pdf?Open>

¹⁷⁵ 通常 3 通の認証謄本が必要 (郡政府登録用原本、銀行用、事業体保管用)。なお、ニューヨーク市内にあるマンハッタン (Manhattan)、ブルックリン (Brooklyn)、ブロンクス (Bronx)、スタテン・アイランド (Staten Island)、クィーンズ (Queens) の 5 つの行政区内では、申請料は 100 ドルで、認証謄本は 1 通につき 10 ドル。

¹⁷⁶ <http://www.opal.ny.gov/gorr/pas/pas2.nsf/StartingaBusinessBrochure2012.pdf?Open>

¹⁷⁷ 通常 3 通の認証謄本 (郡政府登録用原本、銀行用、事業体保管用) が必要。なお、ニューヨーク市内にあるマンハッタン (Manhattan)、ブルックリン (Brooklyn)、ブロンクス (Bronx)、スタテン・アイランド (Staten Island)、クィーンズ (Queens) の 5 つの行政区内では、申請料は 100 ドルで、認証謄本は 1 通につき 10 ドル。

¹⁷⁸ <http://www.dos.ny.gov/corps/lpcorp.html#certlp>

¹⁷⁹ http://www.dos.ny.gov/corps/faq_availability.page.asp

¹⁸⁰ <http://www.dos.ny.gov/corps/lccorp.html#artorg>

企業形態	登録申請
	行う事業名検索は1件につき5ドル。事業名指定費20ドル。新聞記事掲載1件につき25ドル ¹⁸¹ 。
株式会社 (Corporation)	ニューヨーク州州務省法人・州登録・統一商事法典部に「法人設立認可証 (Certificate of Incorporation)」を申請する ¹⁸² 。申請料は125ドルに株式数に応じた税金を加えたもの ¹⁸³ 。事業名決定に当たって行う事業名検索は1件につき5ドル。事業名指定費20ドル。

出所：Dos.ny.gov, “Limited Partnerships Filings”,
<http://www.dos.ny.gov/corps/lpcorp.html#certlp>

② 連邦雇用主証明番号 (EIN) の取得

内国歳入庁 (IRS) に SS-4 フォーム¹⁸⁴を提出するか、または IRS ウェブサイト¹⁸⁵から、EIN 取得申請する。

③ 州税納入のための登録¹⁸⁶および事業者認可書 (Certificate of Authority) の取得

ニューヨーク州内における販売やサービス提供に課せられる売上税を同州税財務省 (New York State Department of Taxation and Finance) に納入するために、自社を同省のデータベースに登録し、事業者認可書を取得する必要がある。事業者認可書の取得は、課税対象となる製品販売・サービス提供を開始する (つまり、事業を開始する) 最低 20 日前までに行うよう奨励されている¹⁸⁷。

なお、事業者認可書の申請方法は、オンライン許可証申請補助・免許発行 (Online Permit Assistance and Licensing : OPAL) のウェブサイトから行うことができ、申請料は無料である¹⁸⁸。正規許可証と暫定許可証があるが、自宅、事務所、店舗など特定の場所で事業を行う場合は、正規許可証の申請が必要となる。申請が承認された場合、事業者認可書が申請者の住所に郵送されるが、この処理に係る期間については明示されていない¹⁸⁹。

(2) 現地国家資格などを取得するための専門学校

国家資格などを取得するための専門学校における教科課程が、単位・学位を発行せず、また「学校認定」を受けない場合、「学校」としての特別な登録を行う必要はなく、基本的には上記の「インターネット上での英会話などの語学教室」と同様の事業体設立に関する手続きを取ることになる。

¹⁸¹ <http://www.opal.ny.gov/gorr/pas/pas2.nsf/StartingaBusinessBrochure2012.pdf?Open>

¹⁸² <http://www.dos.ny.gov/corps/buscorp.html>

¹⁸³ 最低税額は 10 ドルで、最高 200 株まで発行できる。200 株以上を発行したい場合は、税額を 1 株につき 5 セント加算する。

¹⁸⁴ <http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fss4.pdf>

¹⁸⁵ <http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/Apply-for-an-Employer-Identification-Number-%28EIN%29-Online>

¹⁸⁶ http://www.tax.ny.gov/pubs_and_bulls/tg_bulletins/st/how_to_register_for_nys_sales_tax.htm

¹⁸⁷ <http://www.opal.ny.gov/gorr/pas/pas2.nsf/StartingaBusinessBrochure2012.pdf?Open>

¹⁸⁸ <http://www.nys-permits.org/>

¹⁸⁹ ただし、事業開始の 20 日前には申請をするよう奨励されているため、申請書が受理されてから 20 日以内に郵送されてくるものと予測できる。

1.3.4 専門機関による学校認定 (accreditation)

米国には、国内で経営されている学校が一定の教育水準を満たしていることを証明する制度として、専門の認定機関 (accreditation body) による学校認定がある。学校認定の取得は法律で義務付けられてはいないが、連邦教育省に代わり学校認定を付与する認定機関から学校認定を受けることは、教育サービスを提供する組織の教育水準が一定以上であることを示すことができるほか、①自校の学生が、連邦政府が提供する学生ローンの受給資格の対象となることができる、②国土安全保障省 (Department of Homeland Security) の監督の下、学生ビザ (F-1 Visa) や交換留学生・研究員・職業訓練生ビザ (J-1 Visa) の発行に必要なペーパーワークを代行することができ、留学生などを受け入れることができる、③州政府や地方自治体が提供する人材開発関連の助成金の受給対象となることができる、といったメリットが得られることから重視されている。

以下に、英語学校といった語学学校の認定プロセスと、学習塾・予備校などの認定プロセスについて取りまとめる。

○語学学校などの認定プロセス

語学学校の専門認定組織の主なものとして、生涯教育およびトレーニングプログラムの認定団体の ACCET (Accrediting Council for Continuing Education and Training) と、米国の英語プログラムや語学学校を認定する専門機関の CEA (Commission on English Language Program Accreditation) がある。これら 2 機関によるプロセスに大差はないため、語学学校を含めた職業訓練校の認定を行う ACCET による認定について取り上げることとする。

ACCET の認定を受けるための条件には主なものとして以下があり、申請者はそれらを満たしている必要がある¹⁹⁰。

- 明確な事業体が学校経営を行っていること。また、提供する教育プログラムの内容やその教授法が明確にされていること。
- 当該校を営業する州における事業ライセンスを取得していること。
- 当該校で提供されるプログラムが、「生涯学習」に適したものであること。
- 認定申請後、当該校が最低 2 年間継続運営できるような体制を整えていること。また、最低 1 回はプログラムから卒業生を輩出していること。
- ACCET に認定申請を提出する前の 1 年以内にほかの認定機関への申請を取り下げたり、申請が却下されていないこと。
- 認定申請前、最低 2 年間は同一経営者による経営が継続されていること。
- 高校卒業以上を対象にした教育プログラムを提供し、プログラム終了後には、修了証など単位を取得した証明書を発行するものであること。
- 提供するトレーニングプログラムや教育サービスの質を維持するのに十分な資金源があり、健全な経営状態であることを最低 2 年分証明できること。

以下は ACCET に認定申請を行うのに必要な費用の一覧である¹⁹¹。申請書¹⁹²を提出する際、費用も同時に支払う必要がある。

¹⁹⁰ <http://www.accet.org/accreditation/accreditation-eligibility>

¹⁹¹ <http://docs.accet.org/downloads/docs/doc10.2013.pdf>

¹⁹² <http://docs.accet.org/downloads/docs/doc4.pdf>

表 17 認定申請に必要な費用

申請手数料	100 ドル (財務状況の確認を依頼する場合は追加 250 ドル)
初期認定審査料金 (メインキャンパス)	2,000 ドル (支部や付属教室の審査料金は 1 カ所 につき 600 ドル追加)

出所：ACCET, “Accrediting Council for Continuint Education & Trainig”,
<http://docs.accet.org/downloads/docs/doc10.2013.pdf>

上記のほか、申請者は申請書提出後、ACCET 主催のワークショップ¹⁹³に参加し、「自己評価報告書 (Analytic Self-Evaluation Report)」を提出することが義務付けられており、また、ACCET の職員が実際に学校を訪れ、認定校として適しているかどうかを検証するオンサイト調査 (on-site Examination) も行われる。オンサイト調査に係る費用は以下のとおり¹⁹⁴。

表 18 オンサイト調査に係る費用

調査員派遣費	1,800 ドル
メインキャンパスあるいは 支部の調査費	1 カ所につき 5,800 ドル
追加キャンパス	1 カ所につき 3,600 ドル

出所：ACCET, “Accrediting Council for Continuint Education & Trainig”,
<http://docs.accet.org/downloads/docs/doc10.2013.pdf>

必要申請書を全て提出し、上記のオンサイト調査が終了した後、ACCET 内部の審査委員会による審査が行われる。審査委員会による認定の可否に関する審議の結果は、審議から 30 日以内に申請者に対して書面で通達される。なお、学校認定は通常 1 年～5 年間有効とされており、有効期限が切れた後も認定を希望する場合、申請者は再度、認定申請を行うこととなる¹⁹⁵。

1.4 教育産業の主な事業者に関する情報

本セクションでは、米国の教育産業における主な事業者を紹介する。

1.4.1 キャリア・センター社 (Career Center) ¹⁹⁶

ニューヨーク州ニューヨーク市マンハッタンを拠点とするキャリア・センター社 (Career Center) は、ニューヨーク市内で最も古く、最大規模のコンピューター・トレーニングセンターである。同社が提供するサービスは大きく、①コンピューター・トレーニングコースの提供、②企業内社員トレーニングの提供、③コンピューター・トレーニング用教室レンタル、の 3 つに分類される。それぞれのサービスの詳細は、以下のとおりである。

¹⁹³ ワークショップ参加費は、ACCET 会員は 1 日ワークショップは 275 ドル、2 日間のワークショップは 400 ドルである。一方、ACCET 非会員は 2 日間のワークショップに参加する必要がある、費用は 550 ドルとなっている。

¹⁹⁴ <http://docs.accet.org/downloads/docs/doc10.2013.pdf>

¹⁹⁵ <http://docs.accet.org/downloads/docs/doc1.pdf>

¹⁹⁶ <http://www.careercenters.com/index.html>

① コンピューター・トレーニングコースの提供

キャリア・センター社は、年間 2 万 4,000 人以上の受講生に対して、IT 関連の認定コースを中心とした様々なコースを提供している。受講生の多くは、ネットワーク・エンジニアリング、コンピューター・プログラミング、PC テクニカル・サポート、ウェブ制作、ネットワーク・セキュリティ、ワイヤレス・ネットワーク、グラフィックス、デジタル映像、オフィス業務・経理業務などに関連する職業に就くことを希望しているため、それらに対応するコースや、マイクロソフト社 (Microsoft)、オラクル社 (Oracle)、シスコ社 (Cisco) などが公認する資格認定コースも提供している¹⁹⁷。2012 年 12 月現在、同社が提供している履修コースは以下のとおり¹⁹⁸。

表 19 コンピューター・トレーニングコースで提供する履修コース

履修コース名	受講内容
経理	QuickBooks 2012
マイクロソフト・オフィス (Microsoft Office) 2010	Microsoft Excel, Microsoft Access, Microsoft Word, Microsoft PowerPoint, Microsoft Outlook, Microsoft Project, Visio Professional, Microsoft Publisher など
グラフィックス、ウェブデザイン	Adobe CS5, Adobe Illustrator CS5, Adobe InDesign CS5, Adobe Dreamweaver CS5, Adobe Premiere Pro CS5, Adobe Acrobat 9.0 Pro, Adobe Flash CS5, HTML 5 & CSS3, JavaScript, SQL など
AutoCAD	AutoCAD 2013
マイクロソフト・オフィシャル・コース (Microsoft Official Course : MOC)	SharePoint 2010 設定・管理 (Configuring and Administering)、アプリケーション開発 (Application Development)、エンドユーザ (End User) ; Windows Server 2012 インストール・設定 (Installing and Configuring)、管理 (Administering)、マイクロソフト社認定ソリューションズ・アソシエイト (Microsoft Certified Solutions Associate : MCSA) ; Windows 7 エンタプライズ・デスクトップ・サポート・テクニシャン (Enterprise Desktop Support Technician) など
ネットワーク認定 (Network Certification)	CompTIA A+ 認定、CompTIA Network+ 認定、CompTIA Security+ 認定、Cisco CCNA 認定、データ・コミュニケーション基礎編 (Fundamentals of Data Communication)、テレコミュニケーション入門 (Introduction to Telecommunications) など
プログラミング、データ管理	プログラミング入門 (Introduction to Programming)、.NET 入門 (Introduction to .NET)、C++プログラミング入門 (Introduction to C++ Programming)、Visual Basic.Net、Visual C#.NET、Visual Studio.NET など
パソコン入門	インターネット・エクスプローラー入門 (Internet Explorer Introduction)、Microsoft Windows 7 など

出所：Career Center, “Course Guide”, <http://www.careercenters.com/courses.html>

¥

¹⁹⁷

http://www.learn4good.com/great_schools/usa_new_york_computer_training_networking_programming_certification_courses.htm

¹⁹⁸ <http://www.careercenters.com/courses.html>

② 企業内社員トレーニングの提供

同社には、TCCIT ソリューションズ (TCCIT Solutions) と呼ばれる部署があり、顧客企業から委託を受けて当該企業の従業員に技術指導を行うサービスを提供している。具体的に TCCIT ソリューションズは、新技術の開発・公開を目指す企業や、生産性向上のために従業員のスキルアップを望む企業に対して、社内トレーニングサービスなどを提供している。また、これらのサービスは標準カリキュラムを通じて提供されるが、顧客企業の要望に合わせて個別にカリキュラムを組むことが可能である¹⁹⁹。さらに、企業に出向いて行うオンサイト・トレーニングのほか、個人指導、2~12 人の少人数クラスでのサービス提供といったアレンジも受け付けている²⁰⁰。なお、TCCIT ソリューションズは、マイクロソフト社認定パートナー (Microsoft Certified Partner)、マイクロソフト・ラーニング・ソリューションズ・プロバイダ (Microsoft Learning Solutions Provider)、アドビ社認定トレーニング・パートナー (Adobe Certified Training Partner) である²⁰¹。

③ コンピューター・トレーニング用教室レンタル

同社は、コンピューター教室レンタルサービス「レント・ア・クラス (RentAClass)」を提供している。これは、ニューヨーク市内でコンピューター・トレーニングの場を必要とする企業に対して、様々なシステムが整ったコンピューター教室のレンタルを行うサービスで、教室のレンタルとあわせて同社の IT スタッフによる補助サービスを受けることも可能である²⁰²。なお、標準サイズの教室では、コンピューターを 15 台設置可能である²⁰³。

1.4.2 リンカーン教育サービス社 (Lincoln Educational Services Corporation)

1946 年にリンカーン・テクニカル・インスティテュート (Lincoln Technical Institute) として創設された、職業教育プログラムを提供するリンカーン教育サービス社 (Lincoln Educational Services Corporation²⁰⁴) は、自動車技術 (Automotive Technology)、保健科学 (Health Sciences)、技術職・技師 (Skilled Trades)、ビジネス・IT (Business and Information Technology)、ホスピタリティ・サービス (Hospitality Services) の 5 分野において、以下の名称で 17 州・50 カ所以上にキャンパスを運営している²⁰⁵。

- リンカーン・カレッジ・オブ・テクノロジー (Lincoln College of Technology)
- リンカーン・テクニカル・インスティテュート (Lincoln Technical Institute)
- リンカーン・カレッジ・オブ・ニューイングランド (Lincoln College of New England)
- ユーロフォリア・インスティテュート・オブ・ビューティー・アート・アンド・サイエンス (Europhoria Institute of Beauty Arts and Sciences)
- リンカーン・カリナリー・インスティテュート (Lincoln Culinary Institute)

同社が運営する上記学校では、主に修了証書取得プログラムと準学士号取得プログラムが提供されているが、料理 (Culinary Arts)、企業経営 (Business Management)、刑事司法 (Criminal Justice)、葬儀管理 (Funeral Service Management)、人事管理 (Human

¹⁹⁹ <http://www.careercenters.com/corporate.html>

²⁰⁰ <http://www.careercenters.com/tutoring.html>

²⁰¹ <http://www.tccitsolutions.com/about.html>

²⁰² <http://www.careercenters.com/corporate.html>

²⁰³ <http://www.rentaclass.com/about.html>

²⁰⁴ <http://www.lincolnedu.com/>

²⁰⁵ <http://www.lincolnedu.com/about>

Resource Management) などの専攻コースにおいては、学士号取得プログラムも提供している²⁰⁶。具体的なコース例は以下のとおりである。

- 自動車技術²⁰⁷：自動車技術者、衝突修理工、ディーゼル整備士、高性能車整備士、オートバイ整備士
- 保健科学²⁰⁸：医療助手、医療管理、医療事務、医療費請求、准看護師、看護師、歯科助手、薬剤技師、X線技師、採血、手術技術、心配蘇生法・救命救急法、ICD-10-CM、患者管理技術者
- 技術職・技師²⁰⁹：冷暖房空調技術者、電子システム技術者、電子工学技術者、電気技師、溶接技師
- ビジネス・IT²¹⁰：A+ 認定準備、Network+ 認定準備、Security+ 認定準備、企業経営、コンピューター・ネットワークおよびセキュリティ、コンピューターおよびネットワーク・サポート・テクニシャン、刑事司法、PC システムおよびサポート、ネットワーク・コミュニケーションおよび情報システム、パラリーガル
- ホスピタリティ・サービス（スパ・美容）²¹¹：マッサージ・セラピスト、美容師、ヘアスタイリスト、エステティシャン
- ホスピタリティ・サービス（料理）²¹²：調理師、パティシエ、飲食物管理

2011年に同社経営の全校に在籍した学生数は合計2万4,301人であり、分野別に見ると、最も学生数が多かったのは保健科学分野の9,142人で全体の38%で、以下、自動車技術が8,112人で33%、専門職が2,585人で11%、ホスピタリティ・サービスが2,396人で10%、ビジネス・ITが2,066人で8%であったという²¹³。なお、同社は、ナスダック（NASDAQ）に株式上場しており²¹⁴、2011年の年商は5億1,262万5,000ドルと報告している²¹⁵。

1.4.3 プリンストン・レビュー社（The Princeton Review, Inc.）

1981年に創設されたプリンストン・レビュー社（The Princeton Review, Inc.）は、経営大学院、法科大学院、医学大学院を始めとする大学院進学を目指す学生に対し、対面式で試験準備対策や個人指導を提供するほか、オンラインで大学院入学情報も提供している²¹⁶。また、学校や進路カウンセラーと協力して、大学準備、試験準備、キャリア計画など、高校生に対する大学進学情報も提供している。

同社の試験準備プログラムでは、米国の大学入学審査対象となる主要な試験の全てを対象としたコースが提供されている。同社のプログラムで取り扱う試験は以下のとおりである。

- SAT（Scholastic Assessment Test）、ACT（American College Test）、SAT科目別試験（SAT Subject Test）：大学進学適正試験

²⁰⁶ <http://investors.lincolneducationalservices.com/phoenix.zhtml?c=149182&p=irol-reportsannual>, Lincoln Educational Services 2011 Annual Report p.4

²⁰⁷ <http://www.lincolnedu.com/careers/automotive/automotive-technician>

²⁰⁸ <http://www.lincolnedu.com/careers/health-sciences/medical-assisting>

²⁰⁹ <http://www.lincolnedu.com/careers/skilled-trades/hvac>

²¹⁰ <http://www.lincolnedu.com/careers/business-it/business-management>

²¹¹ <http://www.lincolnedu.com/careers/spa-cosmetology/massage-therapy>

²¹² <http://www.lincolnedu.com/careers/culinary-arts/culinary>

²¹³ <http://investors.lincolneducationalservices.com/phoenix.zhtml?c=149182&p=irol-reportsannual>, Lincoln Educational Services 2011 Annual Report p.3-4

²¹⁴ <http://investors.lincolneducationalservices.com/phoenix.zhtml?c=149182&p=irol-stockquote>

²¹⁵ <http://investors.lincolneducationalservices.com/phoenix.zhtml?c=149182&p=irol-reportsannual>, Lincoln Educational Services 2011 Annual Report p.40

²¹⁶ オンラインで提供される試験準備コースや、デジタル教材などもある。

- AP 試験 (Advanced Placement : AP Exam) : 試験結果次第で高校で受講した上級レベルの授業成績を大学単位に振り替えることが可能になる
- MCAT (Medical College Admission Test) : 医学大学院進学者が受験する標準試験
- LSAT (Law School Admission Test) : 法科大学院進学者が受験する標準試験
- GMAT (Graduate Management Admission Test) : 経営大学院・会計修士課程・金融修士課程進学者が受験する標準試験
- GRE (Graduate Record Examination) : 大学院進学者が受験する標準試験
- DAT (Dental Admission Test) : 歯科大学院進学者が受験する標準試験
- OAT (Optometry Admission Test) : 眼科大学院進学者が受験する標準試験

同社は、柔軟性を持たせた受講プランと個人指導プログラムで、学生のスケジュール、学習スタイル、到達目標に合わせたプログラムを提供しているほか、試験準備ガイドや学習補助教材なども発行している。また、同社のウェブサイト「PrincetonReview.com」には、大学ランキングや各大学の詳細情報、学資援助および奨学金情報、大学関係者による入学情報など、大学リサーチに役立つ情報や入学案内情報などが掲載されている。なお、2009年に同社が、自社のサービスを受けた学生を対象に実施したアンケート調査結果によると、5人中4人の学生が上位希望校に合格したとのデータが得られている²¹⁷。

また同社は、特定の試験準備コースの受講生が一定の受講条件を満たしている場合、コース修了後にまだ試験準備が十分でないと感じる受講生に対しては、事務手数料²¹⁸の支払いのみでコース開始後1年以内であれば同じコースの再受講を認める「準備保証制度 (Readiness Guarantee)」、コース修了時の成績向上度に満足していない受講生に対しては、試験の点数の変化に関わらずコース開始後1年以内は事務手数料²¹⁹の支払いのみで継続受講を認める「満足度保証制度 (Satisfaction Guarantee)」、試験の点数に一定の上昇が見られなかった受講生に対しては、受講料の返金を認める「返金保証制度 (Money Back Guarantee)」などの保証制度を取り入れ、受講生が納得できる内容のプログラムを提供していることが特徴として挙げられる²²⁰。

1.4.4 ホームワークヘルプ・ドットコム社 (Homeworkhelp.com)

1996年にカリフォルニア州サニーベールで教育ソフトウェア製作会社として創業したホームワークヘルプ・ドットコム社 (Homeworkhelp.com) は、1998年以降、インターネットを利用した教育ソリューションの提供に重点を置く事業展開を行っている。現在の本社所在地は、カリフォルニア州フリーモントである。

同社の教育ウェブサイトの「www.homeworkhelp.com」は、小学4年生から中高生、教育者、保護者を対象としてデザインされたもので、取り扱う教科は、理科、算数・数学、英語、社会科の4科目であるが、大学・大学院進学に向けた標準テスト準備のための利用も可能である²²¹。

同社が提供するサービスは大きく分けて、①オンライン個別指導、②学校や図書館を対象としたアカデミック・サービス、③オンライン教室の提供 (Online Classroom Hosting Services) の3分野である²²²。各分野のサービスに関する詳細は以下のとおりである。

²¹⁷ <http://www.princetonreview.com/about-us.aspx>

²¹⁸ 2012年12月現在で200ドル。

²¹⁹ 2012年12月現在で200ドル。

²²⁰ <http://www.princetonreview.com/guarantee.aspx>

²²¹ <http://www.homeworkhelp.com/aboutus.php>

²²² <http://www.homeworkhelp.com/services.htm>

① オンライン個別指導

質の高いチューターによる個別指導をオンラインで受けられる、「アキュライブ・コマンダー (AccuLive Commander)」と呼ばれる授業システムを利用している²²³。受講者は、ヘッドフォンとマイクを使用してチューターと直接会話ができるほか、記述した質問や回答をリアルタイムでコンピューター画面上に表示し、「双方向ホワイトボード (interactive WhiteBoard)」を使用して一緒に問題を解くことも出来るようになっている²²⁴。このチューターによるオンライン個別指導の受講希望者は、同社の会員登録を事前に行う必要がある。会員登録期間は受講期間と同一となっており、1 カ月、2 カ月、6 カ月、1 年の 4 種類から選んで、会費を支払う²²⁵。なお、会員登録を済ませると、個々のチューターの詳細情報を閲覧することが出来るようになっている。

また同社は、採用するチューター全員に対して、過去 7 年間に遡って犯罪経歴の照会と、身元照会を実施すると共に、全てのチューター・セッションを録画することで、指導品質保証に努めている。チューターへの支払いは時給制であり、受講者が事前に購入したチューターの指導時間に合わせて同社から報酬が支払われる。なお受講者は、チューターによる指導を受ける以外にも、同社のウェブサイト上で、アニメーション、小テストなどの多様な学習手段を用いて、個人学習を進めることもできるようになっている²²⁶。

② アカデミック・サービス

定員 30 人のグループと年間利用契約を締結し、グループに所属する生徒は個人アカウントを作成して、学校、自宅、図書館など、コンピューターがあるところであればどこからでもオンラインで自分のアカウントにアクセスし、同社教育サイト上のサービスを利用することが出来る「グループ契約 (Group Subscription)」と、利用者は特定せずに図書館や学校などと年間契約し、設置されているコンピューターから誰でも同社の教育サイトへのアクセスできるようにする「サイト・ライセンス (Site License)」の 2 種類のサービスを提供している²²⁷。いずれのサービスでも、利用者はサイト上で 1,700 種類以上のレッスン、約 1,300 種類のアニメーション、8,000 種類以上の小テスト問題にアクセスし、個々のペースに合わせて学習することができる²²⁸。

③ オンライン教室の提供

同社が開発したオンライン教室システム「アキュライブ・コマンダー (AccuLive Commander)」を用いて、学習だけでなく、社内教育、会議、セールス・プレゼンテーション、ソフトウェアのデモなど、様々な用途で活用出来るサービスを提供している。必要な機材はインターネットにアクセスできるコンピューターだけであるため、大規模な設備投資も必要なく、双方コミュニケーション型のプラットフォームを用いて、世界中の生徒、ビジネス・パートナーや顧客とのコミュニケーションをとることが可能となる。基本的なサービスは、1 カ月、6 カ月、1 年のいずれかの期間で契約を結び、1 契約につき 5 人分の利用者アカウントが作成できるようになっているが、必要に応じて利用者アカウント数を増やすことも可能である²²⁹。

またホームワークヘルプ・ドットコム社は、オンラインコンテンツを発行する様々なウェブサイトの運営を行うテック・メディア・ネットワーク社 (Tech Media Network) が行った利用者アンケートで、10 点満点中 9.40 点を獲得し、同社が発表する「2013 年オンライン・チューター

²²³ <http://www.homeworkhelp.com/faq.htm>

²²⁴ <http://www.homeworkhelp.com/support.htm>

²²⁵ <http://www.homeworkhelp.com/signupnow.php>、費用は 1 カ月 30 ドルから。1 年間の登録費は 175 ドル。
(2012 年 12 月現在)

²²⁶ <http://www.homeworkhelp.com/faq.htm>

²²⁷ <http://www.homeworkhelp.com/schoollibrary.htm>

²²⁸ <http://www.homeworkhelp.com/pdf/Homeworkhelp.com.pdf>

²²⁹ <http://www.homeworkhelp.com/hosting.htm>

ー・サービス・トップ 10 比較 (TopTen Reviews 2013 Compare Best Online Tutoring Services)」の第 1 位に選ばれている²³⁰。

1.5 重要な情報源の URL

●連邦

関連法規	連邦規則集タイトル 14、141 条 (14 Code of Federal Regulations Part 141)	http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&tpl=/ecfrbrowse/Title14/14cfr14_1_main_02.tpl
	連邦規則集タイトル 26 およびタイトル 27、31 条 (Title 26 CFR, Title 27 CFR Part 31 Section 31.155)	http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=cb43c8e67d2ba0c4a23c66f313f2403e&tpl=/ecfrbrowse/Title26/26tab_02.tpl http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=cb43c8e67d2ba0c4a23c66f313f2403e&rgn=div5&view=text&node=27:1.0.1.1.26&idno=27#27:1.0.1.1.26.7.545.5
	連邦規則集タイトル 29、29 条 (Title 29 CFR Part 29)	http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=cb43c8e67d2ba0c4a23c66f313f2403e&rgn=div5&view=text&node=29:1.1.1.1.23&idno=29
	連邦規則集タイトル 34、400 条 (Title 34 CFR Part 400)	http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?c=ecfr&SID=91dc74a8a2cfb5ae2be0c5be2adc3e4a&rgn=div5&view=text&node=34:3.1.1.1.1&idno=34
	公正労働基準法 (Fair Labor Standards Act : FLSA)	http://www.dol.gov/whd/regs/statutes/FairLaborStandAct.pdf
営業許可・届出手続き	運輸省連邦航空局 (Department of Transportation, Federal Aviation Administration : FAA)	http://www.faa.gov/
	内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS)	http://www.irs.gov/
	労働省 (Department of Labor)	http://www.dol.gov/
	教育省職業成人教育室 (Department of Education, Office of Vocational and Adult Education)	http://www2.ed.gov/about/offices/list/ovae/index.html
フランチャイズ関連	連邦取引委員会 (U.S. Federal Trade Commission : FTC)	http://www.ftc.gov/
	連邦取引委員会フランチャイズ規定 (Federal Trade Commission Franchise Rule)	http://www.ftc.gov/os/2007/01/R511003FranchiseRuleFRNotice.pdf
	連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act)	http://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/41

²³⁰ <http://online-tutoring-review.toptenreviews.com/>、
<http://online-tutoring-review.toptenreviews.com/>

● ニューヨーク州

関連法規	ニューヨーク州労働法 (New York State Labor Law)	http://law.onecle.com/new-york/labor/
	ニューヨーク州事業会社法 (New York Business Corporation Law)	http://law.onecle.com/new-york/business-corporation/
	ニューヨーク州教育法 (New York Education Law)	http://law.onecle.com/new-york/education/
	ニューヨーク州教育長官令第 126 条 (Commissioner's Regulation Part 126)	http://www.acces.nysed.gov/bpss/schools/part126.htm#ten
	1992 年警備員法 (Security Guard Act of 1992)	http://codes.lp.findlaw.com/nycode/GBS/7-A
	自動車及び交通法 (Vehicle and Traffic Law : VTL)	http://codes.lp.findlaw.com/nycode/VAT/III/12/394
	ニューヨーク州自動車局長官令 76 条 (Commissioner's Regulation Part 76)	http://www.dmv.ny.gov/forms/cr76.pdf
営業許可・届出手続き	ニューヨーク州教育省営利職業専門学校監督支局 (New York State Education Department Bureau of Proprietary School Supervision : BPSS)	http://www.acces.nysed.gov/bpss/
	ニューヨーク州労働省 (New York State Department of Labor)	http://www.labor.ny.gov/home/
	ニューヨーク州刑事司法サービス局 (New York State Division of Criminal Justice Services : DCJS)	http://www.criminaljustice.ny.gov/
	ニューヨーク州自動車局運転者訓練プログラム支局 (New York State Department of Motor Vehicle Bureau of Driver Training Programs)	http://www.dmv.ny.gov/driveschool.htm
	ニューヨーク州州務省 (New York State Department of State)	http://www.dos.ny.gov/
フランチャイズ関連	ニューヨーク州法務省検察局 (New York State Department of Law Office of Attorney General)	http://www.ag.ny.gov/
	ニューヨーク州一般事業法第 33 条第 680~695 項フランチャイズ法令 (New York General Business Law – Article 33 Section 680-695 : New York State Franchise Act)	http://law.onecle.com/new-york/general-business/article33.html
	北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA)	http://www.nasaa.org/

1.6 関連省庁・業界団体などの問合せ先リスト

●連邦

営業許可・届出手続き	運輸省連邦航空局 (Department of Transportation, Federal Aviation Administration : FAA)	http://www.faa.gov/contact/
	内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS)	http://www.irs.gov/uac/How-to-Contact-the-IRS-1
	労働省 (Department of Labor)	http://www.dol.gov/dol/contact/#.UMOE5azCSSo
	教育省職業成人教育室 (Department of Education, Office of Vocational and Adult Education)	http://www2.ed.gov/about/contacts/gen/index.html
フランチャイズ関連	連邦取引委員会 (U.S. Federal Trade Commission : FTC)	http://www.ftc.gov/ftc/contact.shtm

●ニューヨーク州

営業許可・届出手続き	ニューヨーク州教育省営利職業専門学校監督支局 (New York State Education Department Bureau of Proprietary School Supervision : BPSS)	http://www.acces.nysed.gov/bpss/contact.html
	ニューヨーク州労働省 (New York State Department of Labor)	http://www.labor.ny.gov/apprenticeship/contactus.shtm
	ニューヨーク州刑事司法サービス局 (New York State Division of Criminal Justice Services : DCJS)	http://www.criminaljustice.ny.gov/crimnet/mail.htm
	ニューヨーク州自動車局運転者訓練プログラム支局 (New York State Department of Motor Vehicle Bureau of Driver Training Programs)	http://www.dmv.ny.gov/callorvisit.htm
	ニューヨーク州州務省 (New York State Department of State)	http://www.dos.ny.gov/about/contact.asp
フランチャイズ関連	ニューヨーク州法務省検察局 (New York State Department of Law Office of Attorney General)	http://www.ag.ny.gov/contact-attorney-general
	北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA)	http://www.nasaa.org/

2 人材派遣産業

2.1 人材派遣産業概要

2.1.1 業界構造

人材派遣産業は、その分類が十分に確立されておらず、売上高や機関数なども調査データを報告する団体によって異なることがよく見られるが、米国情勢調査局（U.S. Census Bureau）が定める北米産業分類システム（National American Industry Classification System：NAICS）では、人材派遣産業は、①職業紹介所およびヘッドハンティングサービス（Employment placement agencies and executive search services）、②非正規雇用人材派遣サービス（Temporary help services）、③習熟作業員派遣組織（Professional employer organizations：PEO）の3つのセクターに分類されている。各セクターの定義は以下のとおりである。

① 職業紹介所およびヘッドハンティングサービス

職業紹介所は、求職者に対して、職業カウンセリング、履歴書準備、雇用主への接触、面接機会設定などの分野におけるサービスを提供し、正社員としての就職先を斡旋する。多くの職業紹介所は、従業員数10人未満と小規模で、従業員は求職者との面談を通して、その個人の資質と能力に適した求人とのマッチングを行う²³¹。人材紹介（斡旋）業は、このセクターに含まれる。

ヘッドハンティングサービスでは、ヘッドハンターによる管理職候補者の発掘、管理職者の履歴書データ保管、管理職候補者と顧客企業のマッチング、予備審査面接および身元調査の実施などのサービスが提供される。ヘッドハンティングサービス企業の規模は様々で、大規模企業は多国籍企業の経営幹部を世界中から探す一方、小規模企業は特定の産業や職務に特化するなど、各企業の特徴を生かして事業を展開している²³²。

② 非正規雇用人材派遣サービス

非正規雇用人材派遣サービスは、正社員が休暇取得中の臨時社員や、需要がピークに達する期間のみの臨時採用など、限られた期間のみの人材を派遣する²³³というサービスを提供する。人材派遣サービス機関の従業員の大多数は非正規雇用社員で、顧客企業に臨時社員として派遣され、人材派遣サービス機関を通して給与を受け取る。顧客企業の中には、自社で社員を採用する代わりに、派遣社員を継続的にフルタイム登用する場合もある。人材派遣業（労務派遣）は、このセクターに含まれる。

③ 習熟作業員派遣組織

習熟作業員派遣組織（PEO）は、人事管理・従業員福利厚生・給与および労災補償・給与税・失業保険申請といった複雑な人事関連業務をアウトソースする企業に対して、これらの分野に成熟した作業員を派遣したり、あるいは当該部署の業務を一括して引き受けたりすることで、顧客企業が本業に専念できるような²³⁴サービスを提供する。派遣される作業員は、PEOと顧客企業によって共同雇用されるが、当該作業員の福利厚生などはPEOが提供する機会が多い²³⁵。

²³¹ <http://www.collegegrad.com/industries/profb03.shtml>

²³² <http://www.hoovers.com/industry-facts/executive-search-services.1077.html>

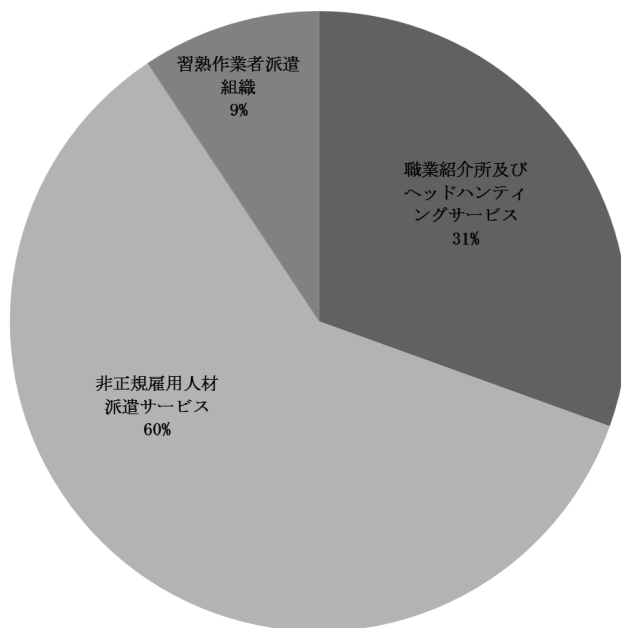
²³³ <http://www.firstresearch.com/Industry-Research/Staffing-Services.html> 報告書全文は購入が必要

²³⁴ <http://www.napeo.org/peoindustry/index.cfm>

²³⁵ <http://www.napeo.org/peoindustry/coemployers.cfm>

2007年の国勢調査の結果によると、米国の人材派遣産業機関総数は5万3,097機関で、その内訳は、①のセクターが1万6,192機関、②のセクターが3万1,932機関、③のセクターが4,973機関であった²³⁶。図3は、人材派遣産業全体において各セクターが占める割合を示したもので、3セクターのうち、人材派遣産業界において最も大きな割合を占めるのが、②の非正規雇用人材派遣サービスで61%となっている。次いで、①の職業紹介所およびヘッドハンティングサービスが30%、そして③の習熟作業員派遣組織が9%である。

図3 人材派遣産業の各セクターが全体に占める割合



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 5613 Employment Services
<http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i5613.htm>

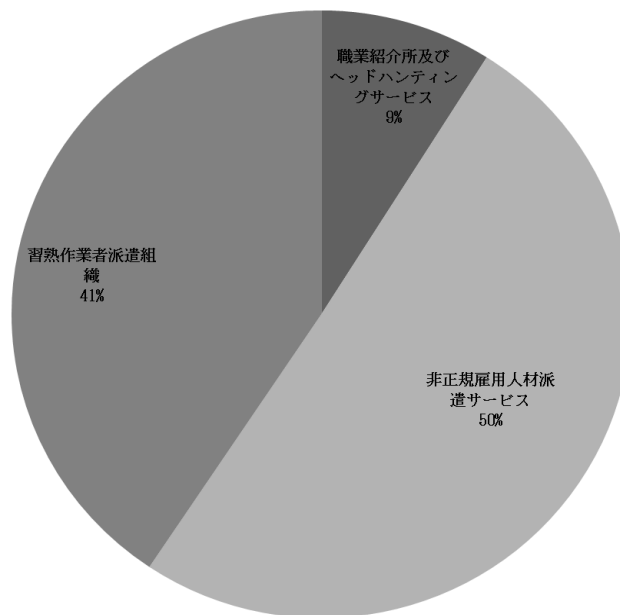
2.1.2 市場規模

2007年国勢調査の結果によると、人材派遣産業全体の売上総額は2,096億9,029万3,000ドルで、その内訳は、①の「職業紹介所およびヘッドハンティングサービス」が187億9,468万5,000ドルで全体の9%、②の「非正規雇用人材派遣サービス」が1,056億9,094万3,000ドルで全体の50%、③の「習熟作業員派遣組織（PEO）」が852億466万5,000ドルで全体の41%を占めている（図4参照）。なお、同調査結果によると、同年に人材派遣産業には従業員を雇用しない機関が4万480機関存在していたが、これらによる売上総額は13億8,910万7,000ドルで産業全体の0.7%に過ぎないため、ここでは従業員を雇用していない個人事業のデータは含んでいない²³⁷。

²³⁶ <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i5613.htm>

²³⁷ <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i5613.htm>

図 4 人材派遣産業全体の売り上げ内訳



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 5613 Employment Services
<http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i5613.htm>

なお、地理的な分布を見ると、人材派遣産業総売上高 2,096 億 9,029 万 3,000 ドルの中で、州別売上高が最も高いのはフロリダ州で、以下、カリフォルニア州、テキサス州、ニューヨーク州、イリノイ州と続いている。従業員数²³⁸についても、上位 5 州に関しては、売上高 4 位のニューヨーク州が 6 位であるのを除いては、売上高の順位と同じである（表 20 参照）。人材派遣機関数は、カリフォルニア州が最多で、以下、テキサス州、フロリダ州、ニューヨーク州、イリノイ州と続いている。

表 20 人材派遣産業の売上高・従業員数・機関数別上位州

	売上高 (1,000 ドル)	従業員数 (人)	機関数 (社)
フロリダ州	38,683,897	1,043,587	3,511
カリフォルニア州	22,860,631	540,281	6,196
テキサス州	20,224,581	498,175	4,279
ニューヨーク州	13,882,685	217,672	3,280
イリノイ州	8,837,987	245,185	2,737
米国全体	209,690,293	5,305,054	53,097

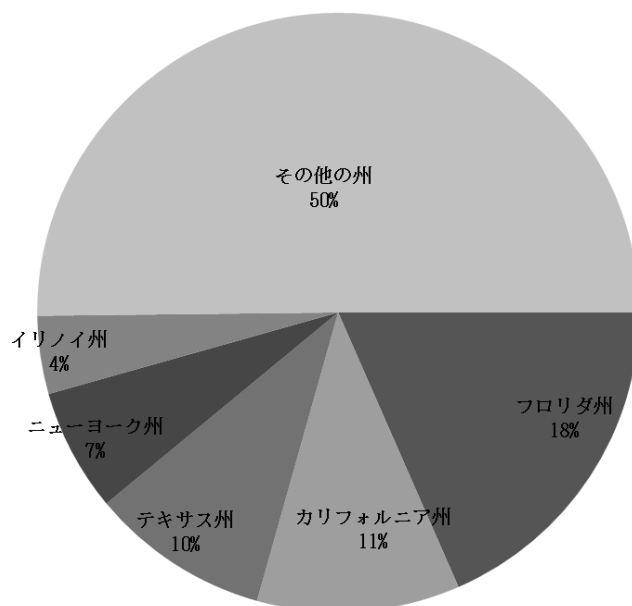
出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 5613 Employment Services Geographic Distribution – Employment Services:2007”,
<http://www.census.gov/econ/industry/geo/g5613.htm>

また、図 5 に見られるように、フロリダ州、カリフォルニア州、テキサス州の 3 州の売上高合計が、米国全体の業界総売上高の 4 割近くを占めている。これは、上記 3 州には特に、建設業、

²³⁸ 「非正規雇用人材派遣サービス」および「習熟作業員派遣組織」セクターでは、従業員数に顧客企業に派遣される要員として登録しているスタッフも含まれる。

卸売・小売業、科学工学専門サービス、医療ケア産業などに携わる企業が多く²³⁹、これらの産業で働く人材の派遣や、事業に集中するために人事・総務・財務部門を外部委託する必要性など、人材派遣業に対する需要が高いためと考えられる。

図 5 州別人材派遣産業売上高上位 5 州の業界総売上高に対する割合



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 5613 Employment Services Geographic Distribution – Employment Services:2007”, <http://www.census.gov/econ/industry/geo/g5613.htm>

次に、上記で売上高における上位 5 州のセクター別売上高とそれが全体に占める割合を表 21 に示す。なお、これら 5 州は、州別人口および人材派遣会社が主要なターゲットとする中小企業数においても上位 5 州となっており²⁴⁰、企業および求職者双方からの需要の高さが売り上げの高さに関連していることが伺われる。セクター別では「習熟作業員派遣組織 (PEO)」セクターにおいてフロリダ州の売り上げが圧倒的に高いが、その理由は、フロリダ州は、他州と比較しても、全企業の中で科学工学専門サービス、医療ケア産業に携わる企業の占める割合が高く、専門性の高い事業に携わるこれらの企業が、PEO に人事・総務・財務関連の業務を委託する傾向が強いためと考えられる。

表 21 セクター別売上高の高い州および売上額が全体に占める割合 (売上高の単位：1,000 ドル)

	職業紹介所およびヘッドハンティングサービス	非正規雇用人材派遣サービス	習熟作業員派遣組織
1	ニューヨーク 2,674,252 (14.23%)	カリフォルニア 13,378,172 (12.66%)	フロリダ 30,124,905 (35.36%)

²³⁹ Statistics of U.S. Businesses (SUSB) States, NAICS sectors, <http://www.census.gov/econ/susb/>

²⁴⁰ 州別人口上位 5 州：1.カリフォルニア、2.テキサス、3.ニューヨーク、4.フロリダ、5.イリノイ
州別中小企業数上位 5 州：1.カリフォルニア、2.テキサス、3.フロリダ、4.ニューヨーク、5.イリノイ

	職業紹介所およびヘッドハンティングサービス	非正規雇用人材派遣サービス	習熟作業 者派遣組織
2	カリフォルニア 2,638,267 (14.04%)	テキサス 9,789,523 (9.26%)	テキサス 8,670,208 (10.18%)
3	テキサス 1,764,850 (9.39%)	フロリダ 7,754,798 (7.34%)	カリフォルニア 6,844,192 (8.03%)
4	イリノイ 1,507,275 (8.02%)	ニューヨーク 6,459,103 (6.11%)	ニューヨーク 4,749,330 (5.57%)
5	マサチューセッツ 1,305,568 (6.95%)	ジョージア 5,215,829 (4.93%)	ミシガン 3,431,256 (4.03%)
総売上高	18,794,685	105,690,943	85,204,665

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 56131 Employment Placement Agencies Geographic Distribution – Employment Placement Agencies: 2007”,

<http://www.census.gov/econ/industry/geo/g56131.htm>

U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 56132 Temporary Help Services Geographic Distribution – Temporary Help Services: 2007”,

<http://www.census.gov/econ/industry/geo/g56132.htm>

U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 56133 Professional Employer Organizations Geographic Distribution – Professional Employment Organizations 2007”,

<http://www.census.gov/econ/industry/geo/g56133.htm>

U.S. Census Bureau “State Rankings – Statistical Abstract of the United States: Resident Population – July 2008”, <http://www.census.gov/statab/ranks/rank01.html>

The HuffingtonPost.com “How Small Businesses Stack Up in Top 20 States”,

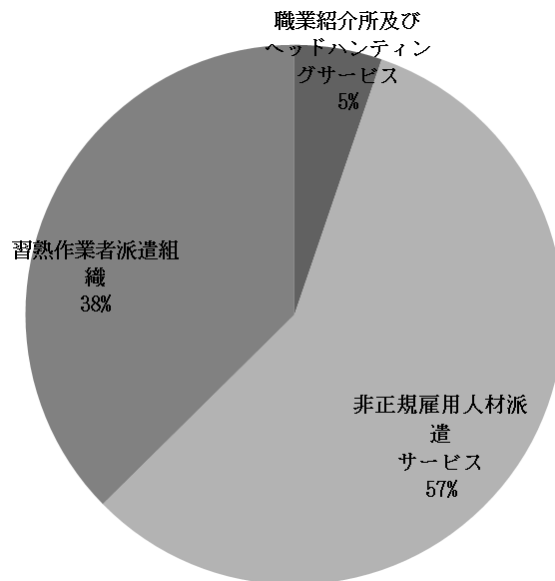
http://www.huffingtonpost.com/2012/02/09/small-business-stats-from-20-states_n_1266314.html

U.S. Small Business Administration “2011 Small Business Profiles for the States and Territories”, <http://www.sba.gov/advocacy/848/41391>

また、従業員総数の内訳をセクター別で見ると、①の「職業紹介所およびヘッドハンティングサービス」が27万9,078人で全体の5%、②の「非正規雇用人材派遣サービス」が304万3,015人で57%、③の「習熟作業派遣組織」が198万2,961人で38%となっている²⁴¹（図6参照）。ただし、「非正規雇用人材派遣サービス」と「習熟作業派遣組織」の従業員数には、人材派遣機関内で働く従業員以外に、顧客企業に派遣される要員として登録されているスタッフも含まれている。

²⁴¹ <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i5613.htm>

図 6 従業員数のセクター別内訳



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 5613 Employment Services”
<http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i5613.htm>

2.1.3 市場トレンド

米国では 2001 年 9 月 11 日に発生した同時多発テロで正規・非正規を問わず求人が激減し、受け入れ先企業数が減少したことで、人材を派遣できず人材派遣業界から撤退する企業も多数あったが、景気回復と共に人材派遣業界も回復し、2005 年までには産業として強固な状態を取り戻した。しかし、2008 年の金融機関の破綻に端を発した景気後退により再び、人材派遣業界も打撃を受けて雇用数が激減し、2008 年および 2009 年の 2 年間において、人材派遣業界では 140 万以上の職が失われた。なお、米国人材派遣協会（American Staffing Association : ASA）によると、2009 年は①の「職業紹介所およびヘッドハンティングサービス」と②の「非正規雇用人材派遣サービス」のセクターの売上総額が前年比で 24%減少したものの、同年後半からやや持ち直し、同年の上記 2 セクターにおける最終的な売上総額は 614 億ドルとなっている。このうち 87%が②の「非正規雇用人材派遣サービス」からで、残りが①の「職業紹介所およびヘッドハンティングサービス」からの売り上げであったと報告されている²⁴²。

人材派遣産業が景気の波の影響を大きく受けていることは、派遣社員や契約社員の在職期間や離職率の変化に表れている。ASA のデータによると、2011 年の一時雇用および契約社員の離職率は 362%で、2010 年の 277%から 85 ポイント増加しているが、これは、顧客企業が経済的負担を軽減するために、一時雇用および契約社員の契約期間を短縮しており、2010 年には 13.8 週であったのに対して、2011 年には 11.3 週に減少しているところにも表れている²⁴³。

一方、労働統計局（Bureau of Labor Statistics : BLS）が 2012 年 2 月に発表した、2010 年から 2020 年の 10 年間における雇用状況予測（Employment Projection: 2010-2020 Summary）によると、米国全体で 2,050 万人の雇用創出が見込まれ、増加率は 2010 年から 10

²⁴² <http://business.highbeam.com/industry-reports/business/employment-agencies>

²⁴³ http://www.americanstaffing.net/statistics/pdf/turnover_rates.pdf

年間で 14.3%と予測されている²⁴⁴。人材派遣産業に関しては、2010 年の 271 万 6,700 人から 2020 年には 334 万 8,000 人と、10 年間で 63 万 1,300 人の雇用増²⁴⁵が予測されており、その増加率は 23.2%と米国全体の増加率を大きく上回っている²⁴⁶。また、様々な規模および業種の企業経営者 2,000 人を対象に、2011 年にマッキンゼー・グローバル・インスティテュート社 (McKinsey Global Institute) が行った調査によると、回答者の 34.3%が「今後 5 年間にわたり、より多くの非正規雇用人材を活用する」と回答している。これらの企業経営者は、非正規雇用人材を活用することによって、事業に柔軟に対応できるようになると共に、正社員には、より適切な業務を担当させられるようになると考えていることを²⁴⁷明らかにしており、人材派遣産業の継続的成長予測を裏付けるものとなっている。

さらに、2011 年 11 月から 12 月にかけて、市場調査会社のハリス・インタラクティブ社 (Harris Interactive) が、企業規模を問わず様々な業界の採用担当者および人事専門家約 3,000 人を対象に行った、非正規雇員採用に関する調査結果によると、回答者の 36%が、2012 年に一時雇用もしくは契約社員を採用すると回答している。この割合は、同様の調査が行われた 2009 年には 28%であったが、2010 年には 30%、2011 年には 34%と年々増加傾向にあり、人材派遣業への需要が継続的に増加していることを示している。さらに、回答者の 27%が 2012 年第 1 四半期から一時雇用もしくは契約社員の雇用を始める予定と答えており、人材採用の必要がある企業の多くが、正社員採用のために時間や経費を費やす代わりに、人材派遣業者を活用していることを示唆していると言える。

一時雇用もしくは契約社員の雇用を考慮する具体的な業種に関しては、①医療ケア、②工業、③IT、④オフィス事務、⑤専門職・管理職の順となっており、高い専門技術や能力を有する人材派遣の需要が高くなっている。これらの業種の中でも需要の高い職種は、①では作業療法士・理学療法士と言語聴覚士、②では保守技術者とコンピューター数値制御 (Computer Numerical Control : CNC) 機械工、③ではソフトウェア・プログラマーとネットワーク・エンジニア、④では管理職補佐と顧客サービス担当者、⑤ではビジネス・アナリストとマーケティング・アシスタントとなっている²⁴⁸。

このように人材派遣産業への需要がさらに高まると見込まれる中にありながら、人材派遣業界最大手マンパワー社 (Manpower Inc.) 最高経営責任者兼会長のジェフ・ジョーレス氏 (Jeff Joerres) は、

- 顧客企業の要件がより特定されたものとなり、求人条件を満たす能力を持った候補者が十分にいないこと
- インターネットを通して人材派遣会社の料金や利用体験などの調査が容易になり、顧客企業が料金とそれによって得られる価値に対する期待が高くなり、才能ある人材の獲得が競合企業との差別化要因となっていること
- 個々の顧客企業に合わせた対応をしなくてはいけないこと
- フェイスブック (Facebook) やリンクトイン (LinkedIn) などのソーシャル・ネットワークを通して、顧客企業が独自に人材発掘に取り組むようになったこと

²⁴⁴ <http://bls.gov/news.release/ecopro.nr0.htm>

²⁴⁵ 人材派遣機関で働く従業員および顧客企業に派遣される要員として登録されているスタッフを含む。

²⁴⁶ The 20 industries with the largest projected wage and salary employment growth, 2010-20” “Table 3. <http://bls.gov/news.release/ecopro.t03.htm>,

²⁴⁷ 「2011 年マッキンゼー・グローバル・インスティテュート米国職業調査 (2001 McKinsey Global Institute U.S. Job Survey)」, <http://www.asa-digital.net/amstaffingassoc/spissue#pg44>

²⁴⁸ キャリアビルダー社 (CareerBuilder) 需要供給ポータルから得られたデータより

<http://www.careerbuilder.com/share/aboutus/pressreleasesdetail.aspx?id=pr675&sd=1/5/2012&ed=01/05/2012>

の4点を人材派遣会社が直面する課題として挙げている。そして人材派遣会社はこの4点に対応するために、「顧客企業は何を望んでいるのか」と、「人事部門は何を望んでいるのか」を理解することが肝要であると同氏は指摘している。

さらに同氏は、業績を高めたい顧客企業が望んでいるのは、人材派遣会社に対しては、優秀な候補者の発掘、迅速なマッチング、自社のニーズに対する理解、適正な価格で良質なサービス提供であり、一方、派遣される社員に対しては、的確な能力、創造力や提案する意欲、イノベーションや妥協点を見出す能力、プロ意識および一貫性と徹底した仕事への取り組みなどであるとしている。そして、顧客企業の人事部門が望んでいるのは、派遣されてくる全ての人材に対して派遣元企業が責任感を持つこと、要求事項を上回るような迅速でイノベティブなビジネス・ソリューションの提供、派遣される人材の出所が信頼できるものであること、そして派遣される人材のスキルレベルなどに見合った価格設定であると分析している。

またジョーレス氏は、人材派遣業界が対処に苦慮するその他の問題点として、①利潤追求ができる範囲での低価格設定、②均一でない人材派遣サービスの一般商品化、③顧客ニーズの変化、④より目につきやすくなった人材派遣会社に対する評価、⑤政府・組合・オンライン労働市場・マネージドサービスプログラム（managed service program：MSP）²⁴⁹などによる仲介業者の排除、⑥人材派遣業界を制限しようとする法律制定の動き、⑦誤解による業界に対する否定的な世論、などを挙げると共に、人材派遣業界は変化する顧客企業のニーズを満たしつつ、正社員待遇を受けないまま、長期間にわたって派遣社員として働く労働者が増加していることから、一般大衆が持つようになった「人材派遣会社が労働者の待遇を悪くしている」という誤解を打ち破り、人材派遣産業の価値と目的の理解が求められるよう、業界による自主規制および、善良な企業市民であることを示すことが必要であるとしている²⁵⁰。

2.2 外資参入に関する規制・法的制約

2.2.1 外資規制

(1) 外資参入の可否と資本比率の制限

●連邦

外資参入の可否と資本比率の制限に関する概要については、教育産業の本セクション(1.2.1)を参照。

人材派遣業は、規制対象産業ではないため、海外企業が米国市場に参入するに当たり、資本比率に関して特に制限はない。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州において人材派遣産業への外資参入や資本比率が制限されることはない。

(2) その他の特殊な規制

●連邦

人材派遣産業に関しては、その他の特殊な連邦規制は存在しない。

²⁴⁹ 総務・人事管理業務などを一括して代行するサービス。

²⁵⁰ <http://marketing.dice.com/pdf/KeynoteAddressStaffingWorld.pdf>

●ニューヨーク州

人材派遣産業に関しては、その他の特殊なニューヨーク州の規制は存在しない。

2.2.2 投資奨励策・外資優遇措置

(1) 投資奨励業種の該非

●連邦

前章の本セクション（1.2.2）を参照。人材派遣産業は、特に投資奨励業種に指定されていない。

●ニューヨーク州

前章の本セクション（1.2.2）を参照。ニューヨーク州独自の外国投資に対する規制はなく、人材産業は投資奨励業種に指定されていない。

(2) 税制優遇措置など

●連邦

前章の本セクション（1.2.2）を参照。人材派遣産業に対する税制優遇措置は特にない。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州においては、投資税額控除（Investment Tax Credit）や研究開発の税額控除（Research and Development Tax Credit）などの税制優遇措置があるが、いずれも外資や人材派遣産業に特化したものではない²⁵¹。

2.2.3 その他、人材派遣産業特有の参入手続きにおける注意点

(1) 申請先

●連邦

米国で事業を行う全ての事業体は、IRS から連邦雇用主証明番号（EIN）を取得する必要がある。人材派遣産業の企業においても同様のことが求められる。詳細は、前章の本セクション（1.2.3）を参照。

●ニューヨーク州

事業体の州政府への登録に関する規制は前章の本セクション（1.2.3）を参照。

人材派遣産業の職業紹介所の場合、ニューヨーク州職業紹介法（New York State Employment Agency Law, 2004）に則り、事業体を設立する前に「職業紹介所免許（Employment Agency License）」を取得する必要がある²⁵²。当該免許は、ニューヨーク州内

²⁵¹ http://www.nyfirst.ny.gov/resourcecenter/AgencyPrograms/Tax_Finance/TaxCredits.html

²⁵² <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/l390.pdf>

のニューヨーク市外で事業を行う場合はニューヨーク州労働局長官（Commissioner of Labor）から発行され、ニューヨーク市内で事業を行う場合はニューヨーク市消費者問題局長官（Commissioner of Consumer Affairs）から発行される²⁵³。

習熟作業員派遣組織（PEO）は、2003年3月23日に成立した「ニューヨーク習熟作業員派遣法（New York Professional Employer Act）」により、ニューヨーク州で事業を行うPEOは、州議会によって定められた必要条件および、州労働省によって施行される要件に従い同州PEOとして登録することが義務付けられている。PEO登録は当該会社の会計年度末より180日以内に、毎年登録を更新しなければならない。それ以外にも、ニューヨーク州労働災害補償および、身体障害保険の証明、税金支払い証明、契約内容証明、顧客企業の身元証明を同州労働省に提出することが義務付けられている²⁵⁴。

(2) 管轄省庁

●連邦

人材派遣産業を管轄する連邦省庁は特にない。

●ニューヨーク州

人材派遣産業の管轄省庁は、ニューヨーク市内以外ではニューヨーク州労働省であり、ニューヨーク市内では、ニューヨーク市消費者問題局の管轄となる²⁵⁵。

(3) 米国特有の規制や運営上の制約（参入可能な業務範囲など）

●連邦

人材派遣産業に関し、米国特有の規制や運営上の制約などは特にない。

●ニューヨーク州

人材派遣産業に関し、ニューヨーク州が定める特有の規制や運営上の制約などは特にない。

2.3 営業許可・届出手続きなど

2.3.1 事業の許認可・登録手続き

(1) 事業関連法規

●連邦

人材派遣産業に特化した連邦規制はなく、企業は事業を行う州の規制に従うこととなる。事業全般にかかわる法規は前章の本セクション（1.3.1）を参照のこと。

²⁵³ <http://www.labor.state.ny.us/workerprotection/laborstandards/wpcpu.shtm>

²⁵⁴ <http://www.labor.state.ny.us/workerprotection/laborstandards/employer/peo.shtm>

²⁵⁵ <http://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/workprot/empagncy.shtm>

●ニューヨーク州

ニューヨーク州における人材派遣産業の事業関連法規は、ニューヨーク州労働法（New York State Labor Law）と、ニューヨーク州一般事業法第 11 条第 170 項～194 項（General Business Law Article 11 Section 170-194）の「職業紹介所法（Employment Agency Law）」である。ただし、非正規雇用人材派遣サービスに対しては、2011 年 4 月 9 日に施行された労働法 195.1 項（Section 195.1 of the Labor Law）の「ニューヨーク州賃金盗難防止法令（New York State Wage Theft Prevention Act : WTPA）」²⁵⁶に関する準拠指針がニューヨーク州労働局労働基準部（New York State Department of Labor Division of Labor Standards）より発表されており、この中では、雇用主が従業員に対して、書面で給与の金額、支払方法、支払日、雇用主の住所や連絡先などを、英語および従業員の主な言語で通知しなければならないことなどを義務付けている²⁵⁷。

また、習熟作業派遣組織（PEO）の場合、上記の法規に加えて、ニューヨーク州労働法第 31 条（New York State Labor Law Article 31）の「ニューヨーク習熟作業派遣法令（New York Professional Employer Act）」も順守しなくてはならない²⁵⁸。同法では習熟作業派遣業を営む会社の登録を義務付け、会社と派遣される人材の雇用契約書の発行義務、派遣会社における所得税源泉徴収や福利厚生提供の責任所在、失業手当給付金への拠出責任などが明記されている²⁵⁹。

(2) 具体的な営業許可・登録申請手続き

●連邦

米国で設立可能な企業の種類には一般的に、株式会社（Corporation）、支店（Branch）、駐在員事務所（Representative Office）、共同事業体（Partnership）、有限責任会社（Limited Liability Company : LLC）、有限責任共同事業体（Limited Liability Partnership : LLP）、小規模法人（S Corporation）、個人事業主（Sole Proprietorship）の 8 つがある。米国では、会社登記はすべて州政府の管轄であり、連邦政府への登記は不要であるが、連邦政府に納税する義務があるため²⁶⁰、上述の通り、企業は IRS から連邦雇用主証明番号（EIN）を取得し、税務上の手続きを取る必要がある。

●ニューヨーク州

○職業紹介の営業許可・登録申請手続き

職業紹介を行う企業がニューヨーク州において事業を行うためには、上述のとおり、営業許可申請（Application for Authority）を州務局の法人・州登録・統一商事法典部に提出する必要がある²⁶¹。またこの営業許可申請と併せて、申請日から遡って 1 年以内に会社の記録を登録・保管する当局者より発行された実在証明書を営業許可申請と共に提出し、手数料として 225 ドルを支払わなければならない。

「職業紹介所免許（Employment Agency License）」に関しては、ニューヨーク州内のニューヨーク市外で事業を行う場合、ニューヨーク州労働局長官から発行され、ニューヨーク市内で

²⁵⁶ <http://www.loeb.com/newnoticerecordkeepingrequirementsnywagetheftprevention/>

²⁵⁷ <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/LS50.pdf>

<http://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/employer/wage-theft-prevention-act.shtm>

²⁵⁸ <http://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/employer/peo.shtm>

²⁵⁹ <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/ls654.pdf>

²⁶⁰ http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_09/

²⁶¹ http://www.dos.ny.gov/cnsl/do_bus.html

事業を行う場合は、ニューヨーク市消費者問題局長官（Commissioner of Consumer Affairs）から発行されるが²⁶²、営業許可は、全ての営業所（支所）について、それぞれ申請・取得しなければならない。なお、職業紹介所免許の申請費は 500 ドルが基本で、職業紹介を専門とする従業員が 5 人以上雇用されている場合には、700 ドルとなっている。また、もし営業期間が 6 カ月以内であれば、それぞれ 125 ドルと 175 ドルである²⁶³。

さらに、職業紹介所免許申請の際、当該紹介所に登録する求職者との契約書類や求職者が提出する登録申請書の様式なども同時に提出し、認可を受けなければならない。その他、斡旋する人材の職種等によって様々な規定があり、例えば、当該企業の経営者とパートナーを含む申請者は、州内に住む信頼できる人物から、自らの人物評の証言（Statement of Character）を、営業許可申請時に 2 通添付しなければならない。この証言書が偽りであった場合には、偽証罪に問われるとしている²⁶⁴。以下に職業紹介所免許の申請に必要な書類などについて具体的に示す。

○職業紹介所免許（Employment Agency License）の申請手続きなど

ニューヨーク州内で人材派遣業を営業する場合、職業紹介所（正規雇用人材紹介・非正規雇用人材派遣とも）は、ニューヨーク州労働局から職業紹介所免許（Employment Agency License）を取得することが必要である。ニューヨーク州労働局労働基準課（Division of Labor Standards）に職業紹介所免許を申請する際には、以下の書類が必要となる²⁶⁵。

- 職業紹介所免許申請書（Application for Employment Agency License²⁶⁶）
- 債権者を”State of New York”とした、5,000 ドル分の保証債券
- 職業紹介所免許申請書第 6 項に記載されている事業主全員²⁶⁷に関し、それぞれ 2 通の人物証明書（Statement of Character）
- 職業紹介所免許申請費として労働局長官宛の小切手またはマネーオーダー²⁶⁸
- 求職者が署名しなければならない各フォームのサンプル 2 通
- 個人事業体または合名会社の場合は、郡政府に申請した商用名認可証（certificate of doing business）の認証謄本（certified copy）。株式会社の場合は、州務長官に申請した事業認可申請受取書のコピー
- 労働者災害補償内容を記載した書類（C-105.2 form）と身体障害保険補償内容を記載した書類（DB-120 Form）を保険会社から入手すること²⁶⁹
- 株式会社の場合は、役員選出に関して記載された議事録のコピー
- 職業紹介所免許申請書第 6 項に記載されている全員について、必要な指紋照合報告書に関する L1 登録サービス（L1 Enrollment Services）²⁷⁰からの領収証コピー²⁷¹。職業紹

²⁶² <http://www.labor.state.ny.us/workerprotection/laborstandards/wpcpu.shtm>

²⁶³ なお、営業許可の申請が提出されてから 1 週間以内であれば、第三者が当該人材紹介会社の許可に反対の意見を出すことが許されている。反対意見書が提出された場合には、これについて双方の本人、または代表や証人が召喚され、意見陳述が行われる。その結果、もし営業許可の申請者が適切な人格や営業環境を備えていないと判断された場合、州務長官が申請を却下することもある。

²⁶⁴ その他、州外や外国から家政婦のような家内労働を斡旋する場合や、州外や米国大陸外から斡旋した人材に住居を提供するような場合には、申請書の記載欄に具体的に住所なども記載しなければならないとされている。

²⁶⁵ <http://www.labor.state.ny.us/formsdocs/wp/ls390.pdf>

²⁶⁶ <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/ls355.pdf>

²⁶⁷ 個人事業体の場合は経営者、合名会社の場合は共同経営者、株式会社の場合は役員全員と非上場の場合は 10%以上の株式保持者。

²⁶⁸ <http://www.labor.state.ny.us/formsdocs/wp/ls390.pdf>、セクション 177-1 参照

職業紹介を専門とする従業員が 4 人以下の場合、500 ドル。5 人以上雇用されている場合には、700 ドル。

²⁶⁹ これらの代わりに、州保険基金（State Insurance Fund : SIF）発行の「U-26.3 フォーム」が利用できる他、自家保険の場合は、労働者災害補償内容証明として「SI-12 フォーム」または「GSI-105.2 フォーム」、身体障害保険保証内容証明として「DB-155 フォーム」を利用することができる。なお、労働者災害補償および身体障害保険の責任を負わない場合は、「CE-200 フォーム」を提出すること。

介所免許登録完了には、L1 登録サービスから労働基準課に指紋照合報告書が提出される必要がある。

なお、ニューヨーク州以外で法人格を取得した事業は、その州の州務長官（Secretary of State）が発行する優良企業証明書（Certificate of Doing Business in Good Standing）を、ニューヨーク州事業活動権（Authority to Conduct Business in New York）申請書と合わせてニューヨーク州州務長官に提出しなくてはならない。

○ニューヨーク市で人材派遣事業を行う場合

ニューヨーク州でも特にニューヨーク市内で人材派遣事業を行う場合、連邦・州の規制のほか、同市が定める規制も遵守する必要がある。同市内において求職者に登録料や紹介料を課して雇用先紹介業務を行う場合、ニューヨーク市消費者問題局（DCA）から職業紹介所免許を取得することが必要である²⁷²。ただし、事業体が以下のカテゴリーに入る場合には、職業紹介所免許を取得する必要はない。

- 非正規雇用人材派遣（Temporary Employment Agency）：形式上は自社が雇用主であり、その社員が、顧客企業に派遣される。派遣される人材に対する給与は自社が直接支払い年度末の源泉徴収票（W-2 Form）も自社が発行している。
- ヘッドハンティングサービス（Executive Search Firm Agency）：登録している人材に対して紹介する職業が、民間の事務職・役員職・管理職・専門職に限られており、求職者から一切手数料を徴収しない場合。ただし、この場合もニューヨーク州職業紹介所法（New York State Employment Agency Law）は順守する必要がある。
- 劇場人材パーソナル・マネジャー業（Theatrical Personal Manager）：俳優業などの人材に対して、舞台、映画、テレビ番組、その他フェアなどの催し物における出演機会を紹介する職業紹介業がこれに当たるが、その契約形態が多様でケース・バイ・ケースであるため、このカテゴリーが適用されるかどうかは、同局に確認することを奨励している。

上記 3 点に該当する場合は、職業紹介免許を取得する必要はないが、以下に示す建物の認可については、上記にかかわらずニューヨーク州で事業を行う場合、必ず取得しなければならない。

○ニューヨーク市建造物局（Department of Buildings : DOB）による建物認可

ニューヨーク市内で事業を行う場合、住居用建物での事業運営は許可されていない。また、商用・住居用共用建物で事業を行う場合は、建物内の商用スペースにおいて事業を行う必要がある。DCA は、事業所が商用地区内で運営されていることをニューヨーク市建造物局（DOB）に確認する。認可申請手続きにおいて、DCA は DOB 発行の書類提出を義務付けてはいないが、ニューヨーク市行政規約 20.104 項（section 20.104 of the New York City Administrative Code）に基づいて、DCA は関連書類を要求・検証する権利を保有する。

○ニューヨーク州における習熟作業員派遣組織（PEO）の営業許可・登録申請手続き

人材派遣業の中でも習熟作業員派遣組織（PEO）として事業を行う場合は、ニューヨーク習熟作業員派遣法令（Professional Employer Act）に準拠して、ニューヨーク州労働局（New York

²⁷⁰ L1 登録サービス（L1 Enrollment Services）とは、米国内で指紋採取された人のデータベース検索サービスであり、個人の背景調査に利用されるものである。L1 登録サービスの利用は、ウェブサイトまたは電話で予約が必要。料金は指紋採取料 75 ドルに業者手数料（11～12 ドル）を加えたもの。2 種類の身分証明書を持参する必要がある。

²⁷¹ <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/LS358.pdf>

²⁷² <http://www.nyc.gov/html/dca/html/licenses/034.shtml>

State Department of Labor) に登録手続きを行うか、もしくは登録免除申請を行わなくてはならない²⁷³。以下に手続きの概要を示す。なお、PEO として登録されていない企業は、社名の中で PEO、あるいはスタッフ・リース会社などといった名称を利用してはならない²⁷⁴。

① 登録手続き²⁷⁵

ニューヨーク州で PEO として事業を行う事業体は、「習熟作業員派遣組織登録申請書 (Professional Employer Organization Request for Registration²⁷⁶)」を、以下に従ってニューヨーク州労働局に提出する。

- 本 PEO 登録申請書を初めて提出する場合は、ニューヨーク州事業登録書の写しを提出する。株式会社の場合は、同州事業登録書と一緒に、ニューヨーク州州務長官発行の事業認可証を添付する。グループ企業の場合、親会社および傘下企業についても個別に、事業登録書の写しと州務長官発行の事業認定書を提出する。
- 当該 PEO の会計年度終了後、180 日以内に提出する。
- 顧客企業と PEO の間で交わされる契約書および派遣作業員への通知書を未記入のままサンプルとして提出する。
- ニューヨーク州内の顧客企業の名前、所在地、連邦雇用主証明番号 (EIN)、業種、同州労働者災害補償および身体障害保険の加入者名、各顧客先に派遣する習熟作業員数を記載したリストを添付する。
- 精査済または監査済の PEO の最新会計年度の財務報告書を添付する。
 - 一般会計原則 (generally accepted accounting principles : GAAP) に基づき、公認会計士 (certified public accountant : CPA) によって提出日前 180 日以内に作成される必要がある。また、純資産額が 7 万 5,000 ドル以上あることを証明できなければならない²⁷⁷。
 - ①GAAP に従って、財務報告書が当該事業体の財政状態を適正に表示していること、②当該事業体が、適用される連邦および州の全ての給与税を、ニューヨーク州内で勤務する全ての従業員 (自社社員および派遣労働者) について、該当年度の適切な時期に納入していることを保証する公認会計士の署名付きカバーレターを添付する。
 - PEO グループ企業の場合、グループ企業の会計を全て統合した精査済あるいは監査済の財務報告書を提出することも可能である。ただし、PEO グループ企業の統合財務報告書を提出する場合は、グループ内の各 PEO の財務報告書も添付する必要がある。
 - 財務報告書の代わりに債券もしくは証券を提出する場合は、労働局に連絡する。
- 以下に該当する場合は、ニューヨーク州労働者災害補償や身体障害保険加入証明などを添付する必要がある。
 - ニューヨーク州内に事業所があり自社社員がいる場合は、ニューヨーク州労働者災害補償証明書 (C-105.2 form) と保険証書 (DB-120.1 form) の写しを添付する。

²⁷³ <http://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/employer/peo.shtm>

²⁷⁴ <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/ls654.pdf>

²⁷⁵ <http://www.labor.state.ny.us/formsdocs/wp/LS665.pdf>

²⁷⁶ <http://www.labor.state.ny.us/formsdocs/wp/LS665.pdf>

²⁷⁷ これは初期登録時のみならず、毎年更新時にも同資産があることを証明しなければならないこととなっており、純資産の証明ができない場合は、代わりに最低 7 万 5,000 ドルの価値のある保証債権や担保を州当局に預ける必要がある。これは、税金や派遣人材の給与や手当を PEO が支払わない場合に、州当局がこの担保を売却してこれらにあてることができるようにするためである。

<http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/ls654.pdf>

- ニューヨーク州内に事業所がなく自社社員もいない場合は、ニューヨーク州労働者災害補償および身体障害保険適用除外申請書（Request for WC/DB Exemption、CE-200 form²⁷⁸）を添付する。
- 新規登録の場合、労働局長官宛の 1,000 ドル分の小切手を添付する。更新の場合は 500 ドルの小切手が必要。
- PEO グループ企業の場合は、親会社用の新規登録料 1,000 ドルと、傘下企業ごとに 1,000 ドルが必要。更新の場合も親会社と傘下企業ごとに 500 ドルが必要となる。
- 株式会社の場合、最高経営責任者（chief executive officer）が「習熟作業員派遣組織登録申請書」の申請者として同申請書に署名する。
- 合名会社、個人事業体、有限責任会社の場合は、共同経営者、経営者、または法的責任保持者が当該申請書に署名する。

② 登録免除申請²⁷⁹

PEO が以下の条件全てを満たし、免除を希望する場合は、「習熟作業員派遣組織登録免除申請書（Professional Employer Organization Request for Exemption）」をニューヨーク州労働局に提出する。

- 企業所在地がニューヨーク州外
- ニューヨーク州内で事業の直接勧誘を行っていない
- ニューヨーク州に派遣されている習熟作業員数が 25 人以下
- ニューヨーク州と同等、もしくはより厳格な条件を課する州において PEO 登録、事業を行う

上記の全ての条件を満たす場合、以下の指示に従って免除申請書を提出する。

- 本 PEO 登録免除申請書を初めて提出する場合は、ニューヨーク州事業登録書の写しを提出する。株式会社の場合は、同州事業登録書と一緒に、ニューヨーク州州務長官発行の事業認可証を添付する。グループ企業の場合、親会社および傘下企業についても個別に、事業登録書の写しと州務長官発行の事業認定書を提出する。
- PEO の会計年度終了後、180 日以内に提出する。
- 顧客企業と PEO の間で交わされる未記入の契約書を添付する。
- ニューヨーク州内にある各顧客企業の名前、所在地、連邦雇用主証明番号（EIN）、業種、労働者災害補償および身体障害保険の加入者名、派遣している習熟作業員数を記載したリストを添付する。
- CE-200 フォームを添付する。
- PEO グループとして登録する場合も、個々の事業体ごとに登録免除申請書を提出する。
- 労働局長官宛の 250 ドル分の小切手を添付する。
- 株式会社の場合は、申請者である最高経営責任者（chief executive officer）が申請書に署名する。
- 合名会社、個人事業体、有限責任会社の場合は、共同経営者、経営者、または法的責任保持者が申請書に署名する。

なお、ニューヨーク市内で PEO として事業を行う場合、以下の書類をニューヨーク市消費者問題局（DCA）に提出し、PEO 免許を取得する必要がある²⁸⁰。

²⁷⁸ 同申請書は、ニューヨーク州従業員賃金委員会（New York State Workers' Compensation Board）の地区事務所（District Office）または <http://www.wcb.state.ny.us> から入手可能。

²⁷⁹ <http://www.labor.state.ny.us/formsdocs/wp/L5671.pdf>

²⁸⁰ <http://www.nyc.gov/html/dca/html/licenses/034.shtml>

表 22 PEO 免許取得に必要な書類とその概要

必要書類	概要
基本免許申請書 (Basic License Application)	オンラインによる申請も可能。オンライン申請をする場合は、主要クレジットカードが必要で、手数料が加算される。
事業認可証 (Business Certificate)	ニューヨーク州事業会社法 1304 項 (Section 1304 of the Business Corporation Law) に定められた、同州内で事業を行うための営業許可証。
職業紹介所契約履行自己申告書 (Employment Agency Self-Certification of Contract Compliance)	職業紹介所が、どのような職種の紹介を行っているかを報告し、細かく定められている紹介手数料の比率を遵守していることなどを自己申請するもので、DCA ウェブサイト ²⁸¹ より入手可能。
保証債券 (Surety Bond) または第三者債券 (Third Party Bond) の写し	全ての職業紹介所は 5,000 ドル分の債券 ²⁸² を提出しなければならない。債券の写しには、消費者問題局 (DCA) を証券権利者として記載すること。法人名、商標名 (適用される場合)、事業所住所は全ての書類において一致していなければならない。
契約書 (Contract) および手数料支払済証明書 (Fee Paid Letter) の写し	求職者の雇用申請に使用される、事業名および住所が契約書全てに記載されている未記入の契約書をサンプルとして提出する。また、ニューヨーク州一般事業法第 11 条第 185 項および 186 項 ²⁸³ が、全ての契約書にあらかじめ印刷されていなければならない。手数料支払い済み証明書は、斡旋手数料は求職者からではなく雇用先となる顧客企業から徴収する旨を記載したもので、事業体代表者によって署名されていなければならない。また、顧客企業と当該企業の間で交わされる契約書もサンプルとして提出する。
求職申込書 (Proposed Application) サンプル	求職者の雇用分類に使用される、未記入の求職申込書をサンプルとして提出する。当該申込書には、ニューヨーク州人権局 (New York State Division of Human Rights) が差別的または極めて私的と定義する内容の質問事項が含まれてはならない。質問事項に含めてはいけない項目例は、①生年月日・年齢、②出生地・母国語、③子ども・扶養家族の数、④配偶者の有無、⑤性別、⑥既往歴、⑦障害の有無、⑧逮捕歴、⑨人種・宗教などである。
指紋採取および申請料	職業紹介所の支配人、個人事業主、無限責任共同経営者、取締役、執行役員、10%以上の株式を所有する株主は全員、DCA 免許センター (Licensing Center) で指紋採取を受けなければならない。ただし、過去 3 年以内に DCA に免許申請をして、既に指紋が記録されている場合は指紋採取を免除される。指紋採取の対象者は、身分証明書と申請料 91.50 ドル ²⁸⁴ を DCA 免許センターに持参し、指紋採取を受ける。
職業紹介所支配人の証明	各職業紹介所は、職業紹介活動を指示・運営する支配人を最低 1 人は配置していなければならない。配置証明として、①DCA によって発行された職業紹介所支配人の身分証明書の写し、もしくは②記入済の職業紹介所支配人許可証申請書、のいずれかを提出する。

²⁸¹ <http://www.nyc.gov/html/dca/html/licenses/034.shtml>

²⁸² 米国外から家庭内労働者・家事労働者を採用したり、モデル事務所・演劇事務所を運営したりする場合は 1 万ドル分の債券が必要。

²⁸³ <http://law.onecle.com/new-york/general-business/article11.html>

²⁸⁴ 持参する身分証明書は、①州車両管理局 (State Department of Motor Vehicle) 発行の運転免許証または身分証明書、②政府発行の身分証明書、③パスポート、④外国人登録書もしくは永住権、④市・州・連邦職員の身分証明書、いずれかでよい。また、手数料は小切手もしくはマネーオーダーで支払う。

必要書類	概要
養育費証明書 (Child Support Certification Form)	事業体の企業形態が個人事業体、合名会社、合資会社の場合、個人事業主または各無限責任共同経営者は、養育費証明書を提出する。
代行権許可確認書 (Granting Authority to Act Affirmation)	免許申請者以外が申請手続きを行う場合、免許申請者は代行権許可確認書を提出しなければならない。

出所：NYC Department of Consumer Affairs, “Employment Agency”,
<http://www.nyc.gov/html/dca/html/licenses/034.shtml>

上記の書類の提出時に免許料²⁸⁵を支払う必要がある。免許の有効期間は2年間で、失効日は偶数年の5月1日である。免許申請を行う時期と免許料は以下のとおり。

表 23 PEO 免許申請時期と免許料金

免許申請を行う時期	職業紹介所社員数が 1～4人の場合の免許料	職業所社員数が 5人以上の場合の免許料
偶数年の5月2日～ 奇数年の4月30日の間	500ドル	700ドル
奇数年の5月1日～ 奇数年の10月31日の間	250ドル	350ドル
奇数年の11月1日～ 偶数年の5月1日の間	125ドルまたは、 625ドル ²⁸⁶	175ドルまたは、 875ドル ²⁸⁷

出所：NYC Department of Consumer Affairs, “Employment Agency”,
<http://www.nyc.gov/html/dca/html/licenses/034.shtml>

なお、当該免許の申請方法は、①オンライン、②書類をDCA免許センターに直接持参、のどちらかの方法を選択することができる。なお、①の場合、職業紹介所免許の申請者は、申請日から5営業日以内にDCA免許センターに出向き、指紋採取を行う。また、基本免許申請書以外の上記必要書類も、申請日から5営業日以内にDCA免許センターに持参、ファクシミリ送信、もしくは電子メールで送信する必要がある。

(3) 営業開始後の検査・報告等

●連邦

営業開始後、企業は連邦所得税を毎年納める必要がある。また、株式を公開している上場企業の場合、証券取引委員会 (Security Exchange Committee : SEC) に四半期財務報告書や年次財務報告書を提出しなければならない。

²⁸⁵ 免許料はクレジットカード、マネーオーダー、小切手による支払いが可能。クレジットカードで支払う場合は、手数料が2.49%加算される。小切手・マネーオーダーの場合、支払い先は“NYC Department of Consumer Affairs”とする。

²⁸⁶ 奇数年の11月1日～偶数年の5月1日の間に免許申請を行う場合、間もなく失効する既存の免許有効期間分の比例配分された料金に、次の2年間の免許期間分を加算して支払うことができる。その場合は、次に来る偶数年の5月1日まで免許の更新をする必要がない。

²⁸⁷ 奇数年の11月1日～偶数年の5月1日までの間に免許申請を行う場合、間もなく失効する既存の免許期間分の比例配分された料金に、次の2年間の免許期間分を加算して支払うことができる。その場合は、次に来る偶数年の5月1日まで免許の更新をする必要がない。

●ニューヨーク州

人材派遣会社の担当者は、当該企業に登録している求職者の記録文書を全て保存しておかなければならない。なお、文書は英語で作成されることとされており、記録する内容としては、①求職者が職に応募した日付、②人材を派遣・紹介することによって、当該人材派遣企業が顧客企業（派遣先企業）から報酬を受けた場合、その人材が派遣・紹介された日付、派遣・紹介先企業名、支払われた報酬額などがある。また、これとは別に、人材派遣先である顧客企業のリストおよび、顧客から支払われた報酬額も一緒に記録しておかなければならない。さらに、派遣する人材の月給や時給に関する記録も全て残しておくことが義務付けられている²⁸⁸。

上記に加え、人材派遣企業は、当該企業に登録する求職者に対して、以下の文書のコピーを提供しなければならないが、社内においても、これらのオリジナル文書あるいは複写を3年間保管することが義務付けられている。

- 当該人材派遣企業と求職者間の契約書
- 求職者が応募した企業名、住所、業務内容、給与額、もし顧客企業が求職者を採用することになった場合に人材派遣会社が顧客から受け取る報酬額、応募する職が暫定的か恒久的か、顧客企業の採用担当者の住所と名前、通勤に係る交通費、もし求職者が職に就くに当たり、自己負担するものがある場合、その金額、などが示された文書
- 求職者が人材派遣企業に何らかの支払いをしなければならない場合、その領収書

2.3.2 就業者に必要な資格

(1) 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続き

●連邦

人材派遣産業に特化したことではないが、米国で日本人を含む外国人が就業するためには就労を許可されたビザを取得している必要がある。米国の永住権（グリーンカード）保持者であれば問題はないが、それ以外の場合、就労可能なビザ、例えば雇用主がスポンサーとなって J-1 ビザや H-1B ビザを保有していなければならない。詳細は、前章本セクション（1.3.2）を参照。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州で就業するにあたり、上記の就労可能なビザ以外に特に取得する必要がある資格などはないが、米国人事サービス協会（National Association of Personnel Services : NAPS）が、公認人事コンサルタント（Certified Personnel Consultant : CPC）²⁸⁹、公認人材派遣スペシャリスト（Certified Temporary-staffing Specialist : CTS）²⁹⁰、公認従業員保持スペシャリスト（Certified Employee Retention Specialist : CERS）²⁹¹など、米国人材派遣協会（American Staffing Association : ASA）が、公認人材派遣専門家（Certified Staffing Professional : CSP）、技術サービス認証（Technical Services Certified : TSC）²⁹²といった、独自の専門資格認定を実施している。資格取得を希望する者は、試験準備のための教材を購入し、学習してオンライン試験を受験する、という流れとなっている。

²⁸⁸ <http://www.labor.ny.gov/formsdocs/wp/ls390.pdf>

²⁸⁹ <http://www.recruitinglife.com/credentialing/certified-personnel-consultant.cfm>

²⁹⁰ <http://www.recruitinglife.com/credentialing/certified-temporary-staffing-specialist.cfm>

²⁹¹ 同上

²⁹² http://www.americanstaffing.net/education/cert_about.cfm

(2) 日本人の持つ資格の有効性

●連邦

日本人が日本で取得した資格、例えば社労士の資格などは、連邦政府によって相互承認されることはない。

●ニューヨーク州

日本人が日本で取得した資格、例えば社労士の資格などはニューヨーク州政府によって相互承認されることはない。

(3) 日本人就業者に対する規制

●連邦

日本人が米国において就労するにあたっては、国土安全保障省（U.S. Department of Homeland Security）の市民権移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services : USCIS）から、①就労可能な非移民ビザもしくは②永住権のいずれかを取得する必要がある。これらのビザの種類などについては、前章の本セクション（1.3.2）を参照。

① 就労可能な非移民ビザの取得²⁹³

詳細は、前章の本セクション（1.3.2）を参照。

なお、日本の人材派遣企業が米国に会社を設立し、その会社の運営をゆだねる人物に就労ビザが必要な場合、該当するビザは H-1B もしくは L-1 ビザとなる。

② 雇用に基づく移民ビザ（永住権）の取得²⁹⁴

詳細については、前章の本セクション（1.3.2）を参照。なお、人材派遣産業の場合、雇用主がスポンサーとなって、例えば H-1B ビザや L-1 ビザで就労している従業員の永住権を申請するとなると、該当するカテゴリーは通常、第 2 カテゴリーか第 3 カテゴリーとなる。

●ニューヨーク州

移民規制は連邦法の管轄であるため、米国内での就労資格については上記を参照のこと。なお、米国にて永住権や就労ビザなどを通して就労許可を取得している日本人は、米国人同様にニューヨーク州労働法（New York State Labor Law）に定められた最低賃金、労働時間などの規定に従って就労することとなる。同法によると、ニューヨーク州の最低賃金は時給 7.25 ドルが基準となっている²⁹⁵。

なお、日本人就業者の業務の範囲や就業者の割合などを定めた規制はない。

²⁹³ <http://www.jinken.com/visainfo/guide2.asp>

²⁹⁴

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=cdfd2f8b69583210VgnVCM100000082ca60aRCRD&vgnnextchannel=cdfd2f8b69583210VgnVCM100000082ca60aRCRD>

²⁹⁵ 現行の最低賃金設定は、2009年7月24日から施行されたものである。

<http://www.labor.ny.gov/workerprotection/laborstandards/workprot/lshmpg.shtm>

(4) 現地スタッフの募集・採用

●連邦

現地スタッフの募集や採用に関し、人材派遣産業における就業者に必要な資格を定めた連邦規則は特にはない。雇用主は、スタッフを採用する際、人種、宗教、性別、年齢などによって差別してはならないと連邦法で定められている。関連する主な連邦法は、以下のとおりである²⁹⁶。

- 1963 年同一賃金法 (Equal Pay Act of 1963) : 同一の職場で同等の作業を行う男女の賃金の差別を禁止
- 1964 年公民権法タイトル 7 (Title VII of the Civil Rights Act of 1964) : 人種、肌の色、宗教、性別あるいは出身国による雇用差別を禁止
- 1967 年雇用者年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967) : 20 人以上の従業員を雇用する雇用者で、州間にまたがる取引に影響を与える産業に従事する雇用者が 40 歳以上の雇用者に対する年齢差別を禁止²⁹⁷
- 1990 年障害を持つ米国人法タイトル I およびタイトル V (Title I and Title V of the Americans with Disabilities Act of 1990) : 20 人以上の従業員を雇用する雇用者で、州間にまたがる取引に影響を与える産業に従事する雇用者が障害を理由として雇用差別することを禁止
- 2008 年遺伝子情報差別禁止法タイトル II (Title II of the Genetic Information Nondiscrimination Act of 2008) : 15 人以上の従業員を雇用する雇用者が、採用などにあたって遺伝子情報に基づく差別を行うこと、企業が採用の応募者または従業員から意図的に遺伝子情報を取得することを禁止し、また、企業が遺伝子情報を保有する場合には当該情報に秘密保持義務を課す

●ニューヨーク州

ニューヨーク州においては、雇用差別に関する規則は、同州の人権に関する法律である排他法の第 15 条 (Executive Law Article 15²⁹⁸) に定められている。具体的には、年齢、人種、信条、肌の色、出身国、性的志向、入隊歴や階級、性別、障害の有無、ドメスティックバイオレンスの被害者である状態、未婚・既婚などに基づいた差別を、雇用者、人材斡旋業者、労働組合組織、インターンなどの見習いトレーニングプログラムにおいて行うことが禁止されている²⁹⁹。

2.4 人材派遣産業の主な事業者に関する情報

2.4.1 アデコ USA 社 (Adecco USA³⁰⁰)

アデコ USA 社 (Adecco USA) は、米国およびカナダにおいて、経理、総務・事務、制作、技術・工学、金融、IT、法律、医療・科学、オフィス業務全般、運輸などの各分野で、非正規雇用人材派遣、職業紹介、マネージドサービスなどを行う企業である³⁰¹。同社の親会社は、スイスに本社を置き、世界 70 カ国以上に約 6,600 件の事業所と 3 万 3,000 人の社員を有し、約 70 万

²⁹⁶ <http://www.eeoc.gov/facts/qanda.html>

http://www.asojapan.org/investusa/librarydocs/US_Employment_Laws.pdf

²⁹⁷ 例えば、採用募集要項に「35 歳以下」とすることは、40 歳以上を差別することになるため、禁止されている。ただし「35 歳以上」は 40 歳以上のものを採用条件で差別していないため問題ない。

http://www.asojapan.org/investusa/librarydocs/US_Employment_Laws.pdf

²⁹⁸ <http://www.dhr.ny.gov/doc/hrl.pdf>

²⁹⁹ <http://www.dhr.ny.gov/pdf/posters/dhr-poster-japanese.pdf>

³⁰⁰ <http://www.adeccousa.com/>

³⁰¹ <http://www.adeccousa.com/AboutUs/corporate-overview/Pages/Corporate-overview.aspx>

人の派遣社員を 10 万社以上の顧客企業に派遣している世界最大の多国籍人材派遣会社のアデコ株式会社 (Adecco S.A.)³⁰²である。

アデコ USA 社では、派遣要員として登録されるスタッフに対して、単に派遣先を紹介するだけでなく、高い評価を受けた派遣スタッフを「今月の優秀派遣スタッフ (Associate of the Month)」として毎月自社ホームページ上で表彰し紹介するなどして、登録スタッフのモチベーションを高めるように努めている³⁰³。また、現役を引退したオリンピック選手、パラリンピック選手、競技スポーツコーチ、アスリートなどに対し、競技生活を終えた後のキャリア構築をサポートする「アスリート・キャリア・プログラム (Athlete Career Program)³⁰⁴」、一旦職場を退職した熟年者の職場復帰を支援する「ルネサンス・プログラム (Renaissance Program)³⁰⁵」、軍人配偶者や退役軍人の就職を支援する「軍人配偶者及び退役軍人のためのキャリア・コネクション (Career Connections for Military Spouses and Veterans)³⁰⁶」などユニークなサービスを提供している。

なお、アデコ USA 社は、2012 年にフォーチュン誌が発表した世界上位 500 社ランキング (Global Fortune 500) では、2011 年の売り上げ 285 億 6,680 万ドルで 387 位にランクインしている³⁰⁷。

2.4.2 マンパワー・グループ社 (Manpower Group³⁰⁸)

1948 年にウィスコンシン州ミルウォーキーで創業した人材派遣企業で、1956 年には、カナダおよび英国に進出して国際的に事業展開を開始した。2012 年時点において、世界 80 カ国以上に約 3,900 件の事業所を置き、自社従業員数として 3 万 1,000 人を雇用している。また、同社が派遣するスタッフ数は全世界において 1 日平均 40 万人で、約 40 万社の顧客企業に対して人材を提供している。同社の売り上げの 65%は欧州市場におけるもので、欧州の中でもフランスが 28%と同社の売り上げを牽引しており、次いで米国が 15%、イタリアが 6%となっている³⁰⁹。

同社の米国部門は、提供するサービスや、派遣する人材の専門性やレベルによって、①顧客企業が雇用する人材管理ソリューションを提供する「マンパワー・ソリューション (Manpower Solution³¹⁰)」、②エンジニア、金融、IT 分野の専門家の派遣を行う「エキスペリス (Experis³¹¹)」、③一般的な人材派遣を行う「マンパワー (Manpower³¹²)」、④管理職クラスの人材派遣を行う「ライト・マネジメント (Right Management³¹³)」の 4 部門に分かれており、顧客に最適な人材を提供することを目指している。なお、②、③、④では、求職者がウェブサイト登録し、自分の求める職やポジションを検索し自ら応募できるようにもなっている。

なお同社は、フォーチュン誌が選ぶ 2012 年の年間総売上高世界上位 500 社ランキングでは、年商 220 億 600 万ドルで 500 位³¹⁴にランクインし、米国上位 500 社ランキングでは 129 位³¹⁵に入っている。

³⁰² <http://www.adecco.com/en-US/About/Pages/default.aspx>

³⁰³ <http://www.adeccousa.com/Employees/associate-of-the-month/Pages/default.aspx>

³⁰⁴ <http://www.adeccousa.com/AboutUs/special-programs/Pages/Athletes-Career-Program.aspx>

³⁰⁵ <http://www.adeccousa.com/AboutUs/special-programs/Pages/Mature-workers.aspx>

³⁰⁶ <http://www.adeccousa.com/AboutUs/special-programs/Pages/Military-spouses.aspx>

³⁰⁷ <http://money.cnn.com/magazines/fortune/global500/2012/snapshots/10766.html>

³⁰⁸ <http://www.manpowergroup.com/>

³⁰⁹ <http://www.manpowergroup.com/about/about.cfm>

³¹⁰ <http://manpowergroupsolutions.com/manpowergroup-solutions/Home/Our+Solutions/Solutions+Overview>

³¹¹ <http://www.experis.us/Index.htm>

³¹² <http://www.manpower.us/en/Index.htm>

³¹³ <http://www.right.com/>

³¹⁴ <http://money.cnn.com/magazines/fortune/global500/2012/snapshots/2149.html>

2.4.3 ケリー・サービス社 (Kelly Services³¹⁶)

ケリー・サービス社 (Kelly Services) は人材派遣産業界の先駆者的な存在で、もともと第二次世界大戦後の好景気に沸く米国で、人手不足であった企業に対して主に女性事務職員の派遣を中心とした事業を行う企業³¹⁷として 1946 年にミシガン州デトロイトで創業されたが、現在は様々な業種・職種に対応する人材派遣事業を行っている。2012 年現在、約 55 万人の派遣社員³¹⁸が同社に登録しており、人材を派遣する分野および人材は以下のようになっている。

- コンピューター・グラフィックス、デザイン、メディアなどの制作技術者³¹⁹
- 高等教育における事務・技術要員³²⁰
- 電子機器組立技術者・作業員³²¹
- 工学関連の技術者³²²
- 金融・経理担当者³²³
- 政府関連機関における技術・警備要員³²⁴
- 医療機関における事務職員や看護師³²⁵
- IT 業務全般³²⁶
- 法律関連事務担当者³²⁷
- 軽工業作業員³²⁸
- マーケティングおよびマーチャンダイジング要員³²⁹
- オフィス業務全般³³⁰
- 科学研究事業補助要員³³¹

また、同社は人材派遣以外にも、顧客企業に対して採用、人事、業者管理、転職支援などに関するコンサルティング・サービスも提供している³³²。さらに、1968 年にはカナダに、1972 年にはフランスに進出するなど、国際的な事業展開を積極的に行っている³³³。

なお、2011 年の同社の売り上げは 55 億 5,100 万ドルで、2012 年にフォーチュン誌が発表した年間総売上高米国上位 500 社ランキング (Fortune 500 of America's Largest Corporations) では、441 位にランクインしている³³⁴。

³¹⁵ http://money.cnn.com/magazines/fortune/fortune500/2012/full_list/101_200.html

³¹⁶ <http://www.kellyservices.com/Global/Home/>

³¹⁷ 当時の社名は、「ケリー・ガール (Kelly Girl)」であった。

³¹⁸ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Company-Information/Company-Overview/>

³¹⁹ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/CGR7/Creative-Disciplines/>

³²⁰ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Higher-Education/Disciplines/>

³²¹ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Electronic-Assembly/Electronic-Assembly-Disciplines/>

³²² <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Kelly-Engineering-Resources/Engineering-Industry-Specializations/>

³²³ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Kelly-Financial-Resources/Finance-and-Accounting/>

³²⁴ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Government-Workforce-Solutions/>

³²⁵ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Kelly-Healthcare-Resources/Healthcare-Disciplines/>

³²⁶ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Kelly-IT-Resources/IT-Disciplines/>

³²⁷ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Kelly-Law-Registry/Legal-Disciplines/>

³²⁸ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Light-Industrial/Light-Industrial-Disciplines/>

³²⁹ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Kelly-Marketing-Resources/Marketing-and-Merchandising-Disciplines/>

³³⁰ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Office/Office-Disciplines/>

³³¹ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Science-Workforce-Solutions/>

³³² <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Company-Information/Company-Background/>

³³³ <http://www.kellyservices.us/US/About-Us/Company-Information/Company-Overview/>

³³⁴ <http://money.cnn.com/magazines/fortune/fortune500/2012/snapshots/2678.html>

2.4.4 インスペリティ社 (Insperity³³⁵)

習熟作業派遣機関 (PEO) のインスペリティ社 (Insperity) は、テキサス州ヒューストンにある本社のほか、全米 56 カ所に事業所を構えており、顧客企業 10 万社以上に対して、人事業務全般、退職金管理業務、人材採用業務、雇用審査、保険業務、給与業務などに習熟した作業員を派遣している³³⁶。

そのほかにも同社は、企業のパフォーマンスを管理・評価するソフトウェア「パフォーマンス・マネジメント (Performance Management³³⁷)」、企業の財務管理専用ソフトウェア「エクスペンス・マネジメント (Expense Management³³⁸)」、従業員のタイムシートと給料支払いシステムを連携させ、無駄な人件費の拠出を回避するソフトウェア「タイム・アンド・アテンダンス (Time and Attendance³³⁹)」といったソフトウェアを独自に開発しており、顧客に提供している。

スタッフィング・インダストリー・アナリスト社が発表した「2011 年大手 PEO 企業リスト」によると、同社は純益 17 億 2,000 万ドル、市場占有率 17% で、米国 PEO 市場では第 1 位にランクインしている³⁴⁰。

2.4.5 オートマティック・データ・プロセッシング社 (Automatic Data Processing, Inc³⁴¹)

1949 年にニュージャージー州で創業されたオートマティック・データ・プロセッシング社 (Automatic Data Processing, Inc. : ADP) は、2012 年現在、約 57 万社の顧客企業³⁴²に対して、人事、給与、税務、福利厚生業務サービスや、自動車販売店を対象とした、在庫データ、マーケティング、顧客サービスなどをコンピューターで一括管理するソリューションを提供している³⁴³。

創業当時、同社は、顧客企業の給料支払い業務 (payroll management) を専門に行う人材を派遣する企業であったこともあり、給料支払い業務を始めとする、蓄積されたノウハウを生かした様々なサービスを提供し続け、1990 年代に習熟作業派遣機関 (PEO) としての地位を確立した。また、同社は 1995 年には欧州最大の PEO である GSI 社 (本社：フランス) を買収し、欧州にも事業を拡大し、現在に至る³⁴⁴。

2011 年の同社売上額は 98 億 7,950 万ドルで、フォーチュン社が選ぶ年間総売上高米国上位 500 社ランキングでは 2012 年に 269 位にランクインしている³⁴⁵。リサーチ会社のスタッフィング・インダストリー・アナリスト社 (Staffing Industry Analysts) が 2011 年 7 月に発表した

³³⁵ <http://www.insperity.com/>

³³⁶ <http://www.insperity.com/about-us>

³³⁷ <http://www.insperity.com/products/performance-management>

³³⁸ <http://www.insperity.com/products/expense-management>

³³⁹ <http://www.insperity.com/products/time-and-attendance>

³⁴⁰ http://www.alphastaff.com/user_area/content_media/staffing-industry-analysts.pdf、

当時の社名はアドミニスタッフ (Administaff) であったが、2011 年に非正規雇用人材派遣会社との印象を払拭するために現社名に変更している。(<http://www.chron.com/business/article/Administaff-is-changing-its-name-to-Insperity-1617664.php> を参照。)

³⁴¹ <http://www.adp.com/>

³⁴² <http://www.adp.com/about-us/corporate-social-responsibility/message-from-the-ceo.aspx>

³⁴³ <http://www.adp.com/about-us.aspx>

³⁴⁴ <http://www.adp.com/careers/uscareers/who-is-adp/history.aspx>

³⁴⁵ <http://money.cnn.com/magazines/fortune/fortune500/2012/snapshots/2227.html>

「2011 年大手 PEO 企業リスト (2011 List of Largest PEO Firms)」によると、ADP 社は 2010 年の純益 14 億 900 万ドル、市場占有率 13.9%で、第 2 位となっている³⁴⁶。

同社は慈善活動・地域貢献活動にも力を入れており、同社社員が非営利団体に寄付をする場合、寄付額と同額を同社も寄付する「マッチング・ギフト・プログラム (Matching Gift Program)」や、社員が地域コミュニティでのボランティア活動に参加できる体制を整えた「ワールド・クラス・コミュニティ・サービス・プログラム (World Class Community Service Program)」などを導入している。また、2012 年 10 月に米国東海岸に多大な被害をもたらした「ハリケーン・サンディ (Hurricane Sandy)」の復興支援として、ADP 社員の社会貢献・事業活動を支援・奨励するために 1978 年に設立された ADP 財団 (ADP Foundation) から米国赤十字社 (American Red Cross) に 50 万ドルを寄付している³⁴⁷。

2.5 重要な情報源の URL

●連邦

連邦規制	1976 年国際投資・サービス貿易調査法 (International Investment and Trade in Services Survey Act of 1976)	http://www.law.cornell.edu/uscode/text/22/chapter-46
	1990 年外国直接投資及び国際金融データ改善法 (Foreign Direct Investment and International Financial Data Improvements Act of 1990)	http://uscode.house.gov/download/pls/22C46A.txt
	1978 年農業外国投資開示法 (Agricultural Foreign Investment Disclosure Act of 1978)	http://uscode.house.gov/download/pls/07C66.txt
	1977 年国内及び外国投資改善開示法 (Domestic and Foreign Investment Improved Disclosure Act of 1977)	http://www.law.cornell.edu/topn/domestic_and_foreign_investment_improved_disclosure_act_of_1977
エクソン・フロリオ条項 (Exxon-Florio provision) 関連	外国投資委員会 (Committee on Foreign Investment in the United States : CFIUS)	http://www.treasury.gov/resource-center/international/Pages/Committee-on-Foreign-Investment-in-US.aspx
人材派遣業関連法規	連邦規則集タイトル 26 およびタイトル 27、31 条 (Title 26 CFR, Title 27 CFR Part 31 Section 31.115)	http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=390e9c7ddd71489a6c93b6f84fac605&tpl=/ecfrbrowse/Title26/26tab_02.tpl http://www.law.cornell.edu/cfr/text/27/31.115
営業許可・届出手続き	内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS)	http://www.irs.gov/

³⁴⁶ http://www.alphastaff.com/user_area/content_media/staffing-industry-analysts.pdf

³⁴⁷ <http://www.adp.com/about-us/corporate-social-responsibility/philanthropy-and-volunteerism.aspx>

	労働省 (Department of Labor)	http://www.dol.gov/
フランチャイズ関連	連邦取引委員会 (U.S. Federal Trade Commission : FTC)	http://www.ftc.gov/
	連邦取引委員会フランチャイズ規定 (Federal Trade Commission Franchise Rule)	http://www.ftc.gov/os/2007/01/R511003FranchiseRuleFRNotice.pdf
	連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act)	http://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/41

● ニューヨーク州

関連法規	ニューヨーク州労働法 (New York State Labor Law)	http://law.onecle.com/new-york/labor/
	ニューヨーク州事業会社法 (New York Business Corporation Law)	http://law.onecle.com/new-york/business-corporation/
	ニューヨーク州一般事業法第 11 条第 170~194 項「職業紹介所法」 (General Business Law Article 11 Section 170-194, Employment Agency Law)	http://law.onecle.com/new-york/general-business/article11.html
	ニューヨーク州労働法第 6 条第 195.1 項「ニューヨーク州賃金盗難防止法」 (New York Labor Law Article 6 Section 195.1, New York State Wage Theft Prevention Act : WTPA)	http://law.onecle.com/new-york/labor/LAB0195_195.html
	ニューヨーク州労働法第 31 条「ニューヨーク習熟作業業者派遣法」 (New York Labor Law Article 31, New York Professional Employer Act)	http://law.onecle.com/new-york/labor/article31.html
	ニューヨーク市規則タイトル 6 第 5 章第 M 節「職業紹介所」 (Rules of the City of New York Title 6 Chapter 5 Subchapter M : Employment Agencies)	http://www.nyc.gov/html/dca/downloads/pdf/employment_agency_statelaws_rules.pdf
営業許可・届出手続き	ニューヨーク州州務省法人・州登録・統一商事法典部	http://www.dos.ny.gov/corps/
	ニューヨーク州労働省 (New York State Department of Labor)	http://www.labor.ny.gov/home/
ニューヨーク市	ニューヨーク市消費者問題局 (New York City Department of Consumer Affairs : DCA)	http://www.nyc.gov/html/dca/html/home/home.shtml
フランチャイズ関連	ニューヨーク州法務省検察局 (New York State Department of Law Office of Attorney General)	http://www.ag.ny.gov/

	ニューヨーク州一般事業法第 33 条第 680~695 項フランチャイズ法令 (New York General Business Law - Article 33 Section 680-695 : New York State Franchise Act)	http://law.onecle.com/new-york/general-business/article33.html
	北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA)	http://www.nasaa.org/

2.6 関係省庁・業界団体などの問合せ先リスト

●連邦

営業許可・届出手続き	内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS)	http://www.irs.gov/uac/How-to-Contact-the-IRS-1
	労働省 (Department of Labor)	http://www.dol.gov/dol/contact/#.UNPIsazCSSo
フランチャイズ関連	連邦取引委員会 (U.S. Federal Trade Commission : FTC)	http://www.ftc.gov/ftc/contact.shtm

●ニューヨーク州

営業許可・届出手続	ニューヨーク州州務省法人・州登録・統一商事法典部 (Department of State's Division of Corporations, State Records and Uniform Commercial Code)	http://www.dos.ny.gov/about/contact.asp?DCode=CORP
	ニューヨーク州労働省 (New York State Department of Labor)	http://www.labor.ny.gov/agencyinfo/aiconactus.shtm
ニューヨーク市	ニューヨーク市消費者問題局 (New York City Department of Consumer Affairs : DCA)	http://www.nyc.gov/portal/site/nycgov/menuitem.5c62a7e8b62b6607a62fa24601c789a0/
フランチャイズ関連	ニューヨーク州法務省検察局 (New York State Department of Law Office of Attorney General)	http://www.ag.ny.gov/contact-attorney-general
	北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA)	http://www.nasaa.org/about-us/contact-us/

●業界団体

業界団体	米国人材派遣協会 (American Staffing Association : ASA)	http://www.americanstaffing.net/contact.cfm
	米国独立人材派遣業者協会 (United States Staffing Association)	http://www.usstaffing.org/Contact_Us.html
	米国人材サービス協会 (National Association of Personnel Services : NAPS)	http://www.recruitinglife.com/aboutnaps/contact-us.cfm

	米国習熟作業者派遣組織協会 (National Association of Professional Employer Organizations : NAPEO)	http://www.napeo.org/
--	--	---

3 理容・美容産業

3.1 理容・美容産業概要

3.1.1 業界構造

北米産業分類システム（NAICS³⁴⁸）を採用している米国国勢調査局（U.S. Census Bureau）によると、理容・美容産業（Personal Care Services）に含まれる業界は、①ヘアケア・ネイルケア・スキンサービス分野と、②その他の美容サービス分野に二分することができ、それぞれの分野内で専門サービス別にカテゴリー分けが行われている。これによると、米国の理容・美容産業界の構造は以下のようになっている。

- ヘアケア・ネイルケア・スキンケアサービス³⁴⁹
 - 理容室
 - 美容室
 - ネイルサロン
- その他の美容サービス³⁵⁰
 - ダイエット・減量センター
 - その他の美容サービス³⁵¹
 - カラー・コンサルティング・サービス
 - エステサロン
 - 脱毛サロン
 - ピアス・サービス
 - 電気脱毛サロン
 - 植毛サービス
 - つけ毛サービス
 - パーマネント・メイクアップサービス
 - マッサージ・パーラー
 - サウナ
 - 頭皮トリートメント・サービス
 - 水蒸気浴
 - トルコ式蒸し風呂
 - 日焼けサロン
 - 刺青パーラー

2007年の国勢調査結果によると、米国の理容・美容産業事業総数は102万3,972社であった。そのうち、理容店、美容室、ネイルサロン、ダイエット・減量センター、その他の美容サービスで事業数の内訳を比較したものが、表24で、その割合を図示したものが図7である。サービス内容別で比較すると美容室が最多で、全体の約6割を占めている。理容・美容産業は、小規模な地元密着型個人経営の理容店・美容室を中心に成長してきた産業であり、20世紀後半からは、様々な大規模親会社の事業の一環として展開されるチェーン店式のビジネスが成長してきたとはいえ、同産業では提供するサービス内容に関わらず、従業員を雇用していない個人事業体数が圧倒的に多く、総事業数の約9割が個人事業体となっている（図8参照）。

³⁴⁸ <http://www.senshu-u.ac.jp/~off1009/PDF/smr531.pdf>

³⁴⁹ <http://www.census.gov/cgi-bin/naics/index.cgi>

³⁵⁰ <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

³⁵¹ <http://www.census.gov/econ/industry/def/d812199.htm>

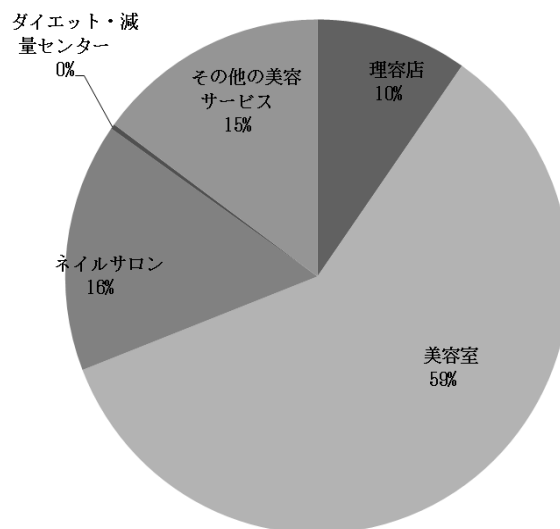
表 24 理容・美容産業事業数内訳（2007年）

	従業員を雇用している事業（社）	従業員を雇用していない事業（社）	合計（社）
理容店	4,293	95,108	99,401
美容室	81,632	526,247	607,879
ネイルサロン	8,082	152,597	160,679
ダイエット・減量センター	3,217	-	3,217
その他の美容サービス	15,567	137,229	152,796
理容・美容産業事業総数	112,791	911,181	1,023,972

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81211 Hair, nail, and skin care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>

U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81219 Other personal care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

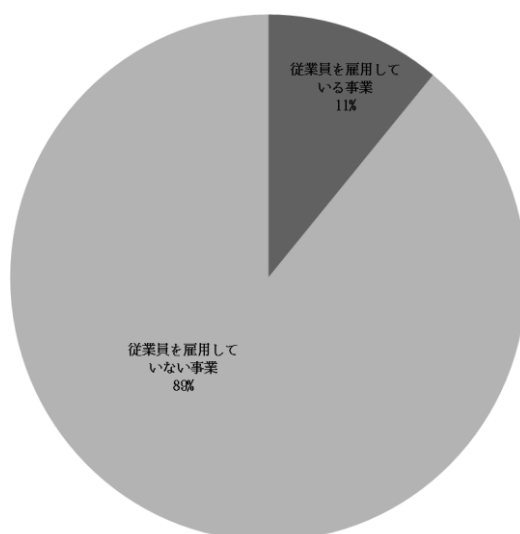
図 7 理容・美容産業の各事業部門が全体に占める割合（2007年）



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81211 Hair, nail, and skin care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>

U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81219 Other personal care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

図8 従業員を雇用している事業数と雇用していない事業数の対比（2007年）



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81211 Hair, nail, and skin care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>
U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81219 Other personal care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

個人事業体として美容室を経営する経営者の大半は女性で男性経営者の3倍以上となっており³⁵²、経営者自身も美容師として働いているケースが多いが、このような美容室の場合、サービス提供対象を女性に絞ってマニキュアやフェイシャル・マッサージなどの付加的サービスを提供していることが多く、これらの補助サービスから得られる収入は、小規模事業の経営には重要である。このような美容室では、経営者も従業員も州認定の美容学校を修了して免許取得テストに合格した美容師免許保持者であり、美容師にはコミッションもしくは、基本給プラス奨励金という形で給与が支払われるのが一般的である。美容室でも、フランチャイズ形式を取るチェーン店は家族をサービス提供の対象としていることが多く、男性や子どもの利用者も多い³⁵³。

理容室の大半も、個人事業体もしくは共同事業体として運営されているが、21世紀初めからは、余剰サービスを省いた男女共用の理容店・美容室との競合が激化している。理容店の多くは、街の規模に関わらず古くからある商店街の中で事業を行っている傾向が強く、顧客はほぼ全てが男性で、理容師は理容学校を修了して州認定の試験に合格した理容師免許保持者である³⁵⁴。

ネイリスト、スキンケア専門家に関しても同様で、州認定の美容学校修了後、試験に合格して免許を取得する。免許取得者は、総合美容室やエステサロンで勤務するケースが多いが、ネイリストの中には顧客先への出張サービスを行う形態を選択する者もいる³⁵⁵。

³⁵² <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>

³⁵³ <http://business.highbeam.com/industry-reports/personal/beauty-shops>

³⁵⁴ <http://business.highbeam.com/industry-reports/personal/barber-shops>

³⁵⁵ Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Manicurists and Pedicurists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/manicurists-and-pedicurists.htm>

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Skincare Specialists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/skincare-specialists.htm>

連邦労働省（Department of Labor）傘下機関の労働統計局（Bureau of Labor Statistics : BLS）が発行する「職業別展望ハンドブック（Occupational Outlook Handbook）」によると、2010年の理容・美容産業就労者数は、理容師約6万2,200人、美容師約62万7,200人、ネイリスト8万1,700人、スキンケア専門家4万7,600人、洗髪担当者2万2,300人であった。また、同年の理容・美容産業労働者の平均時給は、理容師11.45ドル、美容師10.94ドル、スキンケア専門家13.90ドル、ネイリスト9.45ドル、洗髪担当者8.78ドルであった³⁵⁶。なお、「その他の美容サービス」に関する詳細は、BLSデータには掲載されていない。

3.1.2 市場規模

米国内務調査局によると、2007年の理容・美容産業全体の売り上げは469億6,551万7,000ドルで、提供するサービス別の売上額は表25に示すとおりである。このうち従業員を雇用している事業による売り上げは263億472万3,000ドル、従業員を雇用していない事業による売り上げは206億6,079万4,000ドルで、事業体数としては圧倒的多数であった個人事業体も、売上高では大規模な事業展開の出来るフランチャイズ方式の企業や、複数の従業員を雇用できる企業が優勢となる。ただし、個人事業体が圧倒的多数である理容店とネイルサロン（表24参照）では、売上高も従業員を雇用していない個人事業体の方が高く、これらのサービスを提供するセクターにおいては、さほど大規模な企業が進出していないことが伺われる³⁵⁷。

表25 理容・美容産業売り上げ内訳（単位：1,000ドル）

	従業員を雇用している事業	従業員を雇用していない事業	売上高合計
理容店	567,790	2,014,958	2,582,748
美容室	19,010,396	11,650,581	30,660,977
ネイルサロン	1,325,367	4,287,992	5,613,359
ダイエット・減量センター	1,838,424	-	1,838,424
その他の美容サービス	3,562,746	2,707,263	6,270,009
理容・美容産業総売上高	26,304,723	20,660,794	46,965,517

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81211 Hair, nail, and skin care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>

U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81219 Other personal care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

図9は、理容・美容産業界の総売上高の内訳を円グラフで示したものである。美容室による売り上げが全体の6割以上を占めており、同業界の基盤分野であることがわかる。

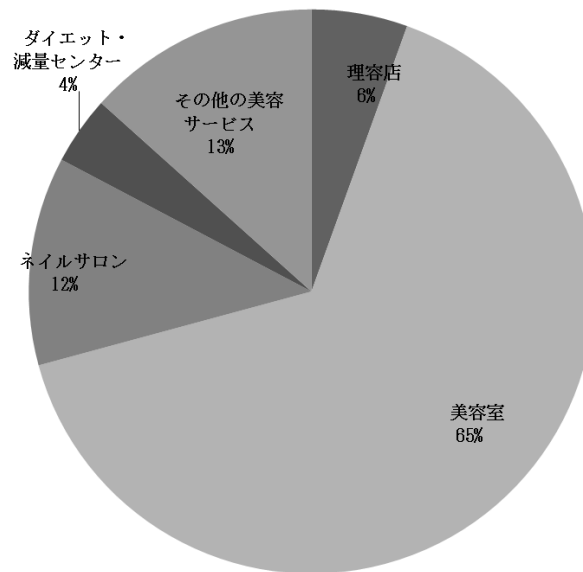
³⁵⁶ Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Barbers, Hairdressers, and Cosmetologists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/barbers-hairdressers-and-cosmetologists.htm>

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Manicurists and Pedicurists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/manicurists-and-pedicurists.htm>

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Skincare Specialists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/skincare-specialists.htm>

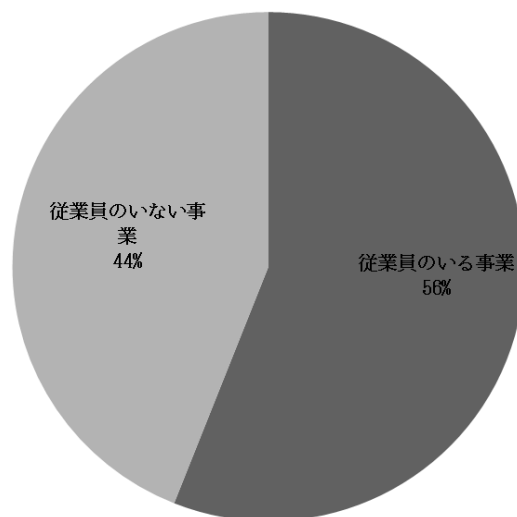
³⁵⁷ <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i8121.htm>

図9 理容・美容産業における各分野が全体に占める割合



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81211 Hair, nail, and skin care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>
 U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81219 Other personal care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

図10 理容・美容産業における従業員を雇用する事業と雇用しない事業の売上高が全体に占める割合（2007年）



出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81211 Hair, nail, and skin care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81211.htm>
 U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 81219 Other personal care services” <http://www.census.gov/econ/industry/hierarchy/i81219.htm>

理容・美容産業の地理的な分布については、2007年の国勢調査では従業員を雇用する事業に関するデータのみとなるが、事業数と売上高共に全米1位なのはカリフォルニア州で、以下、ニ

ニューヨーク州、フロリダ州、テキサス州、ペンシルバニア州、ニュージャージー州と続いている。事業数に関しても、売上高 4 位のテキサス州が事業数では 5 位以下に後退する点を除いては、売上高の順位とほぼ同じである（表 26 参照）。

表 26 理容・美容産業事業数および売上高上位 5 州

		事業数	売上高 (1,000 ドル)	総売上高に 対する割合 (%)	人口 1 人あた りの売上高 (ドル)
1	カリフォルニア	11,245	2,910,553	11.06	80
2	ニューヨーク	10,059	2,171,393	8.25	112
3	フロリダ	8,348	1,869,228	7.11	102
4	テキサス	5,893	1,601,440	6.09	67
5	ペンシルバニア	6,390	1,292,073	4.91	103
米国全体		112,791	26,304,723	100.00	87

出所：U.S. Census Bureau “Industry Statistics Sampler: NAICS 8121 Personal Care Services Geographic Distribution – Personal Care Services: 2007”

<http://www.census.gov/econ/industry/geo/g8121.htm>

3.1.3 市場トレンド

小規模地元密着型の個人経営理容店・美容室を中心に成長してきた理容・美容産業であるが、20 世紀後半から大規模親会社の事業の一環として、フランチャイズ式チェーン店が広く展開されるようになってきている。これらのチェーン店は、街の商店街よりもむしろ、大型ショッピングモールの中などに店舗を構え、余剰サービスを省いて短時間・低価格でサービスを提供する路線を取っており、男性、女性、子どもを含めた家族全員をターゲットとしている。

短時間・低価格でのサービス提供や男女共用を売りとするフランチャイズ式チェーン店の進出が目覚しくなった 1980 年代以降は、資金力のある大手企業との価格競争の中で生き残ることが必要となったため、独自の特色をアピールするために特定の層にターゲットを絞ったり、隙間市場を埋めるような事業が大きく成長してきた。店内をカラフルに装飾してテーマ別誕生日パーティーなどのサービスも取り入れた子供向けヘアサロンや、手術を行わない植毛サービスなどがその例である³⁵⁸。また、男性にターゲットを絞り、全席に大型テレビを取り付けてスポーツ専門局 ESPN の番組を放映したり、店内にビリヤード・テーブルやビデオゲームを設置したりするなどして、男性客の嗜好に合わせたサービスを提供する事業もある³⁵⁹。

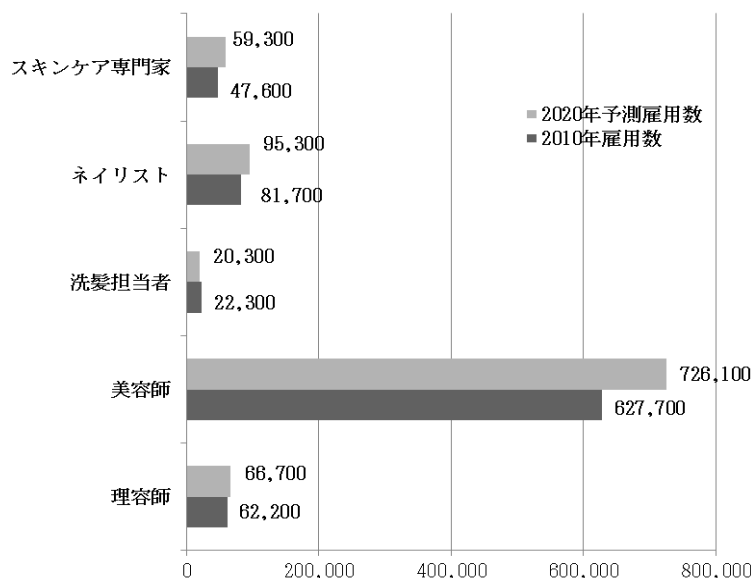
理容・美容産業は、近年見られるヘアカラーやくせ毛矯正といったサービスの需要増加、ネイリストやスキンケア専門家によるミニ・セッションや出張サービスなどの新たなサービスに対する需要増加が見られるほか、女性のみならず男性利用客の増加傾向が今後も継続することが予測されるため、美容師、ネイリスト、スキンケア専門家の雇用の成長は続くものと予測されている。労働統計局の発行する前述の職業別展望ハンドブックによると、理容・美容産業全般における雇用は、2010 年から 2020 年まで、全米における平均雇用成長率並みに 14%の成長を遂げると予測されているが、同時期における美容師の雇用成長率については平均より少し高めの 16%と予測され、また、ネイリストの同時期の雇用成長率は 17%、スキンケア専門家の雇用成長率は 25%とそれぞれ増加傾向にあることが予測されている一方で、理容師の雇用成長率は 7%と平均

³⁵⁸ <http://business.highbeam.com/industry-reports/personal/beauty-shops>

³⁵⁹ <http://business.highbeam.com/industry-reports/personal/barber-shops>

より低い予測となっている³⁶⁰。図 11 は、2010 年から 2020 年までの理容・美容産業における職種別雇用数の成長予測を表したものである。

図 11 理容・美容産業における職種別雇用数の成長予測（2010 年～2020 年）（単位：人）



出所：Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Barbers, Hairdressers, and Cosmetologists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/barbers-hairdressers-and-cosmetologists.htm>

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Manicurists and Pedicurists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/manicurists-and-pedicurists.htm>

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Skincare Specialists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/skincare-specialists.htm>

3.2 外資参入に関する規制・法的制約

3.2.1 外資規制

(1) 外資参入の可否と資本比率の制限

●連邦

外資参入の可否と資本比率の制限に関する概要については、教育産業の本セクション(1.2.1)を参照。

³⁶⁰ Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Barbers, Hairdressers, and Cosmetologists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/barbers-hairdressers-and-cosmetologists.htm>、

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Manicurists and Pedicurists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/manicurists-and-pedicurists.htm>、

Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor, Occupational Outlook Handbook, 2012-13 Edition, Skincare Specialists, on the Internet at <http://www.bls.gov/ooh/personal-care-and-service/skincare-specialists.htm>

理容・美容産業は、規制対象産業ではないため、海外企業が米国市場に参入するにあたり、資本比率に関して特に制限はない。

●ニュー YORK 州

ニュー YORK 州において理容・美容産業への外資参入や資本比率が制限されることはない。

(2) その他の特殊な規制

●連邦

理容・美容業界への外資参入に関し、特殊な連邦規制はない。

●ニュー YORK 州

理容・美容業界への外資参入に関し、特殊なニュー YORK 州の規制はない。

3.2.2 投資奨励策・外資優遇措置

(1) 投資奨励業種の該非

●連邦

教育産業の章の本セクション (1.2.2) を参照。理容・美容産業は、特に投資奨励業種に指定されていない。

●ニュー YORK 州

教育産業の章の本セクション (1.2.2) を参照。理容・美容産業は、特に投資奨励業種に指定されていない。

(2) 税制優遇措置など

●連邦

教育産業の章の本セクション (1.2.2) を参照。理容・美容産業に対する税制優遇措置は特にない。

●ニュー YORK 州

ニュー YORK 州においては、投資税額控除(Investment Tax Credit)や研究開発の税額控除(Research and Development Tax Credit)などの税制優遇措置があるが、いずれも外資や理容・美容業界に特化したものではない³⁶¹。

³⁶¹ http://www.nyfirst.ny.gov/resourcecenter/AgencyPrograms/Tax_Finance/TaxCredits.html

3.2.3 その他、理容・美容産業特有の参入手続きにおける注意点

(1) 申請先

●連邦

理容・美容産業に限らず、米国で事業を行う場合、事業体を行う州の規則に従うこととなるが、連邦国内歳入庁（IRS）に連邦雇用主証明番号（EIN）取得のための申請をする必要がある。この EIN は、法人税の支払いの際などに利用されるものであり、これに係る手続きについては 1.3.1 を参照。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州における関連規制については、教育産業の本セクション（1.2.3）を参照。ニューヨーク州で理容店（barber）を経営する場合は、州務省（Department of State）ライセンスサービス部（Division of Licensing Services）から理容店営業認可書を取得する必要がある³⁶²。「容姿高揚（Appearance Enhancement）」産業に分類される美容産業は、①美容術（Cosmetology³⁶³）、②エステ（Esthetics³⁶⁴）、③ネイルケア（Nail Specialty³⁶⁵）、④ナチュラルヘアスタイリングサービス（Natural Hair Styling³⁶⁶）、⑤脱毛（Waxing³⁶⁷）の 5 分野に分かれており、同州でこれら 5 分野のサービスいずれか、あるいは複数を提供するヘアサロン、エステサロン、ネイルサロン、脱毛サロンを経営する場合も理容室経営同様、州務省ライセンスサービス部が発行する営業認可書を取得しなくてはならない³⁶⁸。なお、理容店や美容院で実際に顧客に直接サービスを提供する理容師や美容師は、それぞれ理容師免許、美容師免許を取得しなければならない³⁶⁹。営業許可書や免許を申請してから取得までには約 4～8 営業日を見ておく必要がある³⁷⁰。

(2) 管轄省庁

●連邦

理容・美容産業への外資参入手続きを管轄する連邦省庁は特になく、事業主は当該事業を行う州政府の規制、管轄省庁に従うこととなる。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州における理容・美容産業の管轄省庁は、事業立ち上げの手続きなどに関しては州務省であり、衛生管理などについては保健省（Department of Health）が管轄となっている。

(3) その他事業運営上の制約(出店地域・参入可能な業務範囲など)

●連邦規制

理容・美容産業に関し、その他の運営上の制約などは連邦規制において規定されていない。

³⁶² <http://www.dos.ny.gov/licensing/barber/barbering.html>

³⁶³ http://www.dos.ny.gov/licensing/cosmetology/cosmetology_faq.html

³⁶⁴ http://www.dos.ny.gov/licensing/esthetics/esthetics_faq.html

³⁶⁵ http://www.dos.ny.gov/licensing/esthetics/esthetics_faq.html

³⁶⁶ http://www.dos.ny.gov/licensing/naturalhair/naturalhair_faq.html

³⁶⁷ http://www.dos.ny.gov/licensing/waxing/waxing_faq.html

³⁶⁸ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/APP-ENH.pdf>

³⁶⁹ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/0030-a.pdf>

³⁷⁰ <http://www.businessnameusa.com/HowLong.aspx>

●ニューヨーク州

理容・美容店は、商用施設内に構えることができるほか、住居でサービスを提供することも許可されている。ただし、住宅で当該サービスを提供する場合は、居住場所とサービス提供する部屋を区別する必要がある。また、理容師免許あるいは美容師免許を所有する個人は、普段の勤務場所を離れたところでサービスを提供することも可能であるが、その場合、免許を必ず携帯し、それを明確に提示しなければならない³⁷¹。

なお、参入可能な業務範囲に関する制約は特に設けられていない。

3.2.4 フランチャイズでの事業展開

●連邦

教育産業の本セクション（1.2.4）を参照のこと。

●ニューヨーク州

教育産業の本セクション（1.2.4）を参照。

3.2.5 日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合

●連邦

米国で起業する場合、会社を設立する州の法律に従うことになっており、連邦政府は特に関与しない。なお、企業が設立された後、事業主は IRS から EIN を取得し、税務上の手続きを取る必要がある。詳細については 1.3.3 を参照。

●ニューヨーク州

理容・美容産業に特化したことではないが、日本に法人を持たない個人が現地で起業する場合、まず会社を設立することが重要である。詳細については 1.3.3 を参照。なお、起業は必要書類と申請費を当局に支払うことで可能であるが、設立された企業が理容・美容事業を行うためには、理容・美容営業許可書を別途申請し取得する必要がある³⁷²。また、起業した本人が理容師あるいは美容師として事業を行う場合、米国で就労可能なビザに加え、ニューヨーク州政府発行の理容師免許あるいは美容師免許を取得していなければならない³⁷³。

³⁷¹ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/APP-ENH.pdf>

³⁷² <http://www.dos.ny.gov/corps/busguide.html>

³⁷³ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/APP-ENH.pdf>
<http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

3.3 営業許可・届出手続きなど

3.3.1 事業の許認可・登録手続き

(1) 事業関連法規

●連邦

理容・美容産業に特化した連邦規制はなく、企業は事業を行う州の規制に従うこととなる。事業全般にかかわる法規は教育産業の章の本セクション（1.3.1）を参照のこと。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州において事業を登録・営業する場合は、ニューヨーク州政府が定める法令に従うことになる。主な関連法規は以下のとおりである³⁷⁴。

表 27 理容・美容産業ニューヨーク州事業関連法規

関連法規	内容
ニューヨーク州労働法（New York Labor Law ³⁷⁵ ）	ニューヨーク州で働く労働者の労働時間、賃金、失業保険に関する規定を始めとした、労働者を保護するための法律で、同州労働省（Department of Labor）の管轄下にある。第 23 条（Article 23） ³⁷⁶ に、見習い・実習トレーニングに関する規定 ³⁷⁷ がある。
ニューヨーク州事業会社法（New York Business Corporation Law ³⁷⁸ ）	ニューヨーク州で事業を行う事業体を対象とした法律で、事業体設立時の登録などに関する詳細を規定している。関連省庁は州務省（Department of State）。
一般事業法 27 条（Article 27, General Business Law）	美容業についての定義やサービスに使用する薬品などの取り扱いに関する規則が定められている。
一般事業法 28 条（Article 28, General Business Law）	理容業についての定義やライセンスの取得に関する内容が記されている。また、理容師見習いに関する規則も定められている。
公衆衛生法 37 条（Article 37, Public Health Law）	理容店の仕様についての規則が定められている。
ニューヨーク州保健条例タイトル 10（Title 10 NYCRR Part 10）	理容店所有申請に関する規則。理容店内の給水・排水などに関する規則などもまとめられている。
美容業に関する規則パート 160（Appearance Enhancement Rules and Regulations Part 160）	美容業に関する定義、事業規則、美容師を含むテクニシャンに関する規則がまとめられている。
美容業に関する規則パート 162（Appearance Enhancement Rules and Regulations Part 162）	美容師（ネイリストやエステティシャンを含む）免許取得に関する規則がまとめられている。

出所：dos.ny.gov, “Appearance Enhancement”,
<http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/APP-ENH.pdf>,

³⁷⁴ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/APP-ENH.pdf>

<http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

³⁷⁵ <http://law.onecle.com/new-york/labor/>

³⁷⁶ <http://labor.ny.gov/formsdocs/app/NYSCLArticle23.pdf>

³⁷⁷ <http://labor.ny.gov/apprenticeship/pdfs/Part%20600%20%28eff%202-9-11%29.pdf>

<http://labor.ny.gov/apprenticeship/pdfs/Part%20601%20%28eff%202-9-11%29.pdf>

³⁷⁸ <http://law.onecle.com/new-york/business-corporation/>

dos.ny.gov, “Practice of Barbering License Law”,
<http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

(2) 具体的な営業許可・登録申請手順

●連邦

米国では具体的な営業許可や登録申請手順は州政府の管轄となっている。

●ニューヨーク州

○理容店

ニューヨーク州では、同州の理容師免許を所有していない者が理容店を経営することを許可していない。そのため、まず理容店の営業申請を行う前に理容師免許を取得していることが前提となる³⁷⁹。なお、理容師免許の取得方法については後述する。

理容師免許を所有し、かつ理容店を経営しようとする 18 歳以上の個人は、理容店所有者ライセンスを州務省から取得しなければならない。理容店所有者ライセンス申請書³⁸⁰には、理容店の場所を明記した上、これと併せて店内のレイアウトを示し理容店設備が整っていることや衛生基準を満たしていることを証明し、また店舗の周辺状況に関する情報を州務省に提出しなければならない。なお、申請費は 60 ドルで、発行される理容店所有者ライセンスの有効期間は 4 年である³⁸¹。当該ライセンスが発行されれば、当事者は理容店事業を開始することができる。取得した理容店所有者ライセンスは、店舗内の人目のつくところに常に掲示する必要がある³⁸²。

なお、企業が理容店を経営する場合、まずニューヨーク州州務省に会社登録を済ませ、事業ライセンスを取得する必要がある（会社登録や事業ライセンスの取得については、教育産業の 1.3.3 を参考のこと）。なお、企業が理容店を経営する場合も、上記の理容店所有者ライセンスを州務省から取得する必要がある、ニューヨーク州政府発行の理容師免許を所有する理容師を雇用しなければ理容店としての事業を行うことはできない³⁸³。

○美容室（美容術、エステ、ネイルサービス、ナチュラルヘアスタイリング、脱毛サービス全てを含む）³⁸⁴

美容室の営業に関しても、理容店同様、美容師としての資格を所有していない個人が店舗を営・運営することが禁じられているため、まずは美容師としてのライセンスの取得が必要となる。美容師ライセンスの所有者が、美容院事業ライセンス申請書³⁸⁵を作成し、申請費 60 ドルを添えて州務省に提出することになる。発行されるライセンスの有効期限は理容店と同じ 4 年間である。なお、個人経営の美容院事業ライセンスを申請できるのは、18 歳以上の美容師免許所有者である。

企業が美容室の経営・運営をする場合、理容店同様、まずニューヨーク州州務省に会社登記を済ませ、事業ライセンスを取得する必要がある。企業が美容室を営する場合も美容院事業ライ

³⁷⁹ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

³⁸⁰ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/1509-a.pdf>

³⁸¹ 更新費も 60 ドル。

³⁸² <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

³⁸³ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/1509-a.pdf>

³⁸⁴ 本セクション以下では、美容室には、美容術、エステ、ネイルサービス、ナチュラルヘアスタイリング、脱毛サービスを提供する事業全てを含むこととし、美容師は、これらのサービスを提供する技術者とする。

³⁸⁵ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/0035-a.pdf>

センスを取得する必要がある、実際に事業を行う場合は、ニューヨーク州政府発行の美容師免許所有者を雇用する必要がある³⁸⁶。

なお、理容店と美容院との相違点として挙げられるのは、個人、企業を問わず美容院経営者は、免責保険ポリシーに則り、1回の事故につき2万5,000ドルまでの保証が受けられるよう、契約保証書(surety bond)を維持する必要があるとされているが、理容店にはそのような義務が課されていない点である。また、前述の理容店所有者ライセンスを取得していない限り、美容院の一部で理容店を営んだり、理容サービスを提供したりすることは禁じられている³⁸⁷。

(3) 営業開始後の検査・報告等

●連邦

連邦政府は特に関与しておらず、州政府の管轄となっているが、事業主は毎年、連邦所得税を内国歳入庁(IRS)に納める必要がある。

●ニューヨーク州

○理容店

理容店開始後、特に政府当局による定期的な検査などは行われていない。ただし、サービスを受けた消費者から、州務省ライセンシングサービス局(Licensing Services³⁸⁸)へ苦情が提出された場合、当局が立ち入り検査を行う場合がある。なお、消費者はサービスの質のみならず、店内の清潔さやライセンス表示の有無などについても当局に通告する権利があるため、店舗所有者は、サービスの向上のみならず、ライセンス表示や店内の衛生管理にも注意を払う必要がある³⁸⁹。

○美容室

州務省担当官は、衛生状態を含む運営状態を確認するために、同省発行のライセンスに基づいて運営を行う美容室に対し、抜き打ちで立ち入り検査を行うことがある。なお、ネイルサービスなどについては、商用施設のみならず、民家においても事業を行うことが許可されているが、そのような事業形態においても、州務省の担当官が適宜、立ち入り検査を行う。なお、立ち入り検査が行われる際、当該美容室に勤務する美容師ライセンス保有者が、検査官に立ち会うことが求められる。

また、美容室のオーナーには、業務に使用した消毒液の購入証明となる領収書を過去2年分保存しておくことが義務付けられており、検査官が要求した場合、速やかに提示しなければならない。さらに、美容室で使用される薬品を安全に取り扱っている³⁹⁰ことを示す記録(Material Safety Data Sheets : MSDS)をオーナーは作成し、検査官に求められればそれを提示する必要がある。なお、MSDSは、当該美容室の全従業員が活用できる状態になっていなければならない³⁹¹。

³⁸⁶ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/0035-a.pdf>

³⁸⁷ 同上

³⁸⁸ http://www.dos.ny.gov/licensing/complaint_links.html

³⁸⁹ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

³⁹⁰ 例えば、美容院で使われるパーマ液やカラー液などの配合は、換気の良い特定の場所で行われる必要がある、揮発性の高い薬品は、火の元から離れたところに設置された鉄製の棚に保存されなければならない、ネイルケアに利用される全ての薬品はふた付きの入れ物で保存されなければならない、といった規則がある。

³⁹¹ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/barber.pdf>

3.3.2 就業者に必要な資格

(1) 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続き、更新手続き

●連邦

連邦政府は特に関与しておらず、州政府の管轄となっている。

●ニューヨーク州

○理容師

理容師の職に就くには、理容師免許の取得が必要である。ニューヨーク州においては、理容師免許の取得が可能なのは 17 歳以上で、免許取得のために州務省に提出する書類は次のとおりである³⁹²。

- 理容師免許申請書³⁹³
- 最近撮影された顔写真 2 枚
- 犯罪歴の有無を示す書類³⁹⁴
- 感染症にかかっていないことが、医者によって示された健康診断書（診断日は申請日から遡って 30 日以内）
- 初等教育終了証書
- 州教育省公認の理容学校において、必要科目を履修した証明書（Education）あるいは、理容師免許保有者の下で最低 2 年間修行したことを示す文書（Apprenticeship）あるいは、外国を含むニューヨーク州以外で理容師免許を取得し、最低 3 年間業務に携わっていたことを証明する文書³⁹⁵（Reciprocity）
- 州務省が実施する「接触によって感染する病気と、器具の正しい消毒・殺菌方法」に関する講義を受講した証明書³⁹⁶
- 申請費（40 ドル）
- 州務省が実施する理容師試験³⁹⁷に合格したことを示す書類

なお、理容師免許は 4 年間有効となっており、更新の際にも上記書類と申請書と 40 ドルを添えて州務省ライセンシングサービス局に提出する。

○美容師

美容師の職に就くには、美容師免許の取得が必要である。ニューヨーク州においては、理容師免許の取得が可能なのは 17 歳以上で、免許取得のために州務省に提出する書類は以下のとおりである³⁹⁸。

- 美容師免許申請書
- 犯罪履歴の有無を示す文書
- 申請費（40 ドル）

³⁹² 同上

³⁹³ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/0030-a.pdf>

³⁹⁴ 犯罪歴があるという理由で必ずしも免許申請が却下されるわけではない。

³⁹⁵ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/1543-a.pdf>

³⁹⁶ 全ての申請者は 1 回さりの同講義を受講しなければならない。これは、他州や外国で理容師免許を取得し、3 年以上の経歴があるものにも適用される。

³⁹⁷ 同試験は英語でのみ実施される。

³⁹⁸ <http://www.dos.ny.gov/licensing/lawbooks/APP-ENH.pdf>

- 感染症にかかっていないことが、医者によって示された健康診断書（診断日は申請日から遡って 30 日以内）
- 州教育省公認の美容学校において、必要科目³⁹⁹を履修した証明書あるいは、外国を含むニューヨーク州以外で美容師免許を取得し、美容師としての経歴を 5 年以上持つ者はその証明書⁴⁰⁰
- 州務省が実施する美容師試験に合格したことを示す書類

なお、美容師免許は 4 年間有効となっており、更新の際にも上記書類と申請書と 40 ドルを添えて州務省に提出する。なお、美容師免許の申請の際、申請者の希望により 6 カ月間の暫定免許が発行されることがあり、この暫定免許は 6 カ月間延長することが可能である。この暫定免許の申請費は 10 ドルであり、延長費も 10 ドルである⁴⁰¹。

(2) 日本人の持つ資格の有効性

●連邦

連邦政府は特に関与しておらず、州政府の管轄となっている。

●ニューヨーク州

○理容師

日本で理容師免許を取得している者が、ニューヨーク州で理容として業務を行うためには、同州の理容師免許を取得する必要がある。ただし日本での理容師免許保有者で、最低 3 年間業務に携わっていたことを証明することができる者は、理容学校での必要科目履修（または理容師免許保有者の下で最低 2 年間修行）義務が免除されるが、州務省が実施する理容師試験は受験する必要があるため、当該試験の合格書を含む、前述の必要書類を揃えて州務省ライセンシングサービス局に免許を申請する⁴⁰²。当局によって承認されると 4 年間有効のニューヨーク州理容師免許が発行される。

○美容師

日本で美容師免許を取得し、美容師として 5 年以上の経歴がある場合、前述の申請によりニューヨーク州の美容師免許を取得することが可能である。なお、日本で美容師免許を取得した者は、日本で取得した専門学校の修了書と美容師免許の英語翻訳文書を提示することで州務省が実施する美容師試験が免除される⁴⁰³。

³⁹⁹美容術、エステ、ネイルケア、ナチュラルヘアスタイリング、脱毛など、各技術に対して 1 通の免許を取得しなければ当該サービスを提供することはできない。つまり、上記 5 種類を全て行う場合には、全ての科目を受講し、免許を 5 種類取得する必要がある。

⁴⁰⁰ <http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/1543-a.pdf>

⁴⁰¹ もし、暫定免許の有効期限が切れる前に通常的美容師免許を申請する際には、申請費は 50 ドルとなる。

http://www.dos.ny.gov/licensing/fees_terms.html#barber

⁴⁰² ニューヨーク州は、理容師免許の取得基準が類似していることから、メイン州、ニューメキシコ州、ペンシルバニア州で理容師免許を取得した者に対してニューヨーク州州務省が実施する理容師試験を免除するという互恵契約を締結している。

<http://www.dos.ny.gov/forms/licensing/0030-a.pdf>

⁴⁰³ 外国を含むニューヨーク州以外であっても、ニューヨーク州と同等かそれ以上の厳格な基準を定めている州、地域、国で美容師免許を取得した場合とされており、理容師の条件のように特定の州が明記されているわけではない。

なお、ニューヨーク州での理容師免許および美容師免許の取得には、米国で就労できるビザを所有しており、社会保障番号（Social Security Number）を事前に取得していることが前提である。就労可能なビザに関しては 1.3.2 を参照。

(3) 日本人就業者に対する規制

日本人が米国において就労するにあたっては、国土安全保障省（U.S. Department of Homeland Security）の市民権移民局（U.S. Citizenship and Immigration Services : USCIS）から①就労可能な非移民ビザもしくは②永住権のいずれかを取得する必要がある。ビザの種類などについては、教育産業の章の本セクション（1.3.2）を参照。

① 就労可能な非移民ビザの取得⁴⁰⁴

美容師・理容師の場合、雇用先が決定していれば J-1 ビザを取得することが可能であると考えられる。

② 雇用に基づく移民ビザ（永住権）の取得⁴⁰⁵

ビザカテゴリーについては、教育産業の章の本セクション（1.3.2）を参照。もし理容師・美容師が雇用に基づく永住権を取得するとすると、第 3 カテゴリーでの申請になると考えられる。

●ニューヨーク州

移民規制は連邦法の管轄であるため、米国内での就労資格については上記を参照のこと。なお、永住権もしくは就労可能な非移民ビザを保有する日本人就業者に対する就労に関する規制は特にない。ただし、ニューヨーク州政府が発行する理容師免許あるいは美容師免許を取得する必要がある。

(4) 現地スタッフの募集・採用

●連邦

現地スタッフの募集や採用に関し、理容・美容産業における就業者に必要な資格を定めた連邦規則は特にないが、雇用主は、現地スタッフを採用する際、人種、宗教、性別、年齢などによって差別してはならないと連邦法で定められている。詳細については、2.3.2 を参照。

●ニューヨーク州

ニューヨーク州の雇用差別に関する規制についても 2.3.2 を参照。これに加え、現地で理容店や美容室を営む日本人が現地スタッフを雇用する場合、スタッフが有効な理容師免許あるいは美容師免許を保持していることを確認する必要がある。

3.4 理容・美容産業の主な事業者に関する情報

本セクションでは、米国の理容・美容産業界における主な事業者を紹介する。

⁴⁰⁴ <http://www.iinken.com/visainfo/guide2.asp>

⁴⁰⁵

<http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnextoid=cdffd2f8b69583210VgnVCM100000082ca60aRCRD&vgnnextchannel=cdffd2f8b69583210VgnVCM100000082ca60aRCRD>

3.4.1 レジス社 (Regis Corporation)

ミネソタ州ミネアポリスに本社を構えるレジス社 (Regis Corporation⁴⁰⁶) は、美容室、育毛センター、美容師養成などの分野において、世界の美容業界のリーダー格的企業で、主に北米・欧州・アジア⁴⁰⁷で事業を行っており、同社の直営店、フランチャイズ、経営権保有事業など約 1 万店舗を傘下に持つが、そのうち約 9,300 店舗が北米での展開となっている。

同社が北米およびプエルトリコで直接経営する美容院チェーン店には、以下のブランドがある。

●美容室

- 「スーパーカット (Supercuts⁴⁰⁸) 」：低価格でサービスを提供している。サービスメニューには、散髪、カラーリング、簡単な顔の脱毛などがあるが、パーマは取り扱っていない
- 「サスーン・サロン (Sassoon Salon⁴⁰⁹) 」：高級感のある内装で統一されたサロンで、一流のサービスを提供するとうたっている。また、同サロンで新たなスタイルが開発されることもあり、「サスーン」スタイルとして世界の流行を作り出している。
- 「レジス・サロン (Regis Salons⁴¹⁰) 」：通常の顧客サービスに加え、「レジス・サロン」所属の 150 人のアーティスティック・ディレクターが、サロンにおいて美容師に対してカットや新スタイルの講習を行うこともある。
- 「マスターカット (MasterCuts⁴¹¹) 」：ショッピングモール内に店舗を構えており、男性客、女性客の両方をターゲットとしたサービスを提供する。
- 「スマートスタイル (SmartStyle⁴¹²) 」：大型小売店ウォールマート (Walmart) 内のみ出店しており、家族全員を対象とする。

●理容店

- 「ルースターズ・メンズ・グルーミング・センター (Roosters Men's Grooming Center⁴¹³) 」：子供を含め男性を対象とした理髪サービスを提供している。

●美容専門学校⁴¹⁴

- 「エンパイア・エデュケーション・グループ (Empire Education Group⁴¹⁵) 」：美容師・メイクアップアーティスト育成学校
- 「サスーン・アカデミー (Sassoon Academies⁴¹⁶) 」：「サスーン・サロン」の附属美容専門学校
- 「エンパイア・ビューティー・スクール (Empire Beauty Schools) 」：エステティシャンおよびメイクアップアーティストの養成学校
- 「ヘア・デザイン・スクール (The Hair Design School⁴¹⁷) 」：美容師養成学校

その他、レジス社は、北米で 98 店舗を展開する総合育毛サービス専門店⁴¹⁸の「ヘアクラブ (Hairclub⁴¹⁹) 」の経営権も保有している⁴²⁰。

⁴⁰⁶ <http://www.regiscorp.com/>

⁴⁰⁷ 日本の、美容・美容院チェーン店経営企業のマイ・スタイル社 (My Style) の経営権を保有しているほか、欧州などで事業展開する「ビダル・サスーン (Vidal Sassoon) 」などの経営権も保有している。

⁴⁰⁸ <http://www.supercuts.com/>

⁴⁰⁹ <http://www.sassoon.com/salons/index.php>

⁴¹⁰ <http://www.regissalons.com/>

⁴¹¹ <http://www.mastercuts.com/>

⁴¹² <http://www.smartstyle.com/>

⁴¹³ <http://www.roostersmgc.com/>

⁴¹⁴ <http://www.regiscorp.com/NA/overview/AcademiesSchools/default.asp>

⁴¹⁵ <http://www.empire.edu/>

⁴¹⁶ <http://www.sassoon.com/academy/index.php>

⁴¹⁷ <http://www.hairdesignschool.edu/>

3.4.2 グレート・クリップス社 (Great Clips)

1982年にミネソタ州ミネアポリス市で創業したグレート・クリップス社 (Great Clips) は、1987年から美容院のフランチャイズ事業を開始している。2012年時点で3,000店舗以上あるフランチャイズ店において、予約なしで利用できる便利さ、手頃な料金、一貫した質の高いサービスを顧客に提供する⁴²¹ことを目指し、全米65カ所以上に同社の地域別研修センターを設けており、そこで、フランチャイズ店で働く美容師を対象に、上級トレーニングを提供している⁴²²。

顧客の利便性を追求する同社は、業界で始めてオンライン・チェックイン・システムを導入しており、顧客は来店前にオンラインで自分の名前を順番待ちリストに載せることが出来、来店時の待ち時間を最小限にすることが出来るようになっている⁴²³。

また同社では、将来美容師・美容師を目指す学生のために、「アリス・マドン・バートン奨学金プログラム (Alice Madden Barton Scholarship Program)」を通して、毎年1月と7月に美容師学校・美容師学校の学費奨学金を支給しており、希望者は同社のウェブサイトから奨学金申請が可能である⁴²⁴。

3.4.3 ファンタスティック・サムズ社 (Fantastic Sams)

1974年にテネシー州メンフィスに設立されたファンタスティック・サムズ社 (Fantastic Sams) は、フランチャイズ事業を1976年から開始している。現在、北米における同社のフランチャイズ店舗数は1,200店以上に拡大している⁴²⁵。

同社は、起業および中小企業経営に関する専門誌の「アントレプレナー・マガジン (Entrepreneur Magazine⁴²⁶)」が毎年、財務の健全性と安定度、成長率、フランチャイズ・システムの規模などを総合的に評価して選ぶ「2012年フランチャイズ500ランキング (2012 Franchise 500 Rankings)」では64位にランクインし⁴²⁷、また、フランチャイズ情報誌の「フランチャイズ・タイムズ (Franchise Times⁴²⁸)」が毎年、年間総売上高によって選出する「2012年フランチャイズ・システム上位200社 (2012 Franchise Times Top 200 Franchise Systems)」では139位⁴²⁹にランクインしている。またファンタスティック・サムズ社は、USAトゥデイ紙 (USA Today) が毎年選ぶ、「退役軍人に最適なフランチャイズ上位50社 (2012 Top 50 Franchises for Military Veterans⁴³⁰)」の1社に選ばれているほか、ヒスパニック系読者のための情報誌「ポデール360° (Poder 360°⁴³¹)」による「2011年ヒスパニックのためのフランチャイズ上位25社 (2011 Top 25 Franchises for Hispanics)」では9位⁴³²に選出されている。

⁴¹⁸ <http://www.regiscorp.com/NA/overview/default.asp>

⁴¹⁹ <http://hairloss.hairclub.com/new/>

⁴²⁰ 2012年7月に、レジス社と日本のアデランス社の間で、「ヘアクラブ」の株式に関する合意が締結されている。これにより、アデランス社が、「ヘアクラブ」の株式を100%保有することになる。

⁴²¹ <http://pdf.irpocket.com/C8170/JA1b/W8dP/Q05l.pdf>

⁴²² <http://www.greatclipsfranchise.com/history.html>

⁴²³ <http://www.greatclipsfranchise.com/about-us.html>

⁴²⁴ <http://www.greatclips.com/about-us/press-room/online-checkin-markets>

⁴²⁵ <http://www.greatclips.com/stylists/scholarship-program>

⁴²⁶ <http://www.fantasticsams.com/pages/Home/about.aspx>

⁴²⁷ <http://www.entrepreneur.com/magazine/index.html#>

⁴²⁸ <http://www.entrepreneur.com/franchises/rankings/franchise500-115608/2012.-3.html>

⁴²⁹ <http://www.franchisetimes.com/>

⁴³⁰ <http://www.franchisetimes.com/pdf/2012-Top200.pdf>, P.16

⁴³¹ <http://www.franchises4vets.com/download/2012-Top-50-Franchises-Article.pdf>

⁴³² http://www.poder360.com/index.php?language=en&id_country=1

⁴³³ http://www.poder360.com/article_detail.php?id_article=5823&pag=2

同社が提供するサービスは、ヘアカット、ヘアトリートメント、ヘアカラーなどの基本的なサービスや、くせ毛矯正、フェイシャル脱毛、口髭・あご髭のカットなどのサービスを提供するほか、ヘアカットをする顧客には、頭皮マッサージを含む「シャンプー・セラピー (Shampoo Therapy)」と呼ばれる無料シャンプーサービスを提供している⁴³³。また、「ファンタスティック・ヘアケア製品 (Fantastic Hair product)」という補充ビタミン、大豆タンパク、シリコン入りの独自ヘアケア製品ラインの販売も行っている⁴³⁴。

3.4.4 スポーツ・クリップス社 (Sports Clips)

顧客がテレビでスポーツ観戦しながら散髪サービスを受けることができるという、独特のサービススタイルを提供する、男児・男性専用理容室のスポーツ・クリップス社 (Sports Clips⁴³⁵) は、1993年に創業され、現在テキサス州ジョージタウンに本社を置く。同社は、1995年からフランチャイズ事業を開始しており⁴³⁶、全米39州に所在する店舗数は950以上である⁴³⁷。

同社は、アントレプレナー・マガジンが毎年選ぶ、「急成長フランチャイズ・ランキング (Fastest-Growing Franchise Rankings)」の2012年版では18位⁴³⁸に、「2012年フランチャイズ500ランキング」では91位⁴³⁹に選出されているほか、「フォーブス誌 (Forbes⁴⁴⁰)」が予想初期投資額、店舗所在地数、店舗生存率、フランチャイジー・トレーニング時間数などを総合的に判断して選出した2011年の「推奨フランチャイズ上位20社 (The Top 20 Franchises To Start)」ランキングの第8位⁴⁴¹にランクインし、さらに、中小企業のための情報サイトの「オール・ビジネス・ドットコム (AllBusiness.com⁴⁴²)」が親会社で調査会社のダン・アンド・ブラッドストリート社 (Dun and Bradstreet : D&B) の提供する情報に基づいて、優良フランチャイズを総合的に判断して選出する「2012年オールビジネス・オールスターズ (2012 AllBusiness Allstars)」の上位50位にも選出されている⁴⁴³。これは同社の安定性および将来性を裏づけている。

また同社は、「戦争退役軍人 (Veterans of Foreign Wars : VFW)」の公認理容室となっており、退役軍人に対しては、理容サービスやフランチャイズ参入の特別割引料金を設定している。

3.4.5 リーガル・ネイルズ社 (Regal Nails)

1997年にルイジアナ州シュリーブポートに設立されたリーガル・ネイルズ社 (Regal Nails) は、2005年にリーガル・ネイルズ・サロン・アンド・スパ社 (Regal Nails, Salon & Spa) として組織再編を行った米国最大のネイルサロン・フランチャイズで⁴⁴⁴、現在、北米全体に約1,000店の店舗を構える⁴⁴⁵。

⁴³³ <http://www.fantasticsams.com/pages/WhatWeDo/services.aspx>

⁴³⁴ <http://www.fantasticsams.com/pages/HairCare/haircare.aspx>

⁴³⁵ <http://www.sportclipsfranchise.com/hair-cut-franchise-why-sport-clips.php>

⁴³⁶ <http://www.sportclips.com/about/about-sportclips.html>

⁴³⁷ <http://www.sportclipsfranchise.com/beauty-salon-business-available-markets.php>

⁴³⁸ <http://www.entrepreneur.com/franchises/rankings/fastestgrowing-115162/2012,-1.html>

⁴³⁹ <http://www.entrepreneur.com/franchises/rankings/franchise500-115608/2012,-4.html>

⁴⁴⁰ <http://www.forbes.com/>

⁴⁴¹ <http://www.forbes.com/2011/01/18/best-franchises-for-the-buck-entrepreneurs-finance-franchise-slide-14.html>

⁴⁴² <http://www.allbusiness.com/#axzz2DMLjtrRP>

⁴⁴³ <http://www.sportclips.com/about/about-sportclips.html>

⁴⁴⁴ http://regalnails.com/home/about_us.html

⁴⁴⁵ <http://regalnails.com/franchising.html>

同社は、顧客に対して安全で清潔なサービスを提供することをモットーとしており、特にサロンの衛生状態に関し独自の高い基準を設定している。例えば、同社は、病院で利用される消毒液や器具消毒用の加圧滅菌機の導入を行ったネイルサロン業界初の企業である⁴⁴⁶ほか、本社所属の検査官が全てのフランチャイズ店を定期的に点検し、各店舗が営業を行う州政府の定める衛生基準と同社の衛生基準の両方を順守するよう、フランチャイジーに義務付けている。なお、各フランチャイズ店に勤務する美容師が保有する資格によって、各店舗が提供するサービスに差はあるが、基本的にはネイルサービス、脱毛、マッサージなどとなっている。

3.5 重要な情報源の URL

●連邦

連邦規制	1976年国際投資・サービス貿易調査法 (International Investment and Trade in Services Survey Act of 1976)	http://www.law.cornell.edu/uscode/text/22/chapter-46
	1990年外国直接投資及び国際金融データ改善法 (Foreign Direct Investment and International Financial Data Improvements Act of 1990)	http://uscode.house.gov/download/pls/22C46A.txt
	1978年農業外国投資開示法 (Agricultural Foreign Investment Disclosure Act of 1978)	http://uscode.house.gov/download/pls/07C66.txt
	1977年国内及び外国投資改善開示法 (Domestic and Foreign Investment Improved Disclosure Act of 1977)	http://www.law.cornell.edu/topn/Domestic%20and%20Foreign%20Investment%20Improved%20Disclosure%20Act%20of%201977
エクソン・フロリオ条項 (Exxon-Florio provision) 関連	外国投資委員会 (Committee on Foreign Investment in the United States : CFIUS)	http://www.treasury.gov/resource-center/international/Pages/Committee-on-Foreign-Investment-in-US.aspx
米国内資産規制	財務省外国資産管理局 (Department of Treasury Office of Foreign Asset Control : OFAC)	http://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx
労働許可	国土安全保障省米国市民権移民局 (U.S. Department of Homeland Security U.S. Citizenship and Immigration Services)	http://www.uscis.gov/portal/site/uscis
営業許可・届出手続き	内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS)	http://www.irs.gov/
フランチャイズ事業関連	連邦取引委員会 (U.S. Federal Trade Commission : FTC)	http://www.ftc.gov/
	連邦取引委員会フランチャイズ規定 (Federal Trade Commission Franchise Rule)	http://www.ftc.gov/os/2007/01/R511003FranchiseRuleFRNotice.pdf
	連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act)	http://www.law.cornell.edu/uscode/text/15/41

⁴⁴⁶ http://regalnails.com/home/about_us.html

●ニューヨーク州

営業許可・届出手続き	州務省法人・州登録・統一商事法典部 (Department of State's Division of Corporations, State Records and Uniform Commercial Code)	http://www.dos.ny.gov/corps/
	州務省ライセンスサービス部 (Department of State Division of Licensing Services)	http://www.dos.ny.gov/licensing/
	保健省環境衛生センター (Department of Health Center for Environmental Health)	http://www.health.ny.gov/
フランチャイズ事業関連	ニューヨーク州検察局 (Office of the Attorney General)	http://www.ag.ny.gov/
	ニューヨーク州一般事業法第 33 条第 680～695 項フランチャイズ法令 (New York General Business Law – Article 33 Section 680-695 : New York State Franchise Act)	http://law.onecle.com/new-york/general-business/article33.html
	北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA)	http://www.nasaa.org/

3.6 関連省庁・業界団体などの問い合わせ先リスト

●連邦

労働許可取得関連	国土安全保障省米国市民権移民局 (U.S. Department of Homeland Security U.S. Citizenship and Immigration Services)	http://www.uscis.gov/portal/site/uscis/menuitem.eb1d4c2a3e5b9ac89243c6a7543f6d1a/?vgnnextoid=ddce0b89284a3210VgnVCM100000b92ca60aRCD&vgnnextchannel=ddce0b89284a3210VgnVCM100000b92ca60aRCD
営業許可・届出手続き	内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS)	http://www.irs.gov/uac/How-to-Contact-the-IRS-1
フランチャイズ事業関連	連邦取引委員会 (U.S. Federal Trade Commission : FTC)	http://www.ftc.gov/ftc/contact.shtm

●ニューヨーク州

営業許可・届出手続き	州務局法人・州登録・統一商事法典部 (Department of State's Division of Corporations, State Records and Uniform Commercial Code)	http://www.dos.ny.gov/about/contact.asp?DCode=CORP
	州務局ライセンスサービス部 (Department of State Division of Licensing Services)	http://www.dos.ny.gov/about/contact.asp?DCode=LCNS

	保健局環境衛生センター (Department of Health Center for Environmental Health)	http://www.health.ny.gov/environmental/phone.htm
フランチャイズ事業	ニューヨーク州検察局 (Office of the Attorney General)	http://www.ag.ny.gov/contact-attorney-general
	北米証券行政官協会 (North American Securities Administrators Association : NASAA)	http://www.nasaa.org/about-us/contact-us/contact-your-regulator/

●業界団体

美容専門家協会 (Professional Beauty Association : PBA)	http://www.probeauty.org/
美容サロン専門家協会 (Association of Cosmetology Salon Professionals : ACSP)	http://www.mycosmetology.org/
米国スキンケア・セルライト専門家協会 (American Skincare & Cellulite Expert Association)	http://www.ascea.org/
米国理容師協会役員会 (The National Association of Barber Boards of America)	http://www.nationalbarberboards.com/
国際理容師協会 (International Barber Association)	http://internationalbarberassociation.com/
エステティクス国際協会 (Aesthetics International Association : AIA)	http://www.aestheticsassociation.com/
サロン・スパ協会 (Salon & Spa Association : SSA)	http://salonspaassociation.com/

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。